

11.
建設
設
23
年

~~14~~
5

国立公文書館	
分類	内閣府
	平成17年度
排架番号	4E
	34
	325



裏面白紙

建設

23年

~~14~~ 建設 5
⑤

裏面白紙

No. 28

25. 4. 7

昭和二十三年四月

昭和二十三年度公共事業用主要資材
事業別百方田当り需要調

経済安定本部建設局資材班

24
4.7
9~2

目次

一	河川関係	一
二	砂防関係	一
三	道路関係	一
四	山林関係	三
五	都市計画関係	八
六	水産関係	八
七	農業関係	一〇
八	港湾関係	一五
九	建築関係	一六
十	通信関係	一八
十一	厚生関係	二二
十二	陸運関係	二四

百万円当り主要資材需要調

一 河川関係

(昭和二十二年十一月)

資材名	単位	最要		
		需	高	平均
普通鋼々材	屯	〇・六〇	一・八〇	一・二〇
鉄鋼二次製品	屯	〇・三〇	〇・六〇	〇・四五
鉄	屯	〇・三五	〇・九〇	〇・四七
電	屯	〇・〇五	〇・〇九	〇・〇七
セメント	屯	六〇	一八〇	一二〇
木材	石	一〇〇	五〇〇	三〇〇

(注) 災害も含む

二 砂防関係

資材名	単位	最要		
		需	高	平均
普通鋼々材	屯	〇・六〇	〇・九〇	〇・七五
鉄鋼二次製品	屯	〇・二〇	〇・三〇	〇・二五
鉄	屯	〇・三〇	〇・六〇	〇・四五
電	屯	〇・〇五	〇・〇九	〇・〇七
セメント	屯	五〇	一五〇	七五
木材	石	八〇	一五〇	一一五

(注) 災害も含む

三 道路関係 (直轄国道)

資材名	単位	最要		
		需	高	平均
普通鋼々材	屯	〇・五〇	三・五〇	一・七八三

四 山林開原（森林治水）一般會計

資材名	單位	最		平
		需	要	
普通鋼材	屯	〇〇五五	〇〇六九	〇〇六二
鐵鋼二次製品	屯	〇一八	〇二四七	〇一三五
電線	屯	1	1	1
七×二	屯	一四九三	一八六五四	一七七八五
木材	石	三四九八	四三七二	三九三五

（造林計画実施）

資材名	單位	最		平
		需	要	
普通鋼材	屯	〇〇九二	〇一三一	〇一二五

資材名	單位	最		平
		需	要	
鐵鋼二次製品	屯	〇〇一八	〇〇二六	〇〇二二
電線	屯	1	1	1
七×二	屯	一四八一	二一五	一七九六
木材	石	二五五	二二二	一七九六

（民有林開発施設）

資材名	單位	最		平
		需	要	
普通鋼材	屯	〇一三	〇一四九	〇一三〇
鐵鋼二次製品	屯	1	1	1
電線	屯	1	1	1

資材名	單價	最		平
		需	要	
普通鋼×材	元	〇・一五	〇・一五〇	〇・一二七五
鐵鋼二次製品	元			

（民有林野官行造林）

資材名	單價	最		平
		需	要	
普通鋼×材	元	七、八八	一一、二五	九、五五五
鐵鋼二次製品	元	〇・三九	〇・五六	〇・四七五
電線	元			
枕木	元			
木	元			

（森林害虫防除）

資材名	單價	最		平
		需	要	
普通鋼×材	元	〇・一〇五	〇・一三一	〇・一二八
鐵鋼二次製品	元	〇・三〇	〇・一六二	〇・一四六
電線	元			
枕木	元			
木	元	一二七、三四	一五九、一八	一四三、二六

（奥地開荒林道施設）

木	元	二、二九四	三、〇五八	二、六七六
石	元	一一四、二四	一五二、一九	一三三、一六五

山林関係（国有林野造林事業）特別会計

資材名	単位	需要量		
		最低	最高	平均
普通鋼々材	屯	〇・三七四	〇・四一五	〇・三九四五
鉄鋼二次製面	屯	〇・一八九	〇・二一〇	〇・一九九五
鉄線	屯	—	—	—
電線	屯	—	—	—
木	材	三六三・五八	四〇三・九八	三八三・七八

（災害應急及復旧）

木	材	一一九・四六	一五九・二八	一三九・三七
---	---	--------	--------	--------

（北海道民有林開発施設）

資材名	単位	需要量		
		最低	最高	平均
普通鋼々材	屯	〇・一二二	〇・一六三	〇・一四二五
鉄鋼二次製面	屯	〇・三五	〇・四六	〇・四〇五
鉄線	屯	—	—	—
電線	屯	—	—	—
木	材	二〇九三	二七九一	二四四二

木	材	二一〇・〇八	三〇〇・一二	二五五・一
---	---	--------	--------	-------

資材名	單位	最		要		平	
		低	高	高	均	均	均
普通鋼々材	屯	〇.八六九	一.〇八六		〇.九七七		
鉄鋼二次製品	屯	〇.四〇四	〇.五〇五		〇.四五四		
鉄線	屯						
電線	屯						
木	材	二.一〇七	二.六二六		二.三六三		
	材	三.一二五七	二.六五七		二.三九一四		

（國有林野土木事業）

鉄線	屯				
電線	屯				
木	材	二.二六四	二.八三〇七		二.五四七五
	材	三.八九三	四.八六六		四.三七九五

資材名	單位	最		要		平	
		低	高	高	均	均	均
普通鋼々材	屯	〇.一一八	〇.一四七		〇.一三二五		
鉄鋼二次製品	屯	〇.二七四	〇.三四三		〇.三〇八五		

（國有林野治水事業）

資材名	單位	最		要		平	
		低	高	高	均	均	均
普通鋼々材	屯				〇.五七六五		
鉄鋼二次製品	屯	〇.四九四	〇.六五九				
鉄線	屯						
電線	屯						
木	材	〇.三四〇	〇.四五三		〇.三九五		
	材	三.七五一	五.〇〇一		四.三七六		

（國有林野災害應急及復旧）

資材名	最要		
	最	高	平
普通鋼材	一五三五	一七〇五	一六二〇
鉄鋼二次製品	〇三五八	〇三九八	〇三七八
電線	一	一	一
電線	一	一	一
木	二五五七	二八四一	二六九九
セメント	二三〇六	二五八四	二四三五
石	二五五七	二八四一	二六九九

裏面白紙

五 都市計画関係

資材名	單位	最		平均
		低	高	
普通鋼々材	kg	0.200	0.300	0.250
鉄鋼二次製品	kg	0.300	0.400	0.350
鉄線	kg	0.200	0.300	0.250
電線	kg	0.070	0.090	0.080
セメント	kg	4000	6000	5000
木材	kg	700	1000	850

六 水産関係 (北海道漁港)

資材名	單位	最		平均
		低	高	
普通鋼々材	kg	0.323	0.808	0.565
鉄鋼二次製品	kg	0.486	0.972	0.729

(本土漁港)

鉄線	kg	1.35	47.2	30.3
セメント	kg	330	660	495
木材	kg	330	660	495

資材名	單位	最		平均
		低	高	
普通鋼々材	kg	0.323	0.808	0.565
鉄鋼二次製品	kg	0.486	0.972	0.729
鉄線	kg	1.35	47.2	30.3
電線	kg	1.35	47.2	30.3
セメント	kg	330	660	495
木材	kg	330	660	495

木	材	石	三三〇	六六〇	四九五
---	---	---	-----	-----	-----

（本土船溜）

資材名	單位	最		平
		低	高	
普通鋼々材	七	〇・三五四	〇・八八五	〇・五六五
鉄鋼二次製品	七	〇・五三一	一・〇六二	〇・七九六
電線	七			
セメント	七	七七一	二七一	一七一
木	七	三二四	六四一	四八一

（災害後旧漁港）

資材名	單位	最		平
		低	高	
普通鋼々材	七	〇・一四五	〇・三六三	〇・二五四
鉄鋼二次製品	七	〇・二二三	〇・四四六	〇・三三四
電線	七			
セメント	七	一六八	五九〇	三七九
木	七	二三三	四六六	三四九

（災害後旧船溜）

資材名	單位	最		平
		低	高	
普通鋼々材	七	〇・〇二三	〇・〇五八	〇・〇四五
鉄鋼二次製品	七	〇・〇三五	〇・〇七〇	〇・〇五二

資材名	單位	最		平均
		低	高	
普通鋼々材	ト	〇・二	〇・三	〇・二五
鉄鋼二次製品	ト	〇・〇九	〇・一三	〇・一一

(委託用型)

資材名	單位	最		平均
		低	高	
普通鋼々材	ト	〇・二	〇・三	〇・二五
鉄鋼二次製品	ト	〇・〇九	〇・一三	〇・一一
電線鉄	ト	〇・〇一	〇・〇五	〇・〇四
木	ト	二・〇	七・六五	五・八八五

(国営用型)

資材名	單位	最		平均
		低	高	
普通鋼々材	ト	一・二	一・六	一・四
鉄鋼二次製品	ト	〇・四〇	〇・五三	〇・四六
電線鉄	ト	〇・二二	〇・二九	〇・二五
木	ト	一・四一	五・四四	一・四三

七 農業関係 (大規模国営用型)

資材名	單位	最		平均
		低	高	
鉄線	ト	一	一	一・四
電	ト	六	二二・四	一・四
木	ト	三四・五	六九・〇	五・一二五

資材名	單位	最		平均
		低	高	
普通鋼材	ト	〇・〇二	〇・〇二	〇・〇二
鉄鋼二次製品	ト	〇・一一	〇・一一	〇・一一

(小用室)

資材名	單位	最		平均
		低	高	
普通鋼材	ト	〇・〇五	〇・〇五	〇・〇五
鉄鋼二次製品	ト	〇・〇三	〇・〇三	〇・〇三
鉄線	ト	〇・〇一	〇・〇一	〇・〇一
電線	ト	〇・〇一	〇・〇一	〇・〇一
木	ト	一・四九	一・五二	一・五〇

(用石道路)

資材名	單位	最		平均
		低	高	
普通鋼材	ト	〇・一八	〇・一八	〇・一八
鉄鋼二次製品	ト	〇・〇九	〇・〇九	〇・〇九
鉄線	ト	〇・〇三	〇・〇三	〇・〇三
電線	ト	〇・〇三	〇・〇三	〇・〇三
木	ト	一・八五	一・八五	一・八五

(防災施設)

資材名	單位	最		平均
		低	高	
普通鋼材	ト	〇・〇三	〇・〇五	〇・〇四
鉄鋼二次製品	ト	〇・〇一	〇・〇一	〇・〇一
鉄線	ト	〇・〇一	〇・〇一	〇・〇一
電線	ト	〇・〇一	〇・〇一	〇・〇一
木	ト	三・八四	七・六六	五・七五

資材名	單位	量	
		最低	最高
普通鋼々々材	屯	二・七	二・七
鉄鋼二次製品	屯	〇・三五	〇・三五

(委託干招)

資材名	單位	量	
		最低	最高
普通鋼々々材	屯	二・七	二・七
鉄鋼二次製品	屯	〇・三五	〇・三五
鏡鉄	屯	〇・九八	〇・九八
電線	屯	〇・一三	〇・一三
セメント	屯	一・八三	一・八三
木材	屯	一・〇二三	一・〇二三

(国営干招)

資材名	單位	量	
		最低	最高
普通鋼々々材	屯	二・四六	二・五
鉄鋼二次製品	屯	〇・三二	〇・三三
鏡鉄	屯	〇・八八	〇・九四
電線	屯	〇・〇八	〇・〇九
セメント	屯	一・五二	一・五二
木材	屯	八・七二	八・七二

(大規模国営干招)

資材名	單位	量	
		最低	最高
鉄鉄	屯	〇・〇三	〇・〇三
電線	屯	一・二	一・二
セメント	屯	三・五二	六・四七
木材	屯	四・九五	四・九五

資材名	單位	最低	最高	平均
普通鋼々材	屯	二・一	三・六	二・三五
鉄鋼二次製品	屯	〇・九五	一・一八	一・〇六五

(府県管農業水利)

資材名	單位	最低	最高	平均
普通鋼々材	屯	三・一	八・二	五・六五
鉄鋼二次製品	屯	〇・四六	一・二四	〇・八五
鉄線	屯	〇・〇五	一・二四	〇・六四五
電線	屯	〇・一〇	〇・二六	〇・一八
セメント	屯	三・三五	三・三六	三・三五五
木材	石	一・二五	一・二五	一・二五一

(国営農業水利)

資材名	單位	最低	最高	平均
普通鋼々材	屯	〇・一	七・五	三・八
鉄鋼二次製品	屯	〇・〇二	一・三八	〇・七
鉄線	屯	〇・一三	〇・九二	〇・五二五
電線	屯	〇・〇二	〇・一五	〇・〇八五
セメント	屯	三・二〇	一・三〇	七・二五
木材	石	四・五四	一・六〇六	一・〇三一

(大規模農業水利)

資材名	單位	最低	最高	平均
普通鋼々材	屯	〇・九六	〇・九六	〇・九六
鉄鋼二次製品	屯	〇・一三	〇・一三	〇・一三
鉄線	屯	〇・一三	〇・一三	〇・一三
電線	屯	〇・一三	〇・一三	〇・一三
セメント	屯	一・八一	一・八一	一・八一
木材	石	一・〇一〇	一・〇一〇	一・〇一〇

資材名	單位	災害防止	
		最低	最高
普通鋼々材	屯	0.08	0.08
鉄鋼二次製品	屯	0.05	0.05
		平均	
		0.08	0.05

(災害防止)

資材名	單位	災害復旧	
		最低	最高
普通鋼々材	屯	0.6	0.6
鉄鋼二次製品	屯	0.4	0.4
電線	屯	1	1
セメント	屯	10.5	10.5
木材	屯	20.4	20.4
		平均	
		0.6	0.4

(災害復旧)

資材名	單位	土地改良	
		最低	最高
普通鋼々材	屯	0.59	0.6
鉄鋼二次製品	屯	0.64	0.65
電線	屯	0.72	0.73
セメント	屯	0.10	0.10
木材	屯	5.37	5.37
		平均	
		0.59	0.65

(土地改良)

資材名	單位	土地改良	
		最低	最高
普通鋼々材	屯	0.95	1.18
鉄鋼二次製品	屯	0.28	0.35
電線	屯	1.94	3.46
セメント	屯	5.60	10.24
木材	屯	7.92	7.92
		平均	
		0.31	0.65

資材名	單位	最低		最高		平均
		需	要	需	要	
普通鋼々材	屯	0.200	0.99	0.200	0.99	0.59
鉄鋼二次製品	屯	0.048	0.24	0.048	0.24	0.14

(災害復旧工事)

資材名	單位	最低		最高		平均
		需	要	需	要	
普通鋼々材	屯	1.33	2.93	1.33	2.93	2.13
鉄鋼二次製品	屯	0.24	0.68	0.24	0.68	0.46
鉄線	屯	0.13	0.25	0.13	0.25	0.19
電線	屯	1.637	2.061	1.637	2.061	1.849
セメント	屯	1.637	2.061	1.637	2.061	1.849
木材	石	4.84	1.825	4.84	1.825	1.54

八、港湾関係(港湾整備工事)

資材名	單位	最低		最高		平均
		需	要	需	要	
普通鋼々材	屯	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4
鉄鋼二次製品	屯	1.99	1.99	1.99	1.99	1.99
鉄線	屯	1.1	2.43	1.1	2.43	2.43
電線	屯	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1
セメント	屯	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1
木材	石	1.75	1.75	1.75	1.75	1.75

(農業機械)

資材名	單位	最低		最高		平均
		需	要	需	要	
鉄線	屯	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1
電線	屯	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9
セメント	屯	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9
木材	石	5.5	5.5	5.5	5.5	5.5

資材名	單位	最		平均
		低	高	
普通鋼々材	屯	一四八	一八〇	一六四
鉄鋼二次製品	屯	〇六四	〇七七	〇七〇

(裁判所)

資材名	單位	最		平均
		低	高	
普通鋼々材	屯	一四〇	一七六	一五八
鉄鋼二次製品	屯	〇六〇	〇七六	〇六八
鉄線	屯	〇六〇	〇七六	〇六八
電線	屯	〇一	〇一四	〇一二
セメント	屯	一二〇	一五二	一三六
木材	石	五〇〇	六三〇	五六五

(刑務所)

資材名	單位	最		平均
		低	高	
普通鋼々材	屯	一二八	一七五	一五一
鉄鋼二次製品	屯	〇五五	〇七五	〇六五
鉄線	屯	〇五五	〇七五	〇六五
電線	屯	〇一〇	〇一四	〇一二
セメント	屯	一〇九	一五〇	一二九
木材	石	四五五	六五〇	五五一

九 建築関係(病院)

資材名	單位	最		平均
		低	高	
普通鋼々材	屯	〇〇一六	〇〇三六	〇〇二六
鉄鋼二次製品	屯	一六〇	八四九	五〇四
鉄線	屯	一六〇	八四九	五〇四
電線	屯	一六〇	八四九	五〇四
セメント	屯	一六〇	八四九	五〇四
木材	石	一六〇	八四九	五〇四

資材名	單位	最		平
		低	高	
普通鋼々材	屯	一五七	一九〇	一七三
鉄鋼二次製品	屯	〇六七	〇八一	〇七四

(住宅)

資材名	單位	最		平
		低	高	
普通鋼々材	屯	一五四	一九〇	一七二
鉄鋼二次製品	屯	〇六六	〇八一	〇七三
鉄線	屯	〇六六	〇八一	〇七三
電線	屯	〇一三	〇一五	〇一三
セメント	屯	一三二	一六二	一四七
木材	石	五五〇	六七五	六一二

(官庁營繕)

資材名	單位	最		平
		低	高	
普通鋼々材	屯	一五四	一八五	一八九
鉄鋼二次製品	屯	〇六六	〇八〇	〇七三
鉄線	屯	〇六六	〇八〇	〇七三
電線	屯	〇一三	〇一五	〇一三
セメント	屯	一三二	一五八	一四五
木材	石	五五〇	六六〇	六〇五

(学校)

資材名	單位	最		平
		低	高	
普通鋼々材	屯	〇六四	〇七七	〇七〇
鉄鋼二次製品	屯	〇一七	〇一四	〇一三
鉄線	屯	〇一七	〇一四	〇一三
電線	屯	〇一七	〇一四	〇一三
セメント	屯	一三〇	一五〇	一四〇
木材	石	五三〇	六四〇	五八五

資材名	單位	最低		最高		平均
		需	要	需	要	
普通鋼々材	屯	一〇七	一三〇	一〇七	一三八	一〇八
鉄鋼二次製品	屯	〇八七	一一九	〇八七	一〇三	一〇三

（公局舎管結）

資材名	單位	最低		最高		平均
		需	要	需	要	
普通鋼々材	屯	一〇二	一八六	一〇二	一四四	一四四
鉄鋼二次製品	屯	〇六八	一〇〇	〇六八	〇八四	〇八四
鉄線	屯	〇〇六八二五	〇一四七	〇〇六八二五	〇一七六三五	〇一七六三五
電線	屯	〇七五	〇九八	〇七五	〇八六	〇八六
セメント	屯	一七六	二二〇	一七六	一九八	一九八
木材	石	五七一四	七一四二	五七一四	六四二八	六四二八

一〇 通信関係（市内電話）

資材名	單位	最低		最高		平均
		需	要	需	要	
普通鋼々材	屯	一五四	二六五	一五四	二〇九	二〇九
鉄鋼二次製品	屯	〇六六	一一四	〇六六	〇九〇	〇九〇
鉄線	屯	〇六六	一一四	〇六六	〇九〇	〇九〇
電線	屯	〇一二	〇二一	〇一二	〇一六	〇一六
セメント	屯	一三二	二二六	一三二	一七九	一七九
木材	石	五五〇〇	九四六	五五〇〇	七四七	七四七

（倉庫）

資材名	單位	最低		最高		平均
		需	要	需	要	
鉄線	屯	〇六七	〇八一	〇六七	〇七四	〇七四
電線	屯	〇一二	〇一五	〇一二	〇一三	〇一三
セメント	屯	一三四	一六二	一三四	一四八	一四八
木材	石	五六〇	六七五	五六〇	六一七	六一七

資材名	單位	最		平均
		低	高	
普通鋼々材	屯	一、一三	一、四九	一、三一
鉄鋼二次製品	屯	〇、七九	一、一二	〇、八五五

(有線電信)

資材名	單位	最		平均
		低	高	
普通鋼々材	屯	〇、五六	〇、七五	〇、六五
鉄鋼二次製品	屯	〇、七六	一、三二	一、〇四
鏡鉄	屯	〇、一〇五	〇、一一五	〇、一一〇
電線	屯	〇、〇五八	〇、〇七	〇、〇六四
セメント	屯	六、九九	一、六九二	二、一九五五
木材	石	四、一五	四、七〇	四、四二五

(全局含管轄)

資材名	單位	最		平均
		低	高	
普通鋼々材	屯	〇、五九	〇、七四	〇、六六五
鉄鋼二次製品	屯	〇、七四	〇、九三	〇、八三五
鏡鉄	屯	〇、〇四五五	〇、〇九八	〇、〇七二七五
電線	屯	一、〇三	一、五六	一、二八
セメント	屯	〇、七八	〇、九六	〇、八七
木材	石	二、一九五	二、七七八	二、四八六五

(市外電話)

資材名	單位	最		平均
		低	高	
鉄線	屯	〇、一三六	〇、一五〇	〇、一四三
電線	屯	〇、〇五三	〇、〇六	〇、〇五六
セメント	屯	一、〇六五	二、一二五	一、五九五
木材	石	三、七六	四、二五	四、〇〇五

資材名	單位	
	最	平
普通銅々材	0.30	0.44
鉄鋼二次製品	0.55	0.275

〃 (全局合管線)

資材名	單位	最		平	
		低	高	均	均
普通銅々材	屯	二七三	三〇九	二九一	
鉄鋼二次製品	屯	一四五	一六七	一五六	
鉄線	屯	〇〇二七五	〇〇四九	〇〇三五八七五	
電線	屯	〇三五	〇五三	〇四四	
セ	屯	〇五六	〇八三	〇六九五	
木	屯	八〇九七	九三八九	八七四三	

〃 (無線電信)

資材名	單位	最		平	
		低	高	均	均
普通銅々材	屯	一〇七	一二九	一一八	
鉄鋼二次製品	屯	〇九八	一三二	一一五	
鉄線	屯	〇一五〇	〇一六五	〇一五七五	
電線	屯	〇〇六二	〇〇七	〇〇六六	
セ	屯	一二七一	二三五〇	一八一〇五	
木	屯	四一八	四七〇	四四四	

〃 (全局合管線)

資材名	單位	最		平	
		低	高	均	均
普通銅々材	屯	〇三三三五	〇〇七三五	〇〇五三八二	
鉄鋼二次製品	屯	〇七八	一〇三	〇九五五	
鉄線	屯	二二三八	二九六五	二六〇一五	
電線	屯	〇四一	〇五二	〇四六五	
セ	屯	二二三八	二九六五	二六〇一五	
木	屯	二二三八	二九六五	二六〇一五	

資材名	單位	最		平均
		運	高	
普通鋼々材	屯	〇・五六	〇・七一	〇・六三五
鉄鋼二次製品	屯	〇・六五	〇・九九	〇・八二

〃 (施設補充)

資材名	單位	最		平均
		低	高	
普通鋼々材	屯	〇・三九	〇・七五	〇・五七
鉄鋼二次製品	屯	〇・七二	一・三二	一・〇二
鉄線	屯	〇・一〇五	〇・一〇大	〇・一〇五
電線	屯	〇・〇五三	〇・〇八	〇・〇六五
セメント	屯	五・七三	一・六九二	一・三二五
木材	石	三八六	四七〇	四二八

〃 (全局合管繕)

資材名	單位	最		平均
		低	高	
普通鋼々材	屯	〇・〇一	〇・〇一五	〇・〇一二五
鉄鋼二次製品	屯	〇・〇二	〇・〇二五	〇・〇二二五
鉄線	屯	〇・〇一三七五	〇・〇二四五	〇・〇七九三七
電線	屯	〇・〇一	〇・〇一五	〇・〇一二五
セメント	石	〇・三八	〇・四二	〇・四〇
木材	石	一七・二八	一八・一二	一七・七

〃 (電及施設)

資材名	單位	最		平均
		低	高	
鉄線	屯	〇・一〇二	〇・一二二	〇・一一二
電線	屯	〇・〇四三	〇・〇六	〇・〇五五
セメント	石	三・九六	一・三・一〇	八・五三
木材	石	三一四	四二八	三七一

資材名	單位	最需		最高		平均	
		低	高	低	高	低	高
普通鋼々材	屯	七、一	八、五	七、八			
鉄鋼二次製品	屯	三、九	四、七	四、三			
鉄球	屯	二、〇、二	三、二、三	二、六、二、五			
電球	屯	一、一	一、三	一、二			
木	屯	一、二、四、六	一、八、八、〇	一、五、六、三			
石	屯	一、七、一、九	二、〇、五、〇	一、八、八、四、五			

（上水道）

資材名	單位	最需		最高		平均	
		低	高	低	高	低	高
鉄鋼二次製品	屯	〇、一、七、〇	〇、二、〇、六	〇、一、八、八			
鉄球	屯	〇、〇、二、五	〇、〇、三、三	〇、〇、二、九			
電球	屯	一、二、四、九	一、二、四、九	一、二、四、九			
木	屯	三、八、〇	四、五、〇	四、二、五			
石	屯						

23

資材名	單位	最需		最高		平均	
		低	高	低	高	低	高
普通鋼々材	屯	〇、一、七、〇	〇、二、〇、六	〇、一、八、八			

（婦人会館）

資材名	單位	最需		最高		平均	
		低	高	低	高	低	高
普通鋼々材	屯	〇、六、五、三	〇、八、一、六	〇、七、三、四			
鉄鋼二次製品	屯	一、四、九、一	一、八、六、三	一、六、七、七			
鉄線	屯	〇、〇、二、六	〇、〇、三、二	〇、〇、二、九			
電球	屯	一、二、八、三、〇	一、六、〇、三、〇	一、四、四、三、〇			
木	屯	三、八、五、〇	四、八、〇、〇	四、三、二、五、〇			
石	屯						

（国立労働会館）

27

資材名		單位	最低		最高		量
鐵鋼二次製品	鐵	屯	0.0	0.1	0.0	0.3	6.3
普通鋼々材	鐵	屯	0.0	0.1	0.0	0.3	6.3
鐵鋼二次製品	鐵	屯	0.0	0.1	0.0	0.3	6.3
鐵	鐵	屯	0.0	0.1	0.0	0.3	6.3
電	鐵	屯	0.0	0.1	0.0	0.3	6.3

(路線増設)

資材名		單位	最低		最高		量
鐵鋼二次製品	鐵	屯	0.0	0.1	0.0	0.3	6.3
普通鋼々材	鐵	屯	0.0	0.1	0.0	0.3	6.3
鐵鋼二次製品	鐵	屯	0.0	0.1	0.0	0.3	6.3
鐵	鐵	屯	0.0	0.1	0.0	0.3	6.3
電	鐵	屯	0.0	0.1	0.0	0.3	6.3

(下水道)

十二 陸運関係(新線建設)

資材名	單位	最低		最高		重量
		數量	價格	數量	價格	
普通鋼々材	屯	一	二	六	二	三七
普通鋼々材	屯	三	二	一	〇	六七
鉄鋼二次製品	屯	〇	〇	〇	〇	四一九
鉄線	屯	〇	〇	〇	〇	〇〇九
電線	屯	〇	〇	〇	〇	〇〇二
枕木	屯	一	二	四	六	七五
枕木	屯	一	二	四	六	七五
枕木	屯	一	二	四	六	七五
枕木	屯	一	二	四	六	七五

(停車場設備)

(防災設備)

資材名	單位	最低		最高		重量
		數量	價格	數量	價格	
普通鋼々材	屯	三	九	六	一	五〇
鉄鋼二次製品	屯	〇	〇	〇	〇	二五
鉄線	屯	〇	〇	〇	〇	一九
電線	屯	〇	〇	〇	〇	三
枕木	屯	一	二	四	六	五〇
枕木	屯	一	二	四	六	五〇
枕木	屯	一	二	四	六	五〇
枕木	屯	一	二	四	六	五〇

(線路改良)

資材名	單位	最低		最高		重量
		數量	價格	數量	價格	
普通鋼々材	屯	五	四	三	〇	三〇
鉄鋼二次製品	屯	〇	〇	〇	〇	〇
鉄線	屯	〇	〇	〇	〇	〇
電線	屯	〇	〇	〇	〇	〇
枕木	屯	二	一	〇	四	三
枕木	屯	二	一	〇	四	三
枕木	屯	二	一	〇	四	三
枕木	屯	二	一	〇	四	三

25

29

資材名	單位	最低		最高		量
		最低	最高	最低	最高	
普通鋼々材	屯	0.5	2.4	0.5	1.4	5
鉄鋼二次製品	屯	0.5	0.7	0.5	0.6	25
鋁鉄	屯	0.0	0.0	0.0	0.0	0
電線	屯	0.0	0.0	0.0	0.0	0
木材	屯	4.5	3.4	2.9	2.9	5
枕用木材	屯	5.0	7.0	6.0	6.0	0

(建築)

資材名	單位	最低		最高		量
		最低	最高	最低	最高	
普通鋼々材	屯	2.5	2.8	2.5	2.5	5
鉄鋼二次製品	屯	0.0	0.0	0.0	0.0	0
鋁鉄	屯	0.0	0.0	0.0	0.0	0
電線	屯	0.0	0.0	0.0	0.0	0
木材	屯	4.5	3.9	4.7	4.6	5
枕用木材	屯	5.0	7.0	4.7	4.6	0

資材名	單位	最低		最高		量
		最低	最高	最低	最高	
普通鋼々材	屯	5.9	9.8	7.8	7.8	5
鉄鋼二次製品	屯	0.0	0.0	0.0	0.0	0
鋁鉄	屯	0.0	0.0	0.0	0.0	0
電線	屯	0.0	0.0	0.0	0.0	0
木材	屯	0.0	0.0	0.0	0.0	0
枕用木材	屯	0.0	0.0	0.0	0.0	0

(水陸運送設備)

資材名	單位	最低		最高		量
		最低	最高	最低	最高	
鉄鋼二次製品	屯	0.0	0.0	0.0	0.0	0
鋁鉄	屯	0.0	0.0	0.0	0.0	0
電線	屯	0.0	0.0	0.0	0.0	0
木材	屯	1.3	2.7	2.5	2.4	0
枕用木材	屯	2.0	3.5	2.0	2.0	0

資材名	單位	最低	最高	量
普通鋼々材	屯	0.65	1.0	0.825
鉄鋼二次製品	屯	1.9	7.0	4.45
鉄線	屯	0.03	0.07	0.05
電線	屯	1.46	6.0	3.73

(通信設備)

資材名	單位	最低	最高	量
普通鋼々材	屯	1.9	9.5	5.7
鉄鋼二次製品	屯	0.15	0.38	0.265
鉄線	屯	0.3	0.56	0.43
電線	屯	0.096	0.14	0.118
木	屯	9.1	23.6	16.35
木	屯	8.6	74.0	41.3

資材名	單位	最低	最高	量
普通鋼々材	屯	7.6	7.7	7.65
鉄鋼二次製品	屯	0.38	0.57	0.975
鉄線	屯	0.2	0.86	0.53
電線	屯	2.83	3.16	2.975
木	屯	7.1	7.4	7.25
木	屯	10.0	12.5	11.5

(電化設備)

資材名	單位	最低		最高		量
		需	要	需	要	
普通鋼々材	屯	一、七	一、八	一、七	一、七	一、七五
鉄鋼二次製品	屯	〇、二七	〇、四	〇、一	〇、一	〇、一〇五
鉄	屯	〇、六	〇、一	〇、一	〇、一	〇、八〇五

(電気信号設備)

資材名	單位	最低		最高		量
		需	要	需	要	
普通鋼々材	屯	一、五	二、三	一、九	一、九	一、四
鉄鋼二次製品	屯	〇、三	〇、五	〇、四	〇、四	〇、九二
鉄線	屯	〇、七四	一、一	〇、九	〇、九	〇、三
電線	屯	一、七五	二、三二	二、〇	二、〇	二、〇三五
セメント	屯	一、四	一、八	一、六	一、六	一、六
木材	石	一、四〇〇	五、〇〇〇	三、二〇〇	三、二〇〇	三、二〇〇

(電灯電力設備)

資材名	單位	最低		最高		量
		需	要	需	要	
普通鋼々材	屯	〇、四	〇、六三	〇、五	〇、五	〇、五一五
鉄鋼二次製品	屯	〇、〇	〇、〇五	〇、〇	〇、〇	〇、〇三
鉄線	屯	〇、〇	〇、〇五	〇、〇	〇、〇	〇、〇三
電線	屯	〇、〇	〇、〇六三	〇、〇	〇、〇	〇、〇一三
セメント	屯	〇、〇	〇、〇	〇、〇	〇、〇	〇、〇
木材	石	一、〇	四、五〇	二、七五	二、七五	二、七五

(無線設備)

資材名	單位	最低		最高		量
		需	要	需	要	
普通鋼々材	屯	二、六	八、三	五、二	五、二	五、二
鉄鋼二次製品	屯	〇、〇	〇、〇	〇、〇	〇、〇	〇、〇
鉄線	屯	〇、〇	〇、〇	〇、〇	〇、〇	〇、〇
電線	屯	〇、〇	〇、〇	〇、〇	〇、〇	〇、〇
セメント	屯	八、三	三六、〇	二二、一	二二、一	二二、一
木材	石	〇、〇	〇、〇	〇、〇	〇、〇	〇、〇

資材名	單位	最		量
		低	高	
普通鋼々材	屯	三六	六八	五三

" (工場)				
資材名	單位	最	最	量
		低	高	
普通鋼々材	屯	一〇	一五	一、二五
鉄鋼二次製品	屯	〇、〇七	〇、二七	〇、一七
鋁鉄	屯	〇、九	一、一四	一、〇二
電線	屯	〇、〇四	〇、〇五	〇、〇四五
セメント	屯	一〇〇	一四二	一三、一
木材	石	二三〇、〇	二六二、〇〇	二四六、〇

(自動車工場)

資材名	單位	最		量
		低	高	
普通鋼々材	屯	一、七	二、二	一九五
鉄鋼二次製品	屯	〇、四三	〇、四六	〇、四四五
鋁鉄	屯	〇、四	〇、七	〇、五五
電線	屯	〇、二八	〇、五一	〇、三九五
セメント	屯	六、五	六、九	六、七
木材	石	一二〇、〇	一三九、〇	一二九、五

" (電気工場)				
資材名	單位	最	最	量
		低	高	
電線	屯	一、七三	二、五	二、一〇五
セメント	屯	〇、九	二、二	一、五五
木材	石	一六、〇	四四、〇	三〇、〇

(自動車振張)

資材名	單位	最低	最高	量
普通鋼々材	屯	七.一	二三.〇	一五.〇五
鉄鋼二次製品	屯	一.一七	三.〇	一五.八五
鏡鉄	屯	一.二五	一九.四	一五.九五
電線	屯	〇.三	〇.五	〇.四
セメント	屯	一.一八	三.〇	二.〇九
木材	石	二.〇〇	二.二〇	二.〇六

(採炭設備)

木材	石	七.〇	一〇.〇	八.五
----	---	-----	------	-----

(機械設備)

資材名	單位	最低	最高	量
鉄鋼二次製品	屯	〇.五五	〇.六六	〇.六〇五
鉄線	屯	一.七九	二.六	二.一九五
電線	屯	〇.二三	〇.二七	〇.二五五
セメント	屯	七.四	八.七	八.〇五
枕用木材	石	一.五七	一.八〇	一.五〇〇

30

34

資材名	單位	最低	最高	量
普通鋼々材	屯	一四	三一	二七五
鉄鋼二次製品	屯	〇〇四	〇三五	〇一九五
鉄線	屯	〇	一	一
電線	屯	〇	一	一
セメント	屯	〇	一	一
木材	石	四〇	五七〇	三〇五

(自動車)

資材名	單位	最低	最高	量
鉄線	屯	〇九六	一〇二	一〇四
電線	屯	〇四三	〇四六	〇四四
セメント	屯	〇〇三	〇〇三	〇〇三
木材	石	三二〇	四三〇	三七〇

資材名	單位	最低	最高	量
普通鋼々材	屯	九一	一〇二	九六五
鉄鋼二次製品	屯	〇二七	〇四五	〇三六

(車輛)

資材名	單位	最低	最高	量
普通鋼々材	屯	〇七	一三	一〇
鉄鋼二次製品	屯	〇〇八	〇五四	〇三一
鉄線	屯	〇〇五	〇〇七	〇〇六
電線	屯	〇二七	〇二九	〇二八
セメント	屯	五八	九四	七六
木材	石	三四〇	三五〇	三四五〇

23. 4. 12

400 30

昭和二十二年年度公共事業監査概要

一、監査実施状況
昭和二十一年一月より二十三年三月迄に監査を実施した箇所は次の通りである。

主務省名	監査対象名	昭和二十一年度	昭和二十二年年度
各省	都道府県	一一	(実施中) 三六
農林省	農地事務所		四
	官林		四
建設院	地方建設局		四
大蔵省	施設局出張所		三
逓信省	逓信局		二
運輸省	地方施設部		二

(一) 経済安定本部 (二) 建設 (三) 監査

二、監査による意見

(一) 監査官の報告に基づく意見を綜合検討すれば次の如くである。

1. 経済安定本部において考慮すべき事項がある。
2. 事業総括及び資材割当を促進すること。
3. 事業総括は地方の季節的変化を考慮して行うこと。
4. 地方起債に対し適当なる措置を講ずること。

最高裁判所	法務省	計
		一一
地方電気部	港湾建設部	(実施中) 六四

23
4/10
9~2

5. 都道府県において公共事業の総合運営を実施させるため適当な方法を講ずること

6. 各省に肉麻公共事業の監査を実施させる様、適当な手段を講ずること

(二) 各省及び実施機関の考慮すべき事項

1. 各省一般関係

災害復旧費は予算化が比較的容易であるため重要度の低い事業復旧も便乗する可能性がある

而も復旧費は主務省から府県へ一括して配分されているので使途を過まる虞が多い

大規模のものは一件毎に予算をつける必要がある

7. 農林省関係

1. 附随計画は全国的に適地調査を急速に実施しその結果を基いて再検討を要する

2. 干拓事業は現在の予算措置よりすると、その完成は長年月を要することになり放つて急速な効果は出さない。在来着手のものに重点を置き、且つ優秀なものに資金、資材を集中しその完成を急ぐべきである。従つて新規工事は特別なものを除いては極力避くべきである。

3. 大規模開墾は非常に高價な失業救済事業に過ぎないものが多く、食糧増産など試に言うに足りない

干拓・土地造成事業の方に予算を振り回ける方が凡ゆる意味において効果が大きい

4. 耕地災害復旧等において賾る零細な補助を多数実施している。これ等は根本的に検討を要する

5. 開墾と営農が併行して行はれる様、指導する必要がある

6. 入植者住宅、営農資金の融資の枠が不足であるからこれが打崩の手段を講ずべきである

- 7. 農業土木関係工事の設計 施行監督の質的低下が各所に見られ大工事を担当せしめるのは寒心に堪へない。これ等を改善する方途を講ずる必要がある。
- 8. 荒廃林地復旧 森林治水事業において資金 資材面からの制約もあるが工事の質的低下を来して居るが充分なる監督が必要である。
- 9. 山林関係の中 造林 林道施設に対する補助金令違は才三、四半額以降となつて居るが、これは総量制度を破るものがある。

建設院

- 1. 資金令違が遙く、現地特に直轄機関はこのため屢々困窮した。
- 2. 事業計画は重点的に行う必要がある。特に直轄河川改修、中小河川改良事業は現在の予算計画では願う長期間を要し災害を起す可能性があるので事業場を重点的に選定し、且つ資金を資材を集中し遂やかなる完成を計る疎計画すべきである。
- 3. 都市計画は現在の図状より再検討すべき必要がある。

4. 通路計画は再検討を要し既設道路補修については 特別の措置が必要である。

5. 住宅建設の配分が適性を欠いて居るものがある。例えは被災を受けていない滋賀県に事業を実施して居る。

文部省関係

1. 総量制度に対し認識が浅い。即ち総量と異つた事業を実施して居る。

例えは福岡高校 九大、大分経専等に於て不要不急と思はれる寄宿舎の事務室を新設したり被災を受けないので被災復旧を実施する如く申請して官舎を新築して居る。

現地実状の把握に欠けて居る

例えは被災学校の復旧において全壊したものと一部被害を受けた程度のものに殆んど大した差をつけず一律に予算を配分したり極端な場合は現在の図状より進行の必要がないと思はれるものにも予算

裏面白紙

を配付して居る。

「運輸省関係」

ノ 事業運営は従来通りで公共事業としての処理に欠けているところがある。事業の性質上困難な点もあるが極力同調すべきである。

「運輸省関係」

ノ 事業運営は従来通りである。事業の特殊性はあるが極力同調すべきである。

ニ 優秀なる現場技術陣。遊休器材は他の重要産業に充分活用すべきである。

昭和二十三年

公共事業費の賦課問題に關する意見

(建設院ニ三四・一二)

昭和二十三年度公共事業費の予算編成に當つて検討しなけれはならぬ問題は次の通りであると考えらる。

1. 歳出総額に対する公共事業費の比率を如何にするか。
2. 公共事業費中に含まれる各事業部門の重要度従つて其の優先順序、事業量等を如何に按配するか。
3. 公共事業費の性格から見てこれに一般歳入、特別歳入、特別歳入等の経費收入に支拂すべきものとするか。公債財源をも併せて財源として予定すべきものとするか。

第一の問題について

現在審議中に居る明年度予算編成においては

歳出総額	三千四百十億円
公共事業費査定額	二百七十四億円
歳出総額に対する公共事業費総額の比率	八・六％

という状況にあり

終戦処理費	一九％
行政部費	一三％
政府出資費	一八％

これに極めて低率にあることを否めない。公共事業費中には広い意味において國の生産力、殊に資源の維持開発に寄与すべきものを含むものであるから、公共事業費の総歳出予算に対する比率は更に増大して然るべきものである。

即ち歳入の制約が直ちに公共事業費の総額を制約するとの意見は正しくないの下あつて歳出総額に対する公共事業費の比率が妥当な満度に達している場合に始めて採り上げられる議論となり得るものと考えらる。

第二の問題について

公共事業費に対する査定額を各部門別に見ると次の通りである。

4.14
9-2

河川	砂防	農業	山林	水産	道路	港湾	都市計画	刑務所	学校	住宅	官廳管繕	厚生	労働
二四	一・二	二・四	四・一	二・三	四・五	七・六	三・八	二・一	八・五	六・三	二・八	〇・一	一・三
%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%

公共事業費総額に對し

商工
設備費

計

一〇〇 %
七・三 %
〇・〇三 %

右によつて同額は果して各事業部門の重負度を右比率が反映してゐるか
の疑であつてこの疑検討を要する
治水対策 住宅対策の緊急性を政府が採り上げて 現在 公共事業部門
における重負度 公共事業費に對する比率は更に増大さるべきものと考
える。殊に農業開拓費については各地の実情に照しその効果から見て
又治水上から見て再検討すべき多くの疑問がある。
多額の経費と開拓民の犠牲を致してその結果は幾何の食糧増産を食らす
べきか。又上流の開墾が下流の熟田を水害の危険にさらす等、利害得失
は大いに考慮すべきであらう。

第三の問題について

以上第一及び第二の問題が慎重に検討され、最後に於いて考えなければならぬ

うめのか第三の点である。来年度の予算編成に当たっては、國庫収入は税
収入又は専売益金を以て概ね賄うことになつてゐる。即ち非暴債主義が
採られてゐる。

然しなから、公共事業の性格から見て、これが財源を全部右の様な税収
入等の財源に依存することは妥当でなく、この際、生産公債又は建設公
債を採用する途を講ずべきである。

元よりインフレ防止の観点から國債発行の限度及びその消化方法は充分
慎重なるを要するが、通貨増発の危険性は國民経済力の増大に相当せざ
る場合に於て生ずるものであるから、公共事業費にして、生産力の増強
或は國富の増大に寄与する英を考ふるならば大局的に見て今日の如く非
暴債主義に膠着してゐることは決して國策として妥当とは云い得ない。

以上の向題と併行して考慮すべき新財源の発見
に付ては大蔵当局に於て租税大系を考慮して工夫考慮すべきであるが建設
行政に関連して新財源たり得べきものと考へうるものを挙ぐれば概ね次
3

の如きものである。

(一) 住宅政策に因連するもの
(甲) 家賃平衡税

戦前の家賃は地代家賃統制令に依つてストップがされてゐるが、現
在の貸家不足状態では、多額の権利金等の不正な手段が殆ど公然
と行われ、之を取締るに困難である。又之の旧家賃と戦後集築
の家賃の家賃とが百倍以上の開きを生じ、賃金の基準となる生計
費の算定上に於ても新旧何れの家賃に依るかに依つて著しい差と
住居費の算定に極めて不明瞭であり、その新旧本勤労者間に不均
衡な現象を呈してゐる。かゝる現状に鑑み、戦前の賃賃価格を戦
後の賃賃価格に平衡する程度迄引上げその受領と家賃平衡税とし
て徴収することとする。この課税は家主の負担とせず、当然店子
へ転嫁する。即ちそれだけ家賃の引上げを認める。此の結果旧賃
家に住むものと戦後の新賃家に住むものとの均衡が得らるること

となる。然して右の新家賃のベースは賃金の算定基準なる生計費に計上することは勿論である。

(2) 自己住宅税

甲の家賃平衡税は貸家を対象とするものであるが自己の家屋に居住するものに対しては同様の趣旨から家賃平衡税に準じて課税する。

右甲及乙の課税は概算百三四十億円の収入を得うる。

(丙) 余剰住宅税

一定坪数以上の所謂余剰住宅に居住する者を課税し、住宅用税を判裁すると共に住宅対策に用する賦政需要の財源として徴収する(約八億円)

(丁) 貸家優先債の発行

住宅貸は住宅政策よりすれば必ずしも賛成し兼ねる。何故ならば勤労大衆は貸家を望んでゐるから一軒でも多く貸家を供給するこ

とが目下の急務であるからである。そこで貸家優先債を発行して之に依つて得た財源は特別会計又は特殊法人として貸家を建設し抽籤に依つて之を供給せんとする案である。その試案を示せば次の通りである。

- (1) 一口(一百万乃至二百万)
- (2) 募集額 五千万口
- (3) 賣上額 百万乃至五十億 二百万乃至百億
- (4) 貸家建設戸数 五万户乃至十万户 初回当選率 百万乃至千本は一本 二百万乃至五本は一本
- (5) 家賃(一月五百)収入 五万户乃至二億五千万円 十万户乃至五億円
- (6) 毎年の家賃収入は更に貸家を建設し抽籤に依り供給する。
- (7) 以上の方法に依るとしては十箇年の総計約 百万乃至八千万、二百万乃至十六万户が建設される。
- (8) 今後十年間 毎年五千万口募集とすれば二十ヶ年後には百万乃至八十万戸、二百万乃至百六十万戸を建設供給し、而も今後の

経済界の変動 物価の下落等の危険は多数の応募者で分散され
而も一口が百円乃至二百円であるから何等の苦痛を感じない。

(二) 治水対策に肉連するもの

(甲) 河水利用税(大局から見て困難であらう)

河水を利用する水田耕作の農家に対し供出石数を基準として一石
百円程度を課税し、供出価格をそれだけ引上げ、消費者に転嫁す
る。

約三十億円

(乙) 水利使用料の引上(府縣以下の収入)

水力発電使用料を大幅に引上げる。

(三) 道路政策に肉連するもの

(甲) ガソリン税 大した税収を期待しない。

(乙) 市街地宅地増価税 ロンドンで実施しているもので都市復興の財源
として恰好の税源と考えられるが、どれ位どれるか計算上の算出
が困難である。

1041 23.4.15

昭和二十三年度公共事業費復活要項内訳表

(二三、四、一四 建設局公共事業課) (單位千円)

所管廳	事業区分	予算額	復活要項	備考	
建設院 (水政司)	(一般)	直轄河川改良費	一、二〇〇、〇〇〇	五五〇、〇〇〇	
		河川調査費	一八〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	
		中小河川改良費補助	三〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	
		河川調査費補助	一〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	
		災害防除施設費補助	一五〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	
		北海道(国費)河川事業費	二〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	
		北海道地方河川事業費補助	一七〇、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇	
		河水統制事業費補助	四〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	
		土木事業用機械整備費	二八〇、〇〇〇		
		合計		二、八〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇

所管廳	事業区分	予算額	復活要項	備考	
建設院 (水政司)	(災害)	北海道拓殖事務費	二、二一五、〇〇〇	八三五、〇〇〇	
		直轄河川災害復旧費	五四〇、〇〇〇	三五二、六二三	
		道府縣災害土木費補助	三、三二二、四六九	二、六八九、八七一	
		北海道(国費)土木災害復旧費	二〇〇、〇〇〇	九三八、四七	
		道府縣災害土木費補助	七〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	
		災害復旧費補助	三五〇、〇〇〇	三五〇、〇〇〇	
		其他		三一、一九〇	
		南海地方地盤沈下対策土木事業費補助	一〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	
		災害	四、二六七、四六九	三、四三二、五三一	
		合計	六、四八二、四六九	四、二六七、五三一	
直轄砂防事業		六、八六六、三	三、一三三、七		

23
4.14
9.2

建設院 (地政司)	
砂防調査費	一七〇〇
道府縣道砂防補助	一三二六〇〇
災害対策砂防	一三二六〇〇
砂防調査補助	五一〇〇
合計	三四〇六六三
産業施設関係石炭増産道路補助	一〇〇〇〇〇
直轄国道改良	四二三一五一
府縣道路補助	三〇〇〇〇〇
道路調査	五〇五〇
北海道道路	四〇一八〇九
生産都市再建整備	九〇五九四
炭鉱地区整備	二八八四六五
省営バス分担	
合計	一九八八五〇
	二七三八四九
	五九二〇〇
	六九五〇
	三五八一九一
	二八八四六五

建設院 (都市局)	
計	一三二〇六〇四
復興土地区画整理事業費補助	六四二五〇〇
街路	一〇五〇〇〇
河川水路	六五五五〇
瓦斯	八七五〇
飲水道	三〇〇〇
無電整備	一八〇〇
水道	一五四〇〇
下水道	五〇五〇〇
連絡街路	一六〇〇〇
水道復旧	二五〇〇〇
下水道復旧	一一〇〇〇
公共空地利用整備	一一七〇〇
合計	一七一八三〇五
	九五七五〇〇
	一七五〇〇〇
	六四四五〇
	六二五〇
	六〇〇〇
	三二〇〇
	二二〇〇〇
	七〇〇〇〇
	一一〇〇〇
	二〇〇〇〇
	三六〇〇
	六三三〇〇

(官廳管轄) (建設院)					
官廳管轄	事務費	用地費	小計	大計	合計
鐵筋コンクリート	1,668,600				
コンクリートアツク	309,000				
紙用住宅	1,236,000				
余裕住宅	1,648,000				
水害應急住宅					
小計	1,712,250		2,318,550		
危険建造物処理事業	60,000				
機械器具整備費	40,000				
用地費		78,500			
事務費		199,750			
合計	1,722,250	1,267,000	2,713,050		
官廳管轄				4,649,820	
官廳管轄					1,850,659

(住居建設) (建設院)					
住居建設	事務費	用地費	小計	大計	合計
公衆浴場設置					50,000
墓地移転					55,000
公衆便所					17,000
火葬場應急復旧					1,485
戦災死者者改革					20,000
都市災害復旧					21,883
都市水利施設整備					60,000
特殊地下土木整備					32,847
機械器具整備					10,000
南海地方地盤沈下対策					40,000
特殊事業					
合計	1,400,150		1,475,215		
木造					2,658,150
合計	1,374,185				

厚生省	農林省	計	(法務廳)	(法務廳)	(學務)	(教育部)	(教育部)
			刑務所檢察廳及其他管轄	直轄學校敷災復旧 建物緊急整備 震災復旧			
一四七、六〇六	三九、二〇〇	六五一、七八八	五八七、五五五	一六七、二一三	七九、四二二		
九一、五七六	三八〇、八	二七七、〇三二	一四三、五〇六	二九、四〇〇	一〇〇、一四四		

東日本水害復旧	東日本水害復旧	東日本水害復旧	東日本水害復旧	東日本水害復旧	東日本水害復旧	東日本水害復旧	東日本水害復旧
公立学校敷災復旧	公立学校敷災復旧	公立学校敷災復旧	公立学校敷災復旧	公立学校敷災復旧	公立学校敷災復旧	公立学校敷災復旧	公立学校敷災復旧
八九、三八六	七四、〇六	二五、七五	二五、三九六	二五、三九六	二五、三九六	二五、三九六	二五、三九六
三二、四八二	四、二一五	四、二一五	四、二一五	四、二一五	四、二一五	四、二一五	四、二一五

運輸省 (港務局)	
港務事業費	六三〇〇〇
人件事務費	五〇〇〇〇
道轄港務工事費	五五〇〇〇
臨港倉庫建設費	六〇〇〇〇
作業船修理費	五〇〇〇
港務調査研究費	三九五三五〇
官設上屋維持費	一六一五六
港務事業費補助	二三八七〇
合計	二九六四二八八
嚴島復興費	三八〇〇
體育運動場	五一五〇
救災小学校	五一五〇
合計	六五二六二七八
合計	三三五五五六

重要港務補助	二〇〇〇〇	一二九〇五一
都府縣港務補助	一七〇三五〇	七九六五〇
作業船修理費補助	二〇〇〇〇	三〇〇〇〇
港務調査費補助	五〇〇〇	一
北海道港務事業費	一八五〇〇〇	二六七〇〇〇
人件事務費	一	一
港務工事費	一五四五〇〇	一七五〇〇〇
作業船購入修理費	三〇〇〇〇	九〇〇〇〇
港務調査費	五〇〇	二〇〇〇
産業施設関係港務工事費並補助	六〇〇〇〇	二〇〇〇
計	一八一〇三五〇	八四〇八五七
直轄港務災害	四〇〇〇〇	一九七一〇
二十一年災害	二九五四〇	一六二〇〇
二十二年	一〇四六〇	三五一〇

5

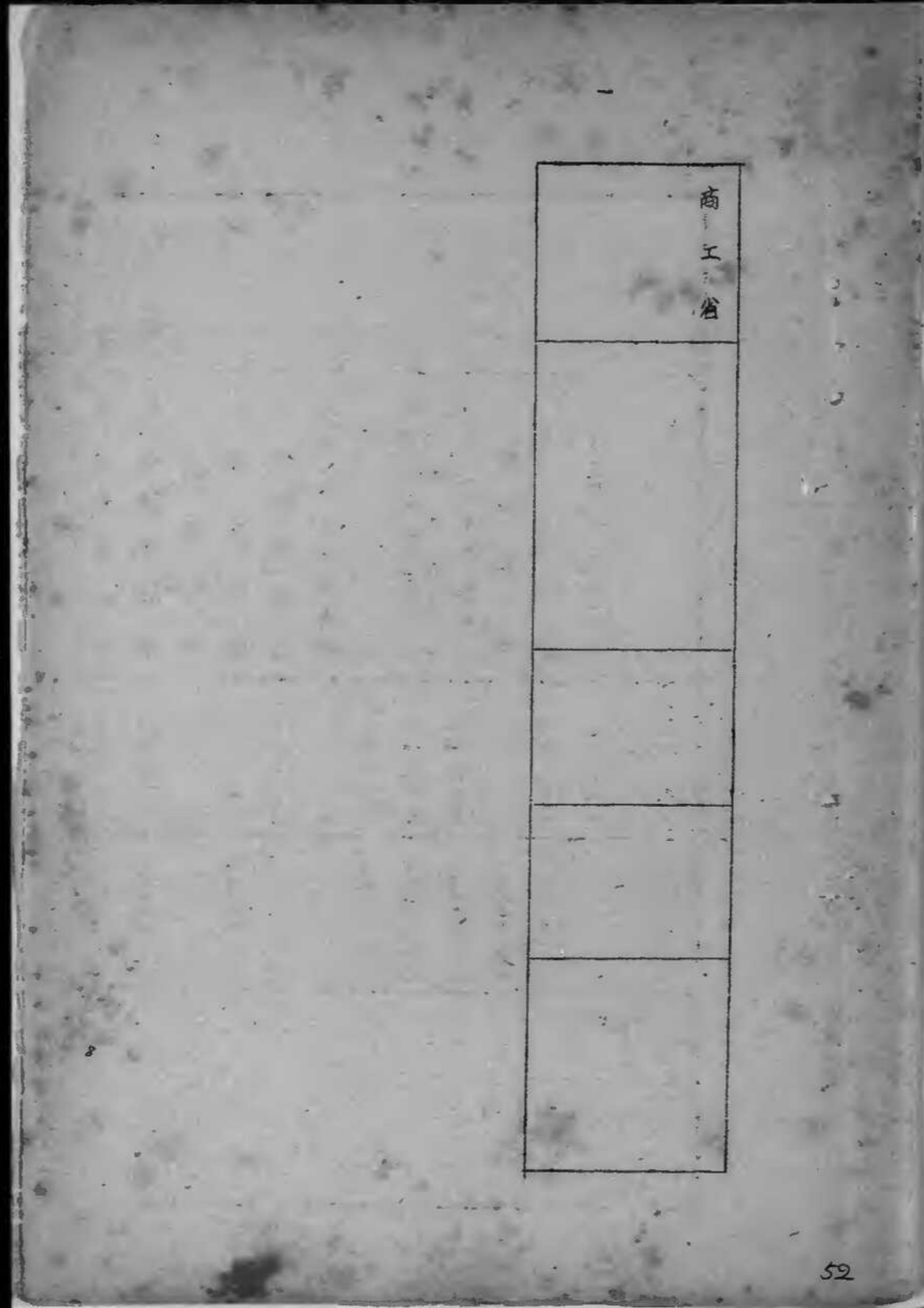
49

裏面白紙

(陸運管理司)	
都府縣港灣災害補助	二十一年災害
二十二年	北海道港灣災害
二十二年災害	合計
私欲災害復旧費補助	轉職給員職業輔導
合計	合計
二〇〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇
一一〇,〇〇〇	二九,四三六
九〇,〇〇〇	一
一〇,〇〇〇	二〇,八九七
一〇,〇〇〇	八六
二五〇,〇〇〇	二一九
二〇,六〇三	五〇八
三五二,六三二	二二
四九〇	二
二〇,八九七	二
八六	二
二一九	二
三四八	二
八九	二

農林省 (開拓局)	
緊急開拓	三三三,〇〇〇 <small>十月</small>
開墾	一八六,四七六
干拓	五一〇,五五〇
入植施設	七五九,〇三〇
農業機械購入	八二八,二一〇
開拓計画	九三,四一七
官營	八〇,〇〇〇
特別旅費及廳費	六四,一五〇
農業水利	五二四,二二〇
土地改良	八九九,六八六
災害新地復旧	一八二,〇五〇
合計	六,五七七,九五六
	二,四三三,〇七五
	六三六,四五〇
	五〇九,二〇〇
	一
	一
	一
	六〇,五七八
	三六〇,三一四
	五四六,九五〇
	一三,二四四,七六九

農林省 (水産局)	
漁港修築補助	九八,〇〇〇 <small>十月</small>
船溜設備補助	三四,〇〇〇
人件事務費	〇
北海道漁港	三三,〇〇〇
同維持修理費	一三,〇〇〇
北海道人件事務費	〇
小計	一七七,〇〇〇
漁港其他災害復旧	一八九,三六〇
(一週年度分)	〇
同(二十二年度災害)	二八,六五六
同補助率増	〇
小計	一四七,五九二
北海道農田開水補助	三七,六〇〇
小計	三七,六〇〇
合計	三六二,一九二
	二,一八五,三〇〇
	二,二九四,〇〇〇
	六〇,九九六,四〇〇
	三二,八七四,七一〇
	二三五,〇八一〇
	四三七,六一,三六七
	七三,七四五〇
	一七,九七七,八六五
	六九〇,一三,七三二
	三〇四,三,八四二



商
工
省

裏面白紙

昭和二十三年度公共事業費復活要求額内訳表

(二三、四、一四建設局公共事業課) (單位千円)

所管 職	事業 区 分	予算 額	復活要求額	備 考
建設 院 (水 政 局)	(一般)			
	直轄河川改良費	一、二〇〇、〇〇〇	五五〇、〇〇〇	
	河川調査費	一八〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	
	中小河川改良費補助	三〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	
	河川調査費補助	一〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	
	災害防除施設費補助	一五〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	
	北海道(国費)河川事業費	二〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	
	北海道地方費河川事業費補助	一七〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	
	河水統制事業費補助	四〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	
	土木事業用機械整備費	二八〇、〇〇〇		

38

(水 政 局)	(水 政 局)	(水 政 局)	(水 政 局)
直轄砂防事業	直轄河川災害復旧費	直轄河川災害復旧費	直轄河川災害復旧費
六八六六三	二二一五〇〇	五四〇、〇〇〇	三五二六二三
三、三三七	一、般 計	三、三二四六九	二六八九、八七一
	(災害)	二〇〇、〇〇〇	九三八四七
	北海道(国費)土木災害復旧費	七〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇
	道庁縣災害土木事業費補助費	三五、〇〇〇	三五、〇〇〇
	災害復旧費補助	一	三一、一九〇
	其 他	一〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇
	南海地方地盤沈下対策土木事業費補助	四二六、七四九	三四三二、五三一
	災害 計	六四八、二四六九	四二六、七五三一
	合 計	六八六六三	三、三三七

4.16
9.2

建設院 (地政局)	
砂防調査費	一七〇〇
道府縣通常砂防補助	一三二六〇
災害対策砂防	一三二六〇
砂防調査補助	五一〇〇
合計	三四〇六六三
産業施設関係石炭増産運送補助	一〇〇〇〇〇
直轄国道改良	四二三一五一
府縣道路補助	三〇〇〇〇〇
道路調査	五〇五〇
北海道道路	四〇一八〇九
生産都市再建整備	九〇五九四
炭鉱地区整備	二八八四六五
省管ハス分組	一九八八五
	二七三八四九
	五九二〇〇
	六九五〇
	三五八一九一
	二八八四六五

建設院 (都市局)	
計	一三二〇六〇四
飯真土地区副整理事	六四二五〇〇
街路	一〇五〇〇〇
河川水路	六五五五〇
瓦葺	八七五〇
飲軌道	三〇〇〇
無軌整備	一八〇〇
水道	一五四〇〇
下水道	五〇五〇〇
連絡街路	一六〇〇〇
水道復旧	二五〇〇〇
下水道復旧	一一〇〇〇
公共空地利用整備	一一七〇〇
	九五七五〇
	一七五〇〇
	六四四五〇
	六二五〇
	六〇〇〇
	三二〇〇
	二二〇〇〇
	七〇〇〇〇
	一一〇〇〇
	二〇〇〇〇
	三六〇〇
	六三三〇

農林省	厚生省	(法務廳)	(法務廳)	(學務)	(教育部)
計	計	刑務所檢察廳及其他管轄	直轄學校敷災復旧	直轄學校敷災復旧	直轄學校敷災復旧
一四七、六〇六	三九、二〇〇	五八七、五五五	一六七、二一三	一六七、二一三	一六七、二一三
九一、五七六	三、八〇八	一四二、五〇六	二九、四〇〇	二九、四〇〇	二九、四〇〇
六五、一七八	二七、七〇二		七九、四二二	七九、四二二	七九、四二二

東日本水害復旧	手	小	公立學校敷災復旧	盲聾哑義務制	公立圖書館	六三	全上整地	公立學校建物緊急整備	震災復旧	風水害復旧	東日本水害復旧	小	後春別小學校火災復旧
八九、三八六	七四、〇六	二五、七五五	二五、三九六	二五、三九六	二五、三九六	二五、三九六	二五、三九六	九三、七三三	一三、八五二	四六、四八六			
三二、四八二			四二、三一五	四二、三一五	四二、三一五	四二、三一五	四二、三一五	六四、一三三	一九、九三三	二、三、四一〇			六、五七三

運輸省 (港務局)	
港務事業費	六三〇〇〇
人件事務費	六一〇〇〇
直轄港務工事費	五一〇〇〇
臨港倉庫建設費	五五〇〇〇
作業船修理費	六〇〇〇〇
港務調査研究費	五〇〇〇
官設上屋維持費	一六一五〇
港務事業費補助	三九五三五〇
合計	二九六四二八八
養育運動場	三八〇〇
救災小学校	五一五〇
合計	四〇二八〇
合計	六五二六二七八
合計	三三五一五六
合計	一八〇〇〇
合計	七四〇〇〇
合計	六〇〇〇〇
合計	五〇〇〇
合計	二三八七〇

重要港務補助	二〇〇〇〇
都府縣港務補助	一七〇三五〇
作業船修理費補助	二〇〇〇〇
港務調査費補助	五〇〇〇
北海道港務事業費	一八五〇〇〇
人件事務費	一
港務工事費	一五四五〇〇
作業船購入修理費	三〇〇〇〇
港務調査費	五〇〇〇
産業施設関係港務工事費並補助	六〇〇〇〇
計	一八一〇三五〇
直轄港務災害	四〇〇〇〇
二十一年災害	二九五四〇
二十二年	一〇四六〇
合計	八四〇八五七
合計	一九七一〇
合計	一六二〇〇
合計	三五一〇
合計	一二九〇五一
合計	七九六五〇
合計	三〇〇〇〇
合計	二六七〇〇〇
合計	一七五〇〇〇
合計	九〇〇〇〇
合計	二〇〇〇

裏面白紙

(陸運管理局)	
都府縣港灣災害補助	二十一年災害
二十二年	二十二年
北海道港灣災害	二十二年災害
合計	合計
私欲災害復旧費補助	職船員職業補導
總計	總計
二〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇
九〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
二五〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇
二〇六〇三五〇	三五二六三二
二九四三七	二九三四八九
二〇八九七六六	二〇八九七六六
三二八〇二二	三二八〇二二
三〇八〇二二	三〇八〇二二
二〇〇〇〇	二〇〇〇〇
四九〇〇	四九〇〇

農林省
(開拓局)

緊急開墾	二、三三三、〇〇〇	二、四三三、〇七五
干拓	一、八六四、七六七	六、三六四、五〇〇
入植施設	五〇、五五〇	五〇、九二〇
農業機械購入	七五九、〇三〇	一、〇〇〇
開拓計画	八、八二一	一、〇〇〇
官營	九、三四一七	一、〇〇〇
特別旅費及廳費	六四一五	一、〇〇〇
農業水利	五、二四、二二〇	六、〇五七、七八〇
土地改良	八、九九、六八六	三、六〇〇、三一四
災害耕地復旧	一、八二、〇五〇	五、四六〇、九五〇
合計	六、五七、九五六	一、三、三四四、七六九

農林省
(水産局)

漁港修築補助	九八、〇〇〇	一、一八八、五三〇
船舶設備補助	三四、〇〇〇	二、二、二九四、〇〇〇
人件事務費	〇	〇
北海道漁港	三二、〇〇〇	六、〇九九、六四〇
同維持修理費	一三、〇〇〇	三、二八四、七一〇
北海道人件事務費	〇	〇
小計	一七七、〇〇〇	二、三五〇、一八一〇
漁港其他災害復旧 (一週年度介)	一、一八九、三六六	四、三七六、三六七
同(二十二年度災害)	二、八六五、六	七、二七四、五〇〇
同補助率増	〇	〇
小計	一、四七、五九二	一、七、九七、八六五
北海道奥田開墾補助	三七、六〇〇	六、九〇、一三七三二
小計	三七、六〇〇	六、九〇、一三七三二
合計	三、六二、一九二	三、四〇三、一八四二

商
工
省

裏
面
白
紙

2618. 24. 6.24

二十三年四月

財政面より見たる
和歌山縣の公共事業
(二十三年度)

未定稿

今川部員

23
415
922

- 一 寸へがき
- 二 縣勢概要
- 三 縣財政に於て公共事業費の占める地位
- 四 縣財政の概要

一 寸へがき

昭和二十三年度公共事業は、國費四九、五億円の他に地方費を合して計八三、七億円で、以て全國に亘つて実施された。之を一縣当りに換算して見ると平均一、八億円と、りり地方負担分のが、ざら約八億円と、つて、いる。

地方財政筋道の声と聞くに、公共事業費が縣財政に於て如何なる位置を占め、又如何にして事業費が調達されて、いるか、筆者は偶々三月に和歌山縣の公共事業監査に赴き、この間の事情をありありと、調べ得たので、其の要奥を、短く、見ることとした。今、縣は南海大震災の創疾未だ癒えず、其の復旧に追いついて、いる特殊事情にあるので、之を以て、地方財政の全貌を、推す、ことは、不当であるが、其の一端を、覗うに、付、足ると思ふ。

尚、本稿第四項第五項の数字は、天々十二月末、九月末現在のものであるから、其の間若干の差違のあることを、断つて置く。

二 縣勢の概要

本縣は面積四七〇、〇方許、人口九六、〇万人を擁し、夫々全國の一、二%に當る。地勢は大、部分が山丘地帯で、平野は極めて少く、耕地面積は四万町歩（泉の全面積の八%）を算するに過ぎない。

而して本縣の産業構成は、阪神に近いと、さう地の利を、持ち、下り、地下資源に、恵ま、れ、ない、ため、か、工業、は、とり、あ、げ、る、べき、もの、なく、又、前述の事情から、農業、縣とも、言、い、難、く、僅、かに、林業、水

産に其の特色が認められる程度である。然し下り林業も大百山林地帯を持つ下り輸送施設が未整備のため採下生産総額の五%を生産するに過ぎない。

三、縣財政に於て公共事業費の占める地位
公共事業費が縣予算に於て其の四五%を占めてゐる事實は該事業が縣財政の支配的地位に立つてゐることを示してゐる。

然し下り窮乏化した縣財政に於て其水が如何なる基礎の上に置かされてゐるか、左に其の数字を挙げて見よう。

1. 公共事業費は才出総額の四一%である。

才出 総額	二〇四、三五二	一〇〇%
公共事業費	九一、八一〇	四五

2. 公共事業費中國庫支出額は總公共事業費の六〇%である。

公共事業費	九一、八一〇	一〇〇%
國庫補助額	六〇、九四九	六〇

3. 公共事業採買負担分は純採買総支出額の三〇%である。

純採買総支出額	九六、四四七	一〇〇%	地元負担金は含まず
公共事業採買負担分	二八、五五一	三〇	

4. 公共事業國庫補助額は本縣に對する國庫支給金額の六〇%である。

國庫支給額	九二、九〇八	一〇〇%
公共事業國庫補助額	六〇、九四九	六〇

5. 公共事業関係起債額は採の起債総額の七七%である。

起債 総額	一八六、五六一	一〇〇%
公共事業関係起債額	一四三、六八六	七七

6. 公共事業採買負担分の中起債による調達額はその五〇%である。

公共事業採買負担分	二八、五五一	一〇〇%
公共事業関係起債額	一四三、六八六	五〇

四、縣財政の概要 (一三三年九月末現在)

縣財政は國庫依存度極めて高く採の自主性を認め難い程貧困である。即ち縣政収入は僅

かに三億二千万円に達せず、新く公共事業費負担分に該当する程度である。然るに昨今の
 の人件費の増大、災害の頻発、貸付金、貸付金、貸付金を困窮せしめて、
 其の突進を要約すれば左の如くである。

A. 才入について

各種収入の才入総額に対する比率 (第一表参照)

- (1) 税収入 三六%
- (2) 右の内課税 二〇%
- (3) 配付税 一六%
- (4) 國庫支出金 四六%
- (5) 縣債 一一%

B. 才出に就て
 依つて本縣財政に於ける中央依存度は(3)(4)の計、七三%に達する。

主たる支出の才出総額に対する比率

- (1) 人件費 四四% (第二、三表参照)
- (2) 災害費 二七% (第四表参照)
- 計 七一%

C. 起債について

(1) 縣債中災害関係 六八% (第五表参照)

第一表 才入内容の累年比較

費目	二〇年	二一年	二二年	二三年	二四年
税収入	(一一、八四六)	(三九、六七八)	(二七、五八四)	(三九、九六〇)	(三五、八八)
縣債	一九六六	一七一三〇	九四七九	一一二二	三三、二〇四
地方配布税	九八八〇	二二、五四八	一八、二三五	三三、六	三六、九二六
税外収入	(五、三七七)	(三、二一八)	四九三、八四	六四、一	一〇、六一三
國庫支出金	三四、八三七	一六、七三二	三、四九二	四、九	七、五七九
縣債	五、七五一	三四、三五七	一一、八三五	一、五四	一八、六五一
其他	一一、二六九	三〇、二〇一	六〇、〇〇五	七、八	一一、六五四
計	六四、六〇三	二六、一四八	七六、九〇三	一〇〇、〇	一六、五三〇

(單位 千円)

二三年度に於て縣税、縣民税、事業税が其の七〇%を占めてゐる。又二三年度税外収入
 中共の他の中では一時借入金六五〇〇千円を含んでゐる。

第二表 支出内容の累年比較

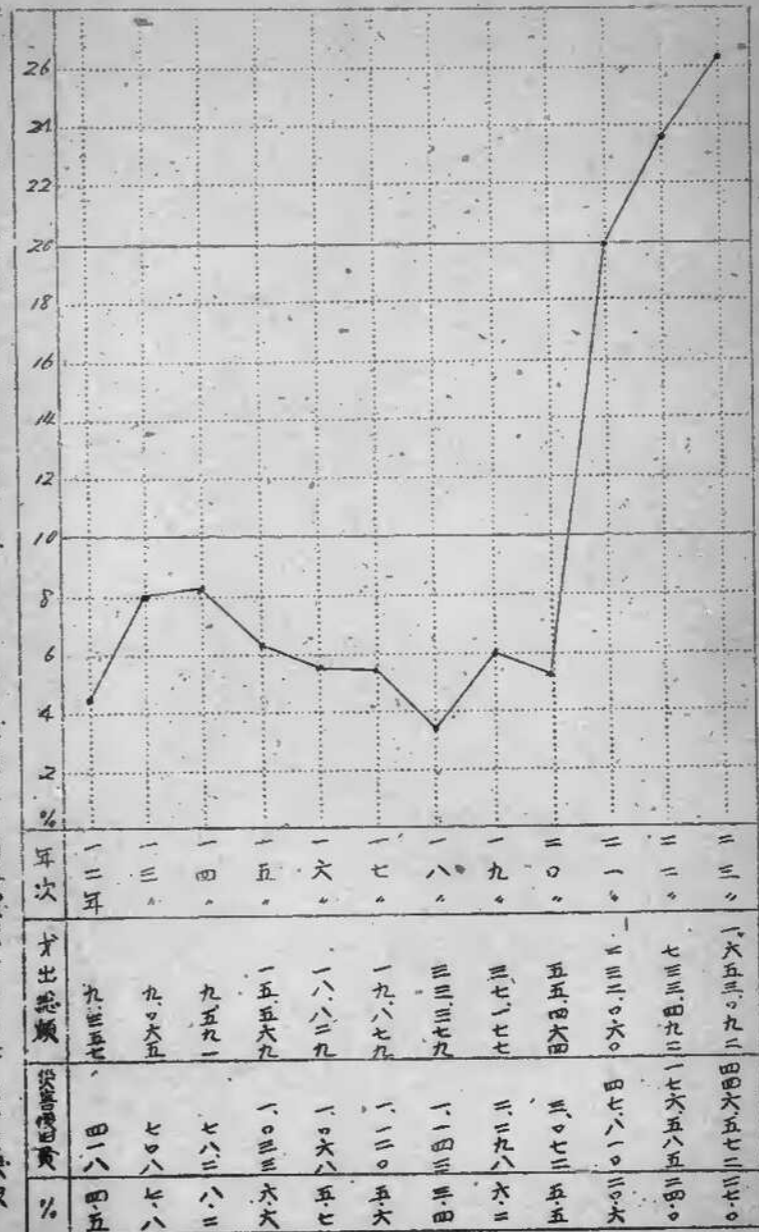
費目	二〇〇〇年	二〇〇一年	二〇〇二年	二〇〇三年
縣職員費	二七六二	一〇九五	七〇五四	一三六一〇
警察費	七九四六	二五三五	五七五六	八六〇七
土木費	五三三七	二五四八	一四七五	四一八四
教育費	一六六八	六五四	二二九	五七三
保健衛生費	一四二	九八一	三三三	二四一
社会福祉施設費	九七〇	六一六	四八二	四三三
産業経済費	一七二八	三五六	一三〇	三三九
雑費	一五五一	二二九	四八五	三〇八
其他	二八二	三九五	三〇八	六八二
計	五五四四	二二二〇	七三三	一五三三

右表中人件費がその大部分を占める。教育費が三〇%以上つまっていること注意を要する。

第三表 二三年度予算費率別額

区分	金額	%	備考
人件費	七三二、〇四	四三・七	一般行政職員三〇〇〇人、教育職員七五〇〇人
物件費	二五六、四五	九・五	警察職員一五〇〇人、計二二〇〇人
工事費	三三二、七二	二一・三	
其他	四三二、八七	二五・五	
計	一七五三、〇九	一〇〇・〇	

第四表 災害復旧費の才出総額に対する比率の推移



災害復旧費は終戦前は毎年一〇%未満であったものが最近南海震災により二〇%を突破していき

第五表 二十三年度起債内容調

目的別	金額	割合	摘要
土木費	一三四一八一	六六.六	
普通土木費	二八〇七一	(一三.一)	
災害土木費	九六一〇	(五.一五)	
産業経済費	三二六〇	一七.五	
林業 耕地 水産関係	(一八一三〇)	(九.七)	
災害復旧費	二二〇〇〇	六.四	
公有建物災害復旧費			
(探検舎 学校 地方事務所)	六六七〇	三.六	
市民住宅建設費	一一〇〇〇	五.九	
警察費	一八六四六一	一〇.〇	
計	(一三六三四〇)	(六七.六)	

採債中六七%が土木費が占め、災害復旧費に六八%が当り水である。

(単位 千円)

(単位 千円)

附表 豫財政の概略と公共事業費

A 予算総額中公共事業費の占める割合

予算総額	
公共事業費	其の他
45%	55%

B 公共事業費の財源内訳

公共事業費		
國庫補助	起債	雑費
60%	18	22

C 支出の内訳

予算総額	
國庫支給金	総費支出分
46%	54%

D 各種財源の中公共事業費の占める比率

國庫支給金	
60%	

総費支出分	
起債	其の他
30%	70%

第三、四頁を参照すると左の如くなる。

昭和二十三年度公共事業費各廳復活要求一覽表

所管廳	事業名	原本査定額	復活要求額	備考	
建設院 (水政局)	河川	六四八、四六九	四、二六七、五三二		
	砂防	三四〇、六六三	一八九、三三七		
	道路	一三二〇、六〇四	一七一八、三〇五		
	都市計画	一〇四〇、〇一五	一四七五、二一五		
	住宅	一七二二、〇二五	二、七一三、〇〇五		
	官廳官務	六五一、七八八	二、七七〇、二三一		
	小計	一一、五五七、五六四	三、一三三、六二四		
	法務廳	刑務所	五八七、五五五	一、四二五、〇六八	
	運輸省	陸港	二〇六、〇三五〇	一、九三三、四八九	
	小計	二、九四三、六	一、九三三、四八九		
農林省 (開拓局) (林野局)	農林	六、五六七、九五六	一、三二四、七六九		
	山	一、九四、八四〇	一、〇七五、五四九		
	漁港	三六二、一九二	三〇四、〇三一		
	小計	八、一三四、九八八	一、四六六、三一九		
	労働省	労働	三七四、一七三		
	厚生省	厚生	三六四、一八		
	商工省	商工	九三九三	九、三四八	
	予備費		一、九〇、二八三一		
	小計		二七、六四七、〇〇〇	三六、九四四、一五六	
	合計				

4-16
9-2

1042 23.4.16

京都農地事務局公共事業監查報告書

一 監查官

比田部員 冢沼部員 杉田主事

二 監查日程

一月二十七日 名古屋事業部に於て管内公共事業全般の説明聴取
 二十八日 (1) 衣ヶ浦國管干拓事業 受知縣半田市地先
 (2) 碧南國管干拓事業 受知縣碧海郡朝日村
 二十九日 鍋田國管干拓事業 受知縣碧海郡鍋田村龜島村
 三十日 野洲川農業水利改良 滋賀縣甲賀郡鮎川村
 國管事業 滋賀縣琵琶湖
 三十一日 琵琶湖國管干拓事業 滋賀縣琵琶湖

三 監查結果總括

區	分	評	備	考
可	可	不良	可	可
可	可	不良	六 實施状況参照 七 監査員の意見(四)参照 四 労務状況参照 五 實施状況参照	

四 勞務状況

區分	府縣別	愛知縣		滋賀縣	
		男	女	男	女
總人口		一五二七	四四二	四一〇	四〇
		一六〇二	四四三	四四六	三二四
可働者數		八五〇	四八〇	三三七	一三七
		五〇〇	一九五	一七七	六六五

23
416
9-2

有業人口	農業 其の他	四七二、八〇七 六九九、六七八	一三七、四七〇 一七三、九六八
失業 者	無業者 失業者	九六〇、九〇〇 一八四、一九〇	二七四、〇一九 四三六四

勞務者の賃金状況は左の通りである

事業所別	賃金	勞務者の手取賃金	
		直営の場合	請負の場合
農業 衣ヶ浦千拓 碧南千拓 鍋田千拓 野洲川農事水利改良 琵琶湖千拓		四七、二六 四〇、〇〇 五八、〇〇 七〇、〇〇 四八、八〇	七〇、〇〇 六六、〇〇 七〇、〇〇 五二、〇〇

勞務者に対する勞務加配米は左の通り配給されてゐる

事業所別	品名	受配人員	一人当量	受配総量	備考
衣ヶ浦千拓	小麦粉	五九二	七三瓦	四三、四六	
碧南千拓	。	五、四二五	一四六	七九二、〇〇	
鍋田千拓	。	二二、〇八三	一四〇	三、〇九一、六二	
野洲川農事水利改良	パン	五、一七二	一三〇	六七二、三六	
琵琶湖千拓	小麦粉	男一、二六六、〇〇 女九、五〇四	一一四〇	二七、六一五、〇〇	

前加配米の他に特配物資の配給はしてゐない
 勞務者吸集の対策としては各事業所とも所管の職業安定所の毎月行は
 れる打合せ、懇談會に出席し緊密なる連絡をとりつてゐる

五 経 済 効 果

事業分類	年間事業費	経 済 効 果
農業 衣・畑千拓 國營事業	三八四三、三五六 円	堤防による効果は未だ発生しないうが米設備 産の島の工事の基礎を確定し倉庫自動車々 庫油庫の建築工事並に全工事により失業者 を吸収してゐる
碧南千拓 國營事業	七二〇、〇五六 円	本年度は工事による効果は発生しないうが設 営工事其の他の工事により増産の島の基礎 を確立し失業者を吸収してゐる
鍋田千拓 國營事業	一九七八、三七〇 円	本年度は堤防工の一部に着手したのみで直 接生産増加減産防止等の効果は現はれないう が米設備増産の島の基礎を確立し失業者の 効あり
野洲川千拓 國營事業	五二〇、〇〇〇 円	本年度工事により明年度二六〇、〇〇〇立方メートル貯 水可能となり下流耕地の用水二〇万立方メートル 確保する。又九二〇名の失業者を救済してゐる

六 事業実施状況

事業分類	施設進捗率	事業費	補助費	労働(延)			資 材					
				所収人員	使用人員	内務費者	鋼材	セメント	木材	所収量	入手量	
衣・畑千拓	一六五%	五三五、五五八 円	、	五五九人	五五九人	二二三人	七、七	七、七	八、八	二、二	七、七	七、七
碧南千拓	三五〇%	六四七、四〇八 円	、	一、三三七	六、三三九	五八三	一、四	六、二	六、〇	三、〇	一、八	一、八
鍋田千拓	六〇〇%	三三三、三三五 円	、	四九八、九	四九八、九	六、六	一、四	六、二	六、〇	三、〇	一、八	一、八
野洲川農水	二〇〇%	三六、〇〇〇 円	、	一、五五六	一、五三六	五九〇	一、一	〇、八	六、〇	六、〇	一、六	一、六
琵琶湖千拓	一五〇%	五九、五三三、五三八 円	、	五九八、八	五九八、八	五九、五	二、五	一、四	六、九	五、四	五、四	五、四
計	二七七%	六六二、三九九 円	、	四、八五七	四、八五七	一、六三六	七、七	二、七	二、七	二、七	二、七	二、七

本年度は直接増産の効果は現はれないうが増産の島の工
事の基礎を確立し失業者を救済してゐる

七 監査員の意見

一 経本で考慮すべき事項

(1) 証証の促進

資金と資材とを総合した証証制度は動もすれば現地の必要時期より相当遅れる傾きがあるので、証証する四半期の事業はその期の最初の日には出来る様に假証証等の方法をとることが必要であると考へる。もしこれが出来ぬときは緊急資金の融資方法を考慮する必要がある。

(2) 豫算の重量的使用

現在証証してある事業はいづれも重要であり有効なものであるが、豫算の枠は物価の高騰に追いつかない為各事業地区ともその事業の正常な進捗には不十分な経費しか與へられ、且事情にあると見受けられるので、これはなるべく重量的に特定地区に経費を注ぎ込んで、その地区として事業の完成を促進し、或る後他の地区に及んで行くよう酌量すべきものと考へる。

二 農林省において考慮すべき事項

(1) 豫算の重量的使用

前項(1)の理由により農林省において、出来る限り事業の重量的推進の爲に資金資材を注ぎ込むやうにする必要があると考へる。

(2) 豫算令送について

豫算の令送は次の如く相当遅延してゐる。

事業所別	令送		
	第一四半期	第二四半期	日
衣ヶ浦千拓	五月一日	八月二六	十一月一日
碧南千拓	五月一日	八月二六	十一月一日
鍋田千拓	五月二八	八月一五	十一月一日
野洲川農事水利改良	五月一日	八月二六	十一月一日
琵琶湖千拓	五月一日	八月二六	十一月一日

農林省に於ては現地事業実施機関の事業運営に支障を来さぬよう大
蔵省と連絡の上可及的速かに豫算令達を實施さるべき
昭和二十二年四月には職員ノ俸給も豫算令達が無いため支給出来な
いで事業部長が個人名義で銀行から借入ル半額を支給したよう事例
もある。



23. 4.

昭和三十一年四月公債募集費用主要材料当表 (一般金種別)

分類別	項目別	鋼材	鉄	鉄	セメント(一俣)	セメント(俣)	電線	木材
海	運	598	95		4280	4420	30	32
	米	810	300		18,500	3,000	120	110
	菜	50	-		2,415	1,045	1	11
	米	30	-		2,100	300	1	10
	菜	252	61		11,750	-	48	893.0
	河	157	6		5,900	-	20	100
	川	14	-		4,500	-	-	10
	防	50	5		5,200	-	8	23.5
	道	63	14		800	-	-	200
	上下水道	118	5		1,038	-	-	3000
土	都市計画	150	50		-	-	-	-
	土木建設	346	50		-	8,000	10	166.5
	築港築港	900	160		17,438	2,000	38	337.0
	外	30	2		480	-	7	28
	厚生省	220	-		4,850	600	100	400
	厚生省	-	-		1,700	-	-	-
	厚生省	250	2		8,060	600	107	428
	厚生省	5	-		10	-	06	05
	厚生省	135	10		1,305	-	22	11.325
	厚生省	30	10		900	-	12	04
官公商	厚生省	-	-		85	-	-	5
	厚生省	170	20		2,215	-	35.6	155.225
	厚生省	3,060	638		71,822.5	17,365	380.6	2,022.875
	厚生省	-	-		-	-	-	-
	厚生省	-	-		-	-	-	-
	厚生省	-	-		-	-	-	-
	厚生省	-	-		-	-	-	-
	厚生省	-	-		-	-	-	-
	厚生省	-	-		-	-	-	-
	厚生省	-	-		-	-	-	-

(特別金種別)

分類別	項目別	鋼材	鉄	鉄	セメント(一俣)	セメント(俣)	電線	木材
海	運	1,150	155		6,100	200	1,210	180
	米	25	-		1,263	535	-	28
	菜	415	485		160	-	24	46
	米	40	30		150	-	1	-
	菜	40	10		500	-	8	42
	河	1,070	680		8,163	735	1,243	275.800
	川	4,730	1,318		29,854	18,100	1,623.6	2,298.275
	防	-	-		-	-	-	-
	道	-	-		-	-	-	-
	上下水道	-	-		-	-	-	-

備考 特別金種別(建設)は、土木建設費の他の公共事業と異なり、他の種別より除外し、尚、建設費に充てられる。

裏面白紙

昭和23年度第1.4半期公共事業用主要資材割当表

一般会計

事業別	鋼材	枕	鉄	セメント(一般)	セメント(改善)	電線	木材
河川	157	6		5,900		20	100
防砂	14	-		4,500		-	10
道路	50	5		5,200		8	23,250
上下水道	63	14		800		-	7,400
都市計画	118	5		1,038		-	30,400
土木機械	150	50		-		-	-
災害(小計)	346	50		-	8,000	10	166,250
住宅	900	160		12,458	8,000	38	337,200
港湾	252	61		11,750	-	48	873,400
学校	598	95		9,280	4,420	30	32
刑務所	220	-		5,880	600	100	400
病院	135	10		3,005	-	22	11,300
庁舎	30	2		480		7	28
公園	810	300		19,500	3,000	120	170
山林	150	-		2,445	1,045	1	11
水産	30	-		2,100	300	1	10
建設院	30	10		900	-	13	44
厚生省	5	-		10	-	0.1	0.2
農林省	-	-		65	-	-	5
小計	65	10		975	-	13.1	44.5
合計	3,060	638		71,822.5	17,365	380.1	2,022,400

特別会計

事業別	鋼材	枕	鉄	セメント(一般)	セメント(改善)	電線	木材
河川	1150	155		6,700	200	1,270	180
防砂	415	485		150	-	24	46
道路	40	50		150	-	1	-
上下水道	40	10		500	-	8	42
都市計画	25	-		1,263	535	-	7.2
土木機械	1,670	680		8,763	735	1,243	275,200
災害(小計)	4,730	1,318		79,985.5	18,100	1,623.1	2,298,275
住宅							
港湾							
学校							
刑務所							
病院							
庁舎							
公園							
山林							
水産							
建設院							
厚生省							
農林省							
小計							
合計							

備考 特別会計中(陸運)は予算未決定のため公共事業と其の他に振分
けられたいから本表より除いた。尚決定次第追加する

昭和二十三年慶石炭関係築地設備計画（公共事業）

種別	名称	用途	形状寸法	数量	単価	工事費	材料費	備註	備考										
										工種	形状寸法	数量	単価	工事費	材料費				
採掘	小倉	採掘	水深-3.0 ^m	28,800	3,200,000	92,160,000	3,200,000	2割分担	全額国費										
				20,000	1,779,000	35,580,000	1,779,000	2割分担											
				24,000	2,133,000	51,192,000	2,133,000	2割分担											
				計	70,874,000	248,774,000	70,874,000												
				運送	小倉	運送	水深-4.5 ^m	94,000		9,703,000	913,220,000	9,703,000	2割分担	全額国費					
								100		12,000,000	1,200,000,000	12,000,000	2割分担						
								100		18,000,000	1,800,000,000	18,000,000	2割分担						
								計		40,103,000	40,103,000	40,103,000							
								貯留		小倉	貯留	水深-4.5 ^m	300		8,400,000	2,520,000,000	8,400,000	"	全額国費
													30,000		1,700,000	51,000,000	1,700,000	"	
100,000	16,000,000	1,600,000,000	16,000,000						3割補助										
2	600,000	1,200,000	600,000						"										
計	34,700,000	31,340,000	34,700,000																
高島	高島	貯留	水深-4.5 ^m						130				8,102,000		1,053,260,000	8,102,000	全額国費	全額国費	
				10,000	4,200,000	42,000,000	4,200,000		"										
				計	140	12,302,000	1,230,200,000		12,302,000										
				計	90	3,900,000	3,900,000		3,900,000				全額国費						

44
45

4.20
9.2

縣名	道名	支線	工種	形状、寸法	枚数	事業費	國庫補助費	摘要
長崎	大島(長門)	國	線	水深-4.5 ^m	1,000 ^m	450,000	350,000	8割補助
		國	線	水深-4.5 ^m	400 ^m	16,000,000	16,000,000	全額國費
		計	線		20 ^m	2,000,000	2,000,000	"
山口	臼浦	國	岸	水深-7.3 ^m	100 ^m	15,000,000	15,000,000	全額國費
		國	岸		30 ^m	1,500,000	1,500,000	"
		計	岸		800 ^m	5,000,000	5,000,000	"
山口	宇部	國	線	水深-5.5 ^m	700 ^m	622,700	622,700	2割分組
		國	線		1 ^m	21,000,000	21,000,000	全額國費
		計	線		1 ^m	27,227,000	27,227,000	
北海道	釧路	國	線	水深-9.0 ^m	100,000 ^m	10,000,000	10,000,000	全額國費
		國	線	水深-9.0 ^m	80,000 ^m	10,000,000	10,000,000	2割分組
		計	線		180,000 ^m	20,000,000	20,000,000	
合計					292,218,000	295,558,000		

建築関係東北ブロック公共事業監査報告書

監査官氏名

部員 水子清忠
山村富士夫
主事 関政雄

監査日程

昭和二十三年十月二日 文部省教育施設局仙台出張所にて所管公共事業災害全般の説明聴取
取手後より左記現地監査を爲す

- 1. 東北大学被災応急補修 二十二年 五〇〇 千円
- 2. 東北大学建物緊急整備 六二六
- 3. 東北大学被災応急補修 二十三年 七一六〇
- 4. 東北大学附属病院建物緊急整備 二十三年 二七〇〇
- 5. 仙台市北四番町 十月三日 二三年 五四九〇
- 6. 仙台市銀台町 二三年 七七八一
- 7. 仙台市東三番町 十月四日 二二年 一、二四四 千円
- 8. 東北大学附属病院水害復旧 宮城縣王造郡鳴子町 十月五日 二十三年 六〇〇
- 9. 国立花巻療養所整備 岩手縣青森郡花巻町 十月六日 二十三年 六〇七〇
- 10. 盛岡工業専門学校緊急整備 盛岡市 十月七日 二十三年 六〇七〇
- 11. 青森医学専門学校被災復旧 青森縣大野町 十月八日 二十二年 四五五
- 12. 青森師範被災応急 弘前市白銀下町 二十三年 三〇三五

- 13 国立私前病院施設整備 二十二年 五〇〇
- 14 弘前市大字富田 二十三年 五六五
- 15 秋田利務所災害復旧 十月九日 二十二年 一七八三
- 16 秋田市川尻町 十月十日 二十三年 一三九六八
- 17 山形利務所被災復旧 十月十日 二十二年 一〇一五
- 18 山形市香港町 十月十一日 二十三年 七〇二一
- 19 山形地方検察庁被災復旧 二十三年 五六〇三
- 20 山形市新築東通 二十三年 一〇八五九
- 21 山形地方裁判所災害復旧 山形市七日町 二十三年 二七〇〇
- 22 山形師範緊急建物整備 山形市 二十三年 二七〇〇

十月十二日
 福島師範緊急整備
 福島市
 二十三年 四一四〇千円

三 監査結果総括

項目	批				評	
	文部省	建設省	厚生省	法務庁	裁判所	
実施機関の事業運営	可	良	可	可	良	
資金状況	可	良	可	良	良	
労務状況	良	良	良	良	良	
事業の進捗状況	可	良	可	良	良	
資材状況	良	良	良	良	良	

四 実施機関の事業運営状況

1. 文部省教育施設局仙台出張所は本省にて直轄学校より工事契約後現地の工事施行の監督を擔当するのみで支出官もなく従って工事の進捗は他省に比して甚だしく遅れてゐる。是を目立って見受けられた。但し工事の執行は忠実で且監督も行届いてゐる。

2. 建設省は本省にて入札候補担当技官が現地に出張して公共事業の実施を監督してゐるので進捗率及び工事の出来栄も良好である。

3. 法務庁及裁判所関係は、計画は本省で行い契約及支拂事務は現地で取扱つてゐる為現場に適した方法を取つてゐるので事業もうまく進捗してゐる。

4. 厚生関係は殆んど従つての工事は本省で計画され、係官の出張監督に依り施行されてゐるが現地の実情に即した設計及び施工が行はれぬ見受けられた。

(注) 事業の実施状況

昭和三十二年分及昭和三十二年分第一四半期末迄の実施状況は左の通りである。

1. 事業進捗状況

(1) 学校関係は設計を四半期毎に分割されて金額が少くない為全事業の請負入札が出来ないとの理由で昭和三十二年分第一四半期末迄の着手が非常に遅れてゐる現状である。

進捗率 一〇%

(2) 建設省 裁判所は計画準備良好の為、進捗も計画通り進んでゐる。

昭和三十二年分進捗率 六〇%

(3) 医療施設は主に補修工事の為進捗率もや、良好である。

進捗率 四〇%

(4) 行利施設は昨年度よりの継続事業と見做し得る工事多く計画及準備も頭初より完備してゐるので工事は相当進んでゐる。

2. 資金状況

進捗率 六〇%

年度	昭和三十二年分			昭和三十二年分		
	文部省	厚生省	法務省	文部省	厚生省	法務省
認定事業費	五六二五四〇〇	四八五四三八	二九九六一一八	一六九七五六〇〇	一九九八一八	一九八九一六九
年次支出済額	五六二六七八	四八五四三八	一九九八一八	一六九七五六〇〇	一九九八一八	一九八九一六九
支拂義務額	〇	〇	〇	二〇〇六、七二八	五八九七、一〇〇	〇

3. 労務状況

(1) 官庁営繕事業は他の事業と異り過半数は専門的労務の為、失業者中には技能者は少く又所要労務も殆んど請負工事の為直隷労務者で充足できるとして失業者使用率は殆んどない状態である。

二十二年度

所管別	所要人員	使用人員	失業者
文部省	一九四八人	一七〇二五人	〇人
厚生省	二〇二〇	一六五五	〇
法務省	五三〇〇	四六七六	〇

二十三年度

文部省	建設省	厚生省	法務省	裁判所
二四七七人	七四七〇	二〇七五	六四〇〇	四五〇〇
一四六五人	二七九四	一六七五	五四六五	三九八二
〇人	〇	〇	〇	八

四 事業分類別による労働者平均賃金

所管別	直管			請負		
	最高	最低	平均	最高	最低	平均
文部省	二〇〇	七〇	一三五	二〇〇	七〇	一三五

建設省	厚生省	法務省	裁判所
三〇〇	二五〇	三五〇	三五〇
一〇〇	一二〇	一三〇	一二〇
二〇〇	一八五	二四〇	二三五

4. 資材状況 (昭和二十二年度)

資材名單位	鋼材		セメント		区分	文部省	%	厚生省	%	法務省	%	建設省	%
	所要量	割当量	所要量	割当量									
鋼材	九	一一	一三	一三	文部省	一四	七四	一	一〇〇	六	七〇	六	
鋼材	九	一一	一三	一三	厚生省	一	一〇〇	一	一〇〇	六	七〇	六	
鋼材	九	一一	一三	一三	法務省	一	一〇〇	一	一〇〇	六	七〇	六	
鋼材	九	一一	一三	一三	建設省	一	一〇〇	一	一〇〇	六	七〇	六	
鋼材	九	一一	一三	一三	合計	二四	七四	二	一〇〇	六	七〇	六	
鋼材	九	一一	一三	一三	平均	二四	七四	二	一〇〇	六	七〇	六	

木材		
總入千量	割当千量	割当に付する千量
九、二〇六	七、五三二	八、六四七
	二四	
四〇〇	三五〇	三五〇
	一〇〇	
二、〇二四	七五七	七五七
	一〇〇	

四(昭和二十三年度)

資材名	單位	鋼材		木材		石		瓦		その他	
		所單量	割当量	所單量	割当量	所單量	割当量	所單量	割当量	所單量	割当量
文部省	%	二二	一七	二	一	二	一	二	一	二	一
建設省	%	一三	八	三	二	一	一	二	一	二	一
厚生省	%	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
法務庁	%	一六	一三	一	一	一	一	一	一	一	一
裁判所	%	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九
	%		一〇〇		一〇〇		一〇〇		一〇〇		一〇〇

總入千量	二五六〇	三六〇〇	〇	三七九四	六一七
------	------	------	---	------	-----

五 監査意見

イ 文部省教育施設局仙台出張所の本年度公共事業は認済済にも拘らず未着工が多い之は四半期に分割認定する際に各工事別に少額の資金を分散し、従つて年間の事業量の見通しが不確定のため工事入札が出来ず一四及二四を過ぎても工事に着手してゐない状態である。経本としては当初予算配分計画及認定方法を考慮すると共に文部本省として出張所の事務連絡を更に緊密にする必要がある。

ロ 山形裁判所 山形検察庁共工事進捗率は非常に良いが簡易防火壁の施工は一考を要する防火壁にて完全に建物の部材を絶縁する様平ゆ工事の施行順序を考慮すべきで、建物主体がほぼ完成の時期に防火壁となるべき小間隔に「モルタル」を塗付ける様では、防火の目的は達しない。尚防火壁の詳細設計図が契約書中に見当らざらば、け不当である。

ハ 山形刑務所片倉修繕工事は大部屋の事務室に同じ切を取掛け却つて事務室の使用面積を狭めてゐる。十月一日以降天折の昇格も内定し、人員も増加するから事務面積も狭める処置は現状の改善である。

ニ 花巻療養所 弘前国立病院等学生省所管の公共事業は、予算の配分が純花的である。今後は重要な工事業種目を優先すべきである。

④ 建設省所管公事業について設計施工不良等があるが、現場の監査資料等の準備
不徹底のため満足すべき監査の執行が出来ず難澁を極めた事は受検者側として反省す
べきである。

⑤ 全般的に監査資料等の記載について担当官として不熟練のため監査の際殆んど完
璧のものなく各省天一段の研究を要する

昭和二十三年度公天事業費四・五月暫定予算割当額

23.4.22

事業名	四月暫定予算 (確定額)	五月暫定予算 (確定額)	計
労働			
1. 失業応急事業	11,856,000	14,173,000	26,029,000
(1) 都市失業応急事業	7,020,000	7,020,000	14,040,000
(2) 智識屋失業	4,836,000	7,153,000	11,989,000
2. 授産共同事業施設及特別施設	3,600,000	3,600,000	7,200,000
計	15,456,000	17,773,000	33,232,000
厚生			
1. 上下水道増補改良	1,116,000	1,282,000	2,398,000
(1) 上水道	670,000	917,000	1,587,000
(2) 下水道	446,000	365,000	811,000
2. 上水道災害復旧事業	379,000	379,000	758,000
計	1,495,000	1,661,000	3,156,000

裏面白紙

4.26
92

昭和二十二年公共事業費認定額一覽

区分	期別	23.3.31				補助額計
		第一、四半期 割当額	第二、四半期 割当額	第三、四半期 割当額	第四、四半期 割当額	
労働						
1. 失業対策緊急事業		37,419,050	37,170,550	38,106,366	43,371,149	158,122,000
(i) 智識階級緊急事業		21,355,650	20,232,300	20,713,561	23,534,344	85,485,860
(ii) 一般業者緊急事業		16,028,100	18,938,250	17,852,925	14,906,800	72,005,925
2. 職業補導事業		55,053,505	52,162,505	38,662,505	53,002,485	204,641,900
(i) 一般職業補導事業		28,339,4505	28,339,4505	37,956,136	29,867,684	124,617,830
(ii) 根拠共同依業施設		2,345,000	2,345,000	—	15,750,000	34,500,000
(iii) 根拠共同依業時引施設		17,500,000	14,000,000	—	—	31,500,000
(iv) 労働者職業補導		484,000	393,000	70,6364	76,9364	2,352,938
合計		93,167,255	91,332,055	76,828,871	101,433,634	362,763,000
生活						
上下水道増設改良事業		1,136,500	1,605,500	1,118,820	797,571	4,548,411
飲水復旧事業		367,600	467,400	674,200	340,820	2,140,000
上下水道水害復旧事業		—	—	—	338,4000	3,384,000
計		1,504,100	2,072,900	1,793,020	1,878,391	10,032,411
自和事業に要する経費		395,000	—	—	—	395,000
合計		1,899,100	2,072,900	1,793,020	1,878,391	11,027,411
飲職雇員職業補導		5,100,000	3,300,000	—	2,240,000	10,690,000
					賃材費として 認め了。	

7 康

第一表

実施状況内訳表

(1) 事業分項 河 川

昭和 年 月

日 期 表

府 縣 名

事業名	件名	施行回数		経費 千円	補助費 千円	実施事業量	延べ 日数	事業									
		直営	委託					雇用人員 (人)	労務費 (千円)	平均賃金 (円)		網 戸		セメント		木材	
										重労働	軽労働	所要	入手	所要	入手	所要	入手
中小河川改良	千田川改良工事	1		(700,000) 500,000	(350,000) 250,000	堤防 100m 護岸 30m	62	(2,000) 1,800	100			0.5	0.3	15	12	20	15
	櫻川改良工事		1	(750,000) 600,000	(375,000) 300,000	堤防 30m 護岸 40m	80	(3,300) 3,200	200			1.0	0.8	40	35	100	85
	泉田川本三ヶ所	3	1	(1,000,000) 900,000	(500,000) 450,000	堤防 210m 護岸 80m	70	(5,000) 5,000	300			1.5	1.1	45	40	180	170
	計	4	2	(2,450,000) 2,000,000	(1,225,000) 1,000,000	堤防 440m 護岸 150m	66	(10,800) 10,000	600	755	742	(1.2) 3.2	(1.2) 2.2	(80) 100	(80) 90	(250) 300	(200) 270
防 防	山内川防砂工事	1		(750,000) 520,000	(500,000) 346,666	堰堤 3ヶ所 防砂工 300m	50	(4,000) 4,000	250			0.3	0.2	30	25	20	18
	山田川外三ヶ所	1	2	(1,000,000) 750,000	(666,666) 500,000	堰堤 4ヶ所 防砂工 500m	75	(6,000) 5,500	300			0.7	0.6	50	45	30	25
	計	2	2	(1,750,000) 1,270,000	(1,166,666) 846,666	堰堤 7ヶ所 防砂工 800m	77	(10,000) 9,500	550	752	742	(0.2) 1.2	(0.5) 0.8	(70) 80	(60) 60	(45) 50	(40) 43
(1) 合 計		73	103	(4,200,000) 3,770,000	(2,391,666) 2,299,700		68	(14,800) 10,3480	950	792	982	(2.2) 4.16	(1.8) 1.83	(283) 520	(262) 330	(1,025) 1,200	(820) 980

23等

4.26
9.28

裏面白紙

監査資料説明

第一表

本表は事業実施状況を具体的に把握することを目的とする。
(1) 事業分類は次の如く十種に分類し各事業を包括するものとする。

事業分類	事業名
一 河川	中小河川改良、災害防除施設、河水規制、砂防、河川災害復旧、等
二 農林	開墾、入植者住宅施設、貯水用排水、土地改良、災害耕地復旧等 森林治水、災害防止林、造林、林道復旧、林道災害復旧等
三 水	漁港、船舶設備、災害復旧、等
四 水道	生産道路改良、石炭運搬施設改良、道路災害復旧、等
五 道路	港灣、港湾災害復旧、等
六 港	河川、港灣災害復旧、等
七 都市計画	河川、港灣災害復旧、等
八 住宅	住宅復興助成、等
九 学	小学校、中学校共の他の被災及風水害復旧、大ニ訓実復旧等
十 被災関係	一般失業救済、留職階級失業救済、等

(2) 事業名は前表の認定事業名とする。

(3) 事業中、一件、年間計画事業費五十万円以上のものは件毎に掲記し其の他は一括記入の上事業名毎に計する。

(4) 現場の救済(事業費に計する災害復旧施設)は履行方法である。

直営、借負の二つに区分記入すること。

直営は直接履行、借負は業者が借負せざるものとする。

直営と借負が両方あるものは(4)として記入すること。

地方団体等が委託した場合は受託者の旅行方法によって区分する
と。

地方団体等が請負させた所謂地元請負は、用もその旅行方法
によって区分すること。

(6) 年度当初より当該四半期迄に承認されず事業費とする
こと。

(7) 年間計画事業費は、
前(6)項に基く補助額とする
こと。

(8) 年度当初より当該四半期迄に承認されず事業費に対する
事業費を事業内容毎に数量を記入すること。

(9) 例、奨防○米、道路○米、土工○土、建設○平、
進捗率は年度当初より当該四半期末迄の実際の工事出来高を承認事
業量と比較して記入すること。単に事業費の支出済額率により算出
するものではない。次のような方式で算出すること。

$$\text{進捗率 (P)} = \frac{Aa + Bb + Cc}{T} \quad (\%)$$

T は 総原 事業 費 額 (円)

A, B, C は 各 工 種 費 額 の 上 限 費 額 (円)

a, b, c は 各 工 種 費 額 の 実 際 の 出 米 高 (多)

例、茶、ザル、ば

中 小 河 川 改 良 の 中 田 川 改 良 に 対 し

T = 500,000 円

A = 300,000 円 (奨防 100 ㎡ 分の 工 費 費)

B = 200,000 円 (道路 30 ㎡ 分の 工 費 費)

C = 奨防 の 出 米 高 (100 ㎡ 分 70 ㎡ 見 込) $\frac{70}{100} \times 100 = 70\%$

$$\text{進 捗 率 } P = \frac{300,000 \times 70 + 200,000 \times 100}{500,000} = 82\%$$

各事業の計の額及び各事業分類の合計額の進捗率は次のように算出す
ること。

$$\text{進 捗 率 (P)} = \frac{T_1 \times R_1 + T_2 \times R_2 + T_3 \times R_3 + T_4 \times R_4 + \dots}{T_1 + T_2 + T_3 + T_4 + \dots} \quad \%$$

T₁, T₂, T₃, T₄ は 各 事 業 毎 の 認 許 事 業 費 額 (円)

R₁, R₂, R₃, R₄ は 各 事 業 毎 の 進 捗 率 (%)

(3)

例に準ずる計算

十ヶ年間の平均

T1 = 500,000 R	R1 = 62%
T2 =	R2 = 80%
T3 =	R3 = 70%
$\frac{500,000 \times 62 + 600,000 \times 80 + 900,000 \times 70}{1,320,000 + 2,000,000} = 68\%$	

(10) 年度当初より当該四半期末迄に実際使用した労働者の延人員を記入すること。

年度当初より翌四半期末迄の計画所要人員を()として併記すること。

「注意」 工事進行のための雇傭した労働者と労働に就事した職員を合算し、室内業務に就事する職員は除くこと。

(11) 前(10)項の中失業者の延人員を記入すること。失業者と併記するものは

(一) 職業安定所より紹介されて就労した者

(二) この事業に就労する前、失業者と判じられる者とする。

「失業者と判じすべき基準」

働らく能力を喪失がある十五歳以上の者で就労前七日間以上働かぬ状態のなかつた者

(一) 入植者の場合は入植した年度の開始前の基準により失業者と判じられる者を計上し次年度よりは失業者として計上しない

(二) 年度当初より当該四半期末迄に支給はれ直営工事の労働賃金の合計を(10)項の人員中直営工事に対する合計を以て除したものを記入すること。

「注意」 各件毎に算出する必要はなし、事業別、事業分類合計にのみ算出記入すること。

(13) 賃賃工事に対しては前(12)項に準じ算出記入すること。

(14)

(14) 年度当初より当該四半期迄の所要量を記入すること。
同期間の割当量と（ ）にて事業名毎及び事業分類毎の合計のみを
入すること。

(15) 可注意は割当量は件名毎に記入する必要はない。
右期間の入手量を記入すること。入手量には在庫量も含むものとす
ること。

(16) 同期間中割当に依る入手量を（ ）にて事業名毎、事業分類合計
のみを記入すること。
可注意は割当に依る入手量は各件名毎に記入する必要はない、鋼材中に
は二次製品も含むものとする。
鋼材に準じて記入すること。

第一表の外に総括表を添付すること。
総括表には(1)事業名欄を事業分類に書き換へ事業分類毎の合計を記入の
こと。

(3) 件名 (4) 総括事業量欄は記入を要せず。

20 82

23. 5. 10.

自 昭和二十三年三月十七日
至 昭和二十三年三月二十四日

香川縣内公共事業監査報告書

經濟安定本部
建設局監督課

部長 武田利雄
" 真田正一
主事 関政雄

23
5.10
9.2

90

香川縣 監査報告索引

公共事業

- 一 監査官氏名 一頁
- 二 日程 二頁
- 三 監査結果概括 二頁
- 四 香川縣知事関係事業 二頁
- 五 直轄官庁関係事業 二頁
- 六 汚務状況 三頁
- 七 香川縣人口 三頁
- 八 可働者数 三頁
- 九 有業者数 三頁
- 一〇 失業者数 三頁
- 一一 労務者賃金 三頁
- 一二 加配米莫の配給物資状況 三頁
- 一三 失業者と公共事業に吸収することにつき採用したる対策 三頁
- 一四 經濟効果 三頁
- 一五 香川縣知事関係事業 三頁
- 一六 直轄官庁関係事業 三頁

六、事業実施状況

- 一 香川縣知事関係事業 三頁
- 二 直轄官庁関係事業 三頁

七、監査意見

- 一 香川縣知事関係事業 三頁
- 二 直轄官庁関係事業 三頁

添付書類

- 一 現場監査表 三頁
- 二 参考書類 (一) 監査日程表、執行概況別事業総括表、主要事業場所一覧、視察箇所圖) 三頁

香川県公共事業監査報告
監査官氏名

武田 利雄
真田 主一
肉 政雄

二 日 程

三月十七日(火) 午前十時より香川県庁に於て香川県知事内閣公共事業に付き一取
説明聴取
右 同
三月十八日(水) 香川県内各官署直轄官廳施行公共事業に付き一取
十九日(木) 午前九時より丸記現地の監査を了す
二十日(金) 取説聴取

三月二十日(金)

一 順番 所 在 地 主 管 官 事 業
1 高松市 最高裁所 高松地方裁判所裁判員選任事務及震災復興事業
2 高松市 松島町 高松利務所裁判員選任事務及震災復興事業
3 高松市 宮脇町 高松地方経済安定局官庁復興事業
4 高松市 五番町 高松工業学校被災復興事業

三月二十一日(土)

1 小豆郡 大塚村 磁産物搬出道路事業
2 小豆郡 刈崎村 徳治川災害防除施設事業
3 上庄町 森林治水荒蕪林地復旧事業
4 大川郡 松尾村 林道施設事業

三月二十三日(日)

1 大川郡 鷺部村 第五回土地改良事業
2 小豆郡 小田村 船舶災害復旧事業
3 坂出市 東大浜 坂出港農災復旧事業
4 坂出市 内 住宅復興助成事業

三月二十三日(月)

1 綾部郡 土居村 香川県道改良事業
2 丸亀市 香川郡被災復興旧事業
3 中野町 善通寺町 四国少年院舎新築

四、勞務状況
 香川縣人口と可働者数、有業者数、失業者数に關する統計は次の通りである。縣内總人口は十二月其の地は二月十五日現在に於ける推定数である。而して失業者数は日定所
 調査数である。

計	香川縣人口		可働者数		有業者数		失業者数	
	男	女	有業者	失業者	天業者数	天業者数	天業者数	
計	九三七一七九	三八一八三九	一八一七〇〇	一六三三四九	二六八九〇	一三二五		
男	四五〇五四七	二二四六九七	八八九一六	二九三六一	一三五三〇	九二二		
女	四八六六三二	一五七一四二	一〇二七八四	四三九八八	一四六七七	三九三		

(休) 勞務者賃金
 (イ) 香川縣知事関係事業

事業分類	平均實際賃金		請員
	直	請	
河川	四二一九	六〇一八	
道路	五四〇〇	四八九五	
港湾	五八〇〇	八〇二五	

職	平均實際賃金		請員
	直	請	
農	三三〇〇	三三〇〇	
林業	五一三〇	八三一五	
都市計画	五二六八	八二〇〇	
住宅	六二四九	一二三〇七	
学	四五〇〇	六二〇〇	
職	四〇〇〇		

事務補助事業
 一九〇円

(ロ) 直轄官廳

直轄官庁名	事業分類	平均實際賃金		請員
		直	請	
高知管林局	林業	八三九〇	一一	
岡山農地事務局	開墾	三〇七三		
大島青松園事務所	衛生		四七五〇	
高松検査庁	衛生		四〇〇〇	
四國少年院	養育		三八二四	
高松刑務所			五四二九	
文部省教育施設 高松土庫所				

受刑者使用の為賃銀を支払つた
 一四〇円

四國鐵道局	紙	四張	一	四	1,000,000
〃	紙	三〇着	一	三〇	1,000,000
〃	紙	一六四〇石	一	一六四〇	1,000,000
〃	地下足袋	六三	一	六三	1,000,000
〃	ビール	一九二本	一	一九二	1,000,000
〃	作業服	二八着	一	二八	1,000,000
〃	ズック靴	五七	一	五七	1,000,000
〃	ブランデー	一九本	一	一九	1,000,000
中四國地方建設局	加配米	二八三三石	一	二八三三	1,000,000
〃	靴	七四	一	七四	1,000,000
〃	軍手	二七	一	二七	1,000,000
〃	ブランデー	四五本	一	四五	1,000,000
〃	作業服	七	一	七	1,000,000
四國少年院	加配米	四〇四石	一	四〇四	1,000,000
〃	紙	一四〇	一	一四〇	1,000,000
〃	紙	二八八七	一	二八八七	1,000,000
〃	紙	三九一七	一	三九一七	1,000,000

(甲) 失業者を公共事業に吸収することにつき採用したる対策
 の香川県知事関係事業

香川県失業者対策本部より勸告訓令第二四号により廃止し、之に代る機関として昭和二十一年二月七日失業者対策委員会を設置し、会長に付知事、委員は臨時委員対策庁内閣課各課職員其の他学識経験あるものを以て組織し失業者対策に関する重要事項を審議し或は閣内行政庁に建議して失業者救済の目的達成に努めてゐる。尚採労働部職業安定課が失業者を公共事業に吸収することにつき凡そ次の如き対策及宣傳をしてゐる。

記

- 四月 七日 公共事業実施各関係官庁間に於ける失業者吸収対策打合せ開催
- 四月 十三日 管下各安定所と失業者吸収に付き打合せ開催
- 五月 二日 失業者の吸収方法に付き各主管課並関係各所と懇談会開催
- 六月 五日 失業者の吸収宣傳方法に關し管下安定所と協議
- 六月 八日 事業実施主管課と安定所と失業者吸収等に關し連絡協議会開催
- 六月 十二日 公共事業への就労を勧奨する為採下塩田業の失業者発生状況を調査
- 六月 二七日 各安定所並関係機関の公共事業への就労勧奨宣傳ポスター配布
- 六月 二十八日 自六月二十八日至六月三十日三日間 四國大朝 大毎各紙に宣傳広告掲載
- 七月 一〇日 料理飲食店営業禁止に伴う失業者救済に付き各業者と安定所向け打合せ開催
- 七月 一五日 勸奨宣傳の効果調査
- 七月 二九日 失業者対策委員会開催

農	業	六九、三六八七七	四九八八五五三二	米 一六八六七石 人作 一五〇人 夏 四八〇九 人利 六八〇人 雜穀 三五五 豆類 一六八石 薪炭 八九〇人 薪炭 一〇〇〇石 薪炭 一〇〇〇石 薪炭 三七〇四〇石
林	業	六三九二七九〇	二七三六三一〇	二二、三三年度増産量 木 七、八三三三石 木 一〇〇〇石 薪炭 三七〇四〇石
都市計画		七三八八七七二	五四五二〇九二	新築延長 四七〇〇米 道路延長 四六〇〇米 公共用地 五八〇〇米
住宅		一五七九八三五〇	七、八九九二三五	新築戸数 一三三三戸 收容人員 一六六五人
学	校	五九四四三六〇	二九七二一三〇	新築戸数 一〇三九戸 收容人員 一六六六人 以上收容人員 五、三五〇人

職業関係	八八七三七六	三九二二八七六	依労働衛生監視隊員九〇人 職責補 専攻者 九五四人 積産事業 校者 一三三三〇
計	一五七五一九六〇〇	五七〇八三、四一五	二七七五〇人 一六三、八〇〇 三六三、九〇〇

② 直轄官庁事業

直轄官庁名	事業分類	年間事業費	経費
高知管林局	管	三、七九二、〇四二	林直轄施設管轄地復旧並林業復興旧工事 等、小川、大々、柑子、初果、等、等、等、
岡山農地事務局	管	七、三三六、四六六	湖沼面積二六町、甘藷一、八三〇貫、夏預四九石 疎果五〇貫、馬鈴薯二、〇〇〇貫、
大島青森園藝事務所	管	五、八八三、四	速着収容二〇名増加同収容回復二〇名
富山地方検査庁	管	五〇三、八七九	市外電話三、〇〇〇通話可能、片内四、〇〇〇通話可能 建坪一五五坪、修繕収容人員一四一人
四国地方不成	管	一一、〇五八、〇	建坪二七坪、新築修繕収容人員一四〇名

(2) 直轄官庁事業

官庁名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
官庁名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
所管	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
業務	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
人員	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
費用	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
収入	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
支出	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
貸付	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
借入金	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
借入金	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
借入金	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
借入金	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
借入金	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
借入金	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
借入金	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
借入金	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
借入金	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
借入金	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
借入金	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
借入金	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
借入金	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
借入金	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
借入金	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
借入金	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
借入金	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
借入金	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
借入金	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
借入金	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38
借入金	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39
借入金	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
借入金	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41
借入金	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42
借入金	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
借入金	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44
借入金	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45
借入金	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46
借入金	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47
借入金	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48
借入金	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49
借入金	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
借入金	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51
借入金	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52
借入金	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53
借入金	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54
借入金	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55
借入金	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56
借入金	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57
借入金	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58
借入金	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59
借入金	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
借入金	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61
借入金	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62
借入金	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63
借入金	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64
借入金	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65
借入金	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66
借入金	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67
借入金	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68
借入金	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69
借入金	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70
借入金	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71
借入金	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72
借入金	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73
借入金	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74
借入金	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75
借入金	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76
借入金	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77
借入金	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78
借入金	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79
借入金	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80
借入金	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81
借入金	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82
借入金	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83
借入金	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84
借入金	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85
借入金	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86
借入金	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87
借入金	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88
借入金	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89
借入金	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90
借入金	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91
借入金	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92
借入金	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93
借入金	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94
借入金	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95
借入金	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96
借入金	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97
借入金	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98
借入金	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99
借入金	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100

計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
高松	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
地方裁判所	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
建設院	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
建設院	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
建設院	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
建設院	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
建設院	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
建設院	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
建設院	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
建設院	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
建設院	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
建設院	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
建設院	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
建設院	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
建設院	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
建設院	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
建設院	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
建設院	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
建設院	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
建設院	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
建設院	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
建設院	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
建設院	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
建設院	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
建設院	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
建設院	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
建設院	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	

七 監査意見

香川県関係

一 根本で考慮すべき事項

二 各層で考慮すべき事項

(一) 農林省関係

一 行課農林省新営事業補助金の年間分を第三四半期に交付するに事業主体が資金の支出に支障を来して、本件は地事業同族四半期に分割して毎期迅速に交付すべきである

二 南拓入預資金は行課予算を越す直接事業主体に交付するも本件は、少額の手續を採ること、行課の事務統一を欠き却つて当局層付不可解現して、資金の迅速交付を尚ほ懸念せらるる他事業も同様である。考究を望む

三 農林省門中第五水土地改良、災害耕地復旧に際し、詳細な金額数百円、数ヶ月を補助して、事例が非常に多い。斯る事業はなるべく自力施行を奨励して、國費の負担を集中して多数住民の福利増進と、同様に振興すべきである

四 森林治水事業中第二期の資金は十二月に付て、既に到着して、その付主務省の取扱いを速帯して、いと認めらるる

五 用水幹線改良事業中、森宮高農地復防工事付香川県の如き、雨量過多、乾燥地帯に

建設院関係

一 住居復興助成事業において、香川県に割当三三三万中被災を受けた高松市に割当三分の一の一二六万の市町村に三分の二を振当て、其の配分を数ヶ項出市と際、十戸、十戸等分散配分している。理由は高松市土地が得られなから分散したといふことであるが、實際の遺構状態は高松が完成し、他の地も殆んど未完成であつた。實際必要可被災地に大部分を割当て、べきである

三 採り考慮すべき事項

一 公共事業の運営について、単に各担当部課が公共事業と見なす以前から施行し、此法によつて施工し、別に総合的運営、機内付持たない。又、このよう有機関を折返し、とする熱意も余り見られなかつた。此の事業を積極的に施工するに付、特に知事及副知事の統括する、採りの関係部課の責任者を以つて組織する公共事業運営委員会へ、徹底して、該法の内、に事務局を配し、資金、資材、労務等の各面より公共事業全般の企画運営監督等を総合的に、特に公共事業の二大目的たる事業の生産の重視と、災業者の救済に努力するよう希望する

二 林道事業の進捗率三五%のものがある。場所的交付時期的關係によるものと、あるも、今後共進に努力すべきである

(三) 農業部門中概ら下級事業主体に交付すべき補金が二月を要してはいるものがある。主務課及会計課の処理手続を要する為尙らんと之等は迅速に取扱ふべきである。

(四) 農業部門中第五次土地改良、災害耕地復旧に際し農田資金繰り百円、数千円を補助してはいる例が非常に多い。斯る事業はなるべく自力進行を奨励して國費の破産は集中して多放任氏の福利増進となるべき事業に振向けるべきである。

(五) 用排水幹線改良事業中深田池堤防工事付香川縣の殆ど全量助成は乾燥地帯に補つては置換水補給の爲必要と認めざるが然らば全力を挙げて短期間に竣工して食糧増産に即効ありしむべきである。

(六) 住宅復興助成事業に於ては香川縣に割当三三三戸中被災を及ぼす高松市に漸く三分の一の一六戸他の市町村に三分の二を振當て其の配分戸数付取出市を除き十戸十四戸等分散配布してはいる。理由は高松市は土地が得られぬから分散したといふことであるが實際の運轉状態は高松が完成して他の地区が殆んど未完成であつた。實際必要戸数被災地に大部分を割當てるべきである。

直轄官庁事業

一 經本で考慮すべき事項

二 各省で考慮すべき事項

(1) 農林省関係

岡山農地事務局施行の三ヶ所の開墾事業は其成績優良と認め難いのみならず入殖者が生活費を得る爲に他を働かざる事業にあつては年々僅かばかりの進行に對し、この小作のほうは、今は畢竟入殖と開墾の計畫が己に失當なりと認め、一、本事業は昨年九月迄農地開発經營團の經營であつたのであるが農地事務局が引継ぎを受け、以上事業施工上再検討して速かに其の効果を挙げることに努むべきである。

(2) 司省関係

(1) 高松刑務所

高松刑務所施工震災復旧工事の四十%運轉率は低額である。囚人収容の新築被災復旧事業がある一方囚人のみを使用して刑務所の復旧事業を因りつゝある事情は、これを認めるも修繕工事の如き付運かに完成して其の効果を挙げるべきである。

(2) 四國少年院

香川探善通寺町四國少年院は職員三〇人、少年収容数四三三で片舎九九坪(一人当一坪半)として六六人収容(寮舎一〇四坪、八〇人分を作つた。二般は所管面積にも充てない状況である際他に此れ余りに余裕がありすぎる。今後注意を要する。

(3) 文部省関係

(1) 文部省教育施設局高松出張所

香川探善通寺町公共事業は文部省教育施設局高松出張所で施行したのであるが

戦災復興費三十万円の救済を拡張する旨のものに倉庫を官舎に模様替(十三万八千円)と木柵(四万八千円)を施行して、震災復興費三十万円で以って救済の拡
張をしたが震災復興は極く少部分で一割程度の予算を使用しているにすぎない。極
く経費削減を要したのに之に便乗して他の予算を流用してはならない。

三 直轄官庁を考慮すべき事項

① 岡山農地事務局
岡山農地事務局施行の三ヶ所の開墾事業は其の成績優良と認め難いのみならず入植
者の生活費を得るために他を働かせる事柄に於て平年僅か許りの運行に甘んじ
たが、その中には、開墾入植と開墾の計画が已に失当なりと認めらる。本事業は昨
年九月迄に農地開発局の経営であったのであるが農地事務局が引継ぎ受け以上
事業施行上再検討して更に其の効果を挙ぐることに努むべきである。

② 高松刑務所
高松刑務所施行震災復興旧工事の四〇%運轉率は低額である。囚人収容の新築震災復興
旧事業が一方囚人の外に使用して刑務所の復興事業を廻りつゝある事柄は、
と認めらるる修繕工事の始り付運轉率は完成して其の効果を挙げるべきである。

③ 四國少年院
香川縣善通寺町四國少年院は職員三〇、少年収容数四三〇、庁舎九坪、一人一坪半
として六六人収容、寮舎一〇四坪、八〇人分を収めた。一般に所帯面積に非脱収率

④ 文部省教育施設局高松出張所

香川縣丸尾市野原校公共事業は震災復興費三十万円の救済を拡張する旨のものに倉
庫を官舎に模様替(十三万八千円)と木柵(四万八千円)を施行して、震災復興
旧費は極く少部分で一割程度の予算を使用しているにすぎない。極く経費削減を要
したのに之に便乗して他の予算を流用してはならない。

い状態であり、際他に改し余りがある。今後注意を要する。

No	監査対象	監査 月 日	監査者	報告書提出日	備考
	栃木県	昭和三十三年五月六日 五月十二日	藤原 比四郎 中野正徳	昭和三十三年五月十九日	

建設部 栃木県 監査意見書

23
5.12
92

監査意見

(一) 災害復旧土木事業費は全体的に予算不足であるが、本県についても同様で二十二年度公共事業の保証事業費一五、五〇〇、〇〇〇円に対し年度末未済二九、〇〇〇、〇〇〇円、一八九八%に相当してゐる。而して二十三年度以降の復旧費は二十一年度宮崎県四、九五〇、〇〇〇円、二十二年度宮崎県七六、六六〇、〇〇〇円であるから今後公共事業費の配分については特に留意する必要がある。

(経一本)

(二) 中小河川改良工事は荒川、巴取川の二河川で前者は昭和十五年竣工昭和十六年より着手してゐる後者の予算が少いを以て河川完全計画から見ると一節を終つたに過ぎず、なほ事業費四、〇〇〇万円及び三、〇〇〇万円を要し、このまゝでは年度数年以上を要する。この二河川年度予算を増すことか出来ぬならば、全体的に見て箇所数を減らし、重要な箇所を早期完成をはかるべきである。

(経本 建設院)

(三) 生産道路一五線の内半分は至新初果の果て農産物又は林産物搬出さるりも一級交通に便宜を及ぼさるるもので特に生産道路として取上げるより一級道路として取り上げるべきである。

(経本 建設院)

(四) 宇都宮市の被災復旧区画整理事業は被災地未荒のものか大部分であるが、一方家屋の復旧は極めて早い現況はかみかみ全体計画の再検討を必要とする。(建設院)

(五) 土地改良事業の内、一畝所につき四畝の補助が二万円以下の小規模のものか極めて多いが、その程度のものか皆農資金の面を解決すべきである。又大規模のものかについては国の補助金の外に県費の補助をしてゐるが、小規模のものかは大規模のものかと同率の国の補助を受け下ら県費の補助はない。前者はむしろ国の補助率を下げて県費補助を出すべきである。

(経本 農林省)

(六) 雨量は二十二年度までには終らしを介し農作面も之に伴つて効果を得てゐるが、那須地区の如く地質の悪く、水利の悪い所については今後の方針を再検討するべきである。

(経本 農林省)

(七) 農地災害復旧は二十二年度認定申請費六四、七六〇、〇〇〇円に対し年度未定
経費は、一三四、一一〇、〇〇〇円で二〇七〇に在る。二十三年度公共事業費配
分について考慮すべきである。
(経本)

(八) 前折幹線道路及び林道で自動車交通を目的とするものは道路の計画の一環とし
て計画と施工とを並行してやる方が交通施設としての其の効果を発するし、施
工技術的に見ても効果的である。

全体的の問題ではあるが、本県の交通管見を見て特その感がある。(経本)

(九) 国有林関係では全体的の問題ではあるが、森林の遊休は本県でも著しく六、五

〇町歩(三年分の伐採量に相当)は伐採地は造林未済である。

更にこの外毎年の充足分として二、五〇〇町歩の造林を行はなくてはならない
のに二十二年度実績としては、一、〇四五町歩を公共事業費により行ったにすぎ
ない。因として今後の対策を對する必要がある。
(経本)

(十) 県当局として公共事業を統括する専任組織なく、各事業相互の連絡が悪いし、
至本よりの公共事業の指導もやはりにくいので、県として何等かの具体的措置を取
る必要がある。近く前設される栃木県総合的計画委員会等の一部にも併せ考へる

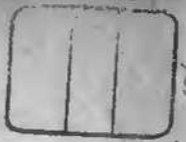
のも策である。

(栃木県)

昭和二十三年度四・五・六月計画実績対照表

	四 月			五 月			六 月			第一四半期計			
	計画	実績	進捗率	計画	実績	進捗率	計画	実績	進捗率	計画	実績	進捗率	
北海道	785,000	596,567	76.0	800,000	609,678	76.2	805,000	759,900	94.4	2,390,000	1,966,145	82.2	
東 部	東 北	209,000	190,195	91.5	215,000	199,870	93.0	213,000	187,570	88.0	637,000	577,565	90.6
	東 部	52,000	71,209	86.8	84,000	72,617	86.4	83,000	68,870	83.0	242,000	212,626	88.3
	計	291,000	261,404	89.8	299,000	272,487	91.1	296,000	256,300	86.6	886,000	790,191	89.1
西 部	西 部	8,000	7,579	94.7	9,000	7,270	80.8	9,000	9,700	107.8	26,000	26,849	103.3
	山 口	243,000	237,521	97.7	249,000	231,007	92.8	243,000	244,200	100.5	740,000	712,728	96.3
	計	251,000	245,100	97.7	258,000	240,277	93.1	252,000	253,900	101.1	766,000	739,577	96.5
九 州	1,500,000	1,471,381	98.1	1,540,000	1,512,472	98.2	1,520,000	1,518,400	99.9	4,560,000	4,502,253	98.7	
總 計	2,827,000	2,574,952	91.4	2,897,000	2,634,944	91.0	2,878,000	2,738,500	95.1	8,602,000	7,997,366	93.0	

4907
10
557



裏面白紙

253
1912
原2

No	監査対象	監査年度	監査官	報告書	備考
埼玉縣		昭和二年	大野利明		

七
監査意見

(一) 運輸省に肉するもの

川口市の廣敷東口に二十二年度に於いて生産都市再建整備事業として國庫補助を得て一〇三五坪の用地買収を以て道路及駅前広場を整備したがこれに省及び東京鉄道局とも緊密な連絡の上計画実施したものであり、同敷最近の乗降客二八七三二名の中東口によるものは一五八〇〇名下りの五割以上に達し定額券再動者は今年三月現在下二八七三二名中、一五八〇〇名であり、同敷踏切閉回数は五月現在、晝夜三五二回、出勤及退勤時は毎時平均二十二回即ち三分毎に閉回するたの交通上非常な不便と支障があるから早急に東口乗降口を安設する必要がある。

(二) 建設省に肉するもの

二十二年度末に及んで熊谷市復興土地区劃整理事業費の豫算流用につき通牒を發し申請書を提出せしめていながらこれに対する認可の措置をとっていないため

縣が独断で流用している形になつてゐる。事業執行者たる縣はどうしても認証通り事業を執行することが困難と認められた場合は遅くも第三、四半期に認証変更の申請をすべきである。都庁局としても必要あるものはこれを認め直ちに終本へ具申するよう改むべきである。

(三) 農林省に肉するもの

(イ) 開墾地は入植三ヶ年位は農作物の收穫のみによつて生計を維持することか困難なる。実績にあるからその期間に於ては食糧の供出を免除すべきである。埼玉縣七木木及高萩開拓團の美、馬込岩の生育状態は頗る貧弱で所々よつては種子さえ取れぬ状態であるのに供出割当を(三〇%)行つのは予盾であつて開拓政策推進上直ちに考慮を拂ふ必要がある。

(ロ) 本年四月十七日ニ開局第七一八号開拓局長より埼玉縣知事宛「災害復旧事業豫算に肉する件」通牒に於て料地災害復旧事業費の補助率を九割に引き上げられ、且記載しているが右に肉しては事前に何等正式協議に預つていない。たとえ何等の肉ものによつても斯種重要な問題については必ず公議の上政府方針の確定を俟つて処理するよう留意されたい。

建設省監課長事務室監査意見書
107

(ハ) 蕨管内排水幹線改良事業、火宮料地復旧事業及び土地改良事業の進捗状況、実
地状況は良好であり、蕨並に地元民の事業遂行の熱意は頗る旺盛であるから補助金
の配分に特別の考慮を拂われたい。

(四) 蕨管内の諸事項

蕨谷高等女学校復旧工事(戦災復旧)は二十二年度認定二四七坪工事費七五八三九八
円であるに、わらず六一二坪を請負に附し着工しているのは不当である。超過三八五
坪分の建築費材は他の学校割当資材より流用しているが二十二年度においては全体
計画と照み合せた計に基き認定建築の完成に努力すべきであるのに当初から金工事
量の建築を意図し不足資材の入手の奇命に被れ着工が著しく遅延し漸く本年四月に
起工の状況であり進捗率五五%に達しないのは甚だ遺憾である。爾今十分注意され
たい。

53 (1) 1948
R2

No	監査対象	監査日	監査者	報告日	摘要
	愛媛県	昭和二十三年四月九日 至四月十五日	木子廣志 小倉博	昭和二十三年五月三日	

建設局 課外事業監査意見書

七、監査員の見解

(一) 概本で考慮すべき事項

災害復旧については単に原形復旧に拘われないで、現地の事情に依り資金概
 算考案から復旧さるべきものと思われれる。
 勿論、概本のみでなく、各倉、縣に於ても当然この点も念に、慮の上工事を
 実施すべきである。例えは砥川夫流久米川の災害復旧について
 久米川の浸谷を流れる小川であるが、出水時には上流部の土砂崩壊のため下
 流に大なる被害を與えるために之が防除施設として約二軒間隔に三段の堰堤を
 設けるが、この箇所附近は河川敷に浸谷市員の前を取水を取られ、残余の僅かな面
 積(約三町歩)を保護する堤防工事が考慮に與えられている。
 この僅かなる面積を維持するために資材、資金を投ずるには當らない。一方
 に於いて直轄河川重信川の氾濫のために三〇〇町歩にのぼる耕地災害復旧の必

要あるに拘らず河川堤防復旧も資材資金不足のため再度の災害の恐れを身分に
 感していき現況におろ。

(2) 公立小中学校の被災及災害復旧については豫算原価償還(二〇〇〇)のため
 工事実施について地才員負担大となり本一方に於いて建設用資材の割当が豫算
 に比して運少のため工事に困難を來している。

(二) 各倉で考慮すべき事項

農林省関係の資金金運送は二十三年四月現在尚第四四半期の金運をく工事の
 進捗に大きな障害を與えている。

(1) 都市計画と住宅について

(1) 在宅建築について一某団地に一〇戸以上で更にその建坪が宅地の三〇%で
 なければならぬという制限を求議院で設けているがこれは本縣の如き市街地
 の狭小な場合には住宅建築不能の狀態を來すことに有り当然緩和されなければ
 ならぬと思われれる。

例えは松山市に於いては現在その敷地取得のに困難して石手川の河川敷
 を利用して建築した程に無理をしよう。

(4) 中和島市に於いては区劃整理が立ち遅れ街路予定地に住宅、店舗が建築さ

れており状態である。但し整理実施方法を再 討すると共に更に基本計画内
容も現地に應じた内容に変更するよう考慮を要する。

ハ 住宅建築用の資材については木材を除く主要資材は建設院にて調達し専業主
体に支配しているが、割当切符にて容易に入手可能な物資にまで斯る措置を敷
くことは事務上の煩雜を来すのみでなく現物化違反し現状に即さない。

即ち住宅建設用資材の中央調達は入手困難な物資(例えは畳表)に限定すべ
きである。

三) 齎で考慮すべき事項

(1) 総合運官機関に就いて

本縣に労働対策として、失業対策本部を設置しているが、余り活用せられて
いない。技術的を公天事業の総合運営のための機軸の必要を感ぜられる。

本縣に於いては官房企画課と設けて、総合計画を樹立する意図を掲げている
が積極的取果を挙げる事が望ましい。

(2) 西條千石に就いて

技術的を現場監督の陣容を強化すべきである。現在はずべて請負まかせであ
るために、工事施行がいたすに遅延すると共に工事費が不当に増大する恐れ
がある。

(3) 観山川疎水工事について

隧道施行完了後も取水については徳島縣側と別途協議することになってい
るか本工事の全長二、六〇〇中、一、一〇〇米を残り現況にあり、この進捗状態から
見て、取水について速かに協約を整えるべきである。

(4) 経済効果について

事業の経済効果に対する認識が不十分である。従って経済効果算定の基礎が
不合理なものがある。特に部分の経済効果を発生するものとせざるものとの区
分を明確にする必要がある。

例えは深浦源流の現在まで基礎のみ施行して、實際は部分の経済効果がない
にも拘わらず部分の経済効果があるものとしている。

原之

No	調査対象	調査月日	調査官	報告官	期
	昭和二十三年六月二十八日	昭和二十三年六月二十八日	三浦重天 本村松太郎	三浦重天	

建設局 茨城県農業調査意見書

七 調査意見

(一) 各官として考慮すべき事項

1. 建設院

経費効果は可成近い将来に発生するよう実施計画をすること。
 例えは荒川下流改良工事で船延長五、四〇〇米の導流堤（港大断面の）を計画し、昨二十年年度に於ては、基礎場石を施行して居る。
 現下の秋身では全延長の護岸工事の短期施行は困難であるから、改築のみを実施して、一応の目的を達し、急る彼、完備せる工事を遂次、実施すべきではないか。

2. 道路

生産道路、豆炭搬出道路等農産物の要する道路は、補助対策を明確にし、費目の流用を行う時は、添証変更を求めること。

東春日井郡外野村に於ける守山、東濃線は、生産道路六八〇米、豆炭搬出道路一、二九八米、合計一、九七八米にして、豆炭山元迄、單年度に工事施行し、経費効果の上から理想的ではあるが、経費の支出に於て、同一道路を一節生産道路、一節豆炭搬出道路に同一日に於て区分して補助して居るのには、添証制度の意義を理解し難い処置である。
 此の場合添証変更により豆炭搬出道路として補助すべき性質のものである。

(2.) 労働者

公共事業の種類、及び施行主体等在地方労働関係部員に徹底せしめ、地域内施行各事業主体との連絡に脱漏をさしよ指尋すること。
 県施行の公共事業は概ね把握しているが、管轄内には脱漏して居る。又前施行分についての把握が欠けて居る。

(3.) 文部省

六、三制学校建設状況及び所管建設指導の調査を確実にし、予算の繰延を阻むは猶勢把握を怠ることなきよう指尋すべきである。
 昭和廿三年年度施行の工事進捗状況は調査当日未だ各市町村から報告を以て居るものあり。

六、三制実施に伴ふ管線建築工事は、すべて公共事業費より支弁之れであることは、承知している筈であるから、公共事業月報、四半期報告等月報報告書の所要調査報告を建築に存せしめると共に、地方庁に対し、監督を厳にし、実費を把握するよう指導する必要がある。

(4) 農林省

緊急開拓

農林省緊急開拓事業の各費目の適用につき説明のみにて実施しないこと。

各町町の開拓事業に於ては、巨力供給による管線の動力削減の施設を管線開拓道費より、農林省の承認を得て、実施しているものであるが、電線管線の動力削減の削減費は、開拓費より支出すべきもので、幹線道路費より支出してはならない。

又特殊事情により特別経費を必要とせしむる証書変更を求めらるるが、適当である。

農林省の意見

三 県に対する意見

1. 管線開拓管内を新設し、之を適用すべきである。県の管線事業の中、公共事業に相当の比率を占め、この管線の如何は県勢の発展及財政上に大きな影響を持つものである。

2. 補助金の収入及び市町村への補助金の支出を並の手に統括する必要がある。土木関係補助金は、第一、第二、四半期と一度に受領している。又若くは在野の農業改良費旧費の方三、四半期以降の補助金は、現場調査の五月下旬未受領してゐない。因事よりの統括は、種々なる事情で遅れるが、県に於ては、この遅れを更に遅らすことのないよう注意すべきである。

3. 岳段地帯の開拓と災害予防とを計画的に調整を重めらるべき。

4. 岳段地帯の開拓と災害予防とを計画的に調整を重めらるべき。

5. 現に災害に見舞はれてゐる防衛工事は、進められてゐるが、岳段地帯の開拓の一定地域を保存林とする等、各事業の調整をしなければ、甚しい災害を被るであらう。

6. 三制管線建築費の進捗状況は、公共事業の進捗定に似て、進捗率は進捗する必要がある。六、三制管線建築費の進捗状況は、大体順調に進行しているが、調査費の状況は現実の調査不十分である。

10 -



建設 24-5

昭和二十三年度一般會計公共事業費 (單位千円)

23. 5. 13 建設局公共事業課

種 目	安本才一次査定案			進 加 私 實 計			合 計		
	一 般	災 害	計	一 般	災 害	計	一 般	災 害	計
河川	2,215,000	4,267,469	6,482,469	200,000	200,000	200,000	2,415,000	4,867,469	7,082,469
防業	340,663		340,663	100,000		100,000	440,663		440,663
農	4,746,906		6,567,956	950,000		1,250,000	5,696,906		7,817,956
開拓	(2,812,450)			(300,000)			(3,112,450)		
干拓	(510,550)			(100,000)			(610,550)		
水利	(524,220)			(300,000)			(824,220)		
土地改良	(898,686)			(250,000)			(1,149,686)		
災害		1,821,050			300,000			2,121,050	
山林	939,247	255,593	1,194,840				939,247	255,593	1,194,840
山溪	214,600	147,592	362,192	100,000		100,000	314,600	147,592	462,192
港船	1,810,350	250,000	2,060,350		100,000	100,000	1,810,350	250,000	2,060,350
灣		29,436	29,436		10,858	10,858		40,294	40,294
私道	1,320,604		1,320,604	200,000		200,000	1,520,604		1,520,604
都計	1,040,015		1,040,015	500,000		500,000	1,540,015		1,540,015
官庁	651,788		651,788	450,000		450,000	1,101,788		1,101,788
刑務	587,555		587,555				587,555		587,555
学位	2,890,777	73,511	2,964,288				2,890,777	73,511	2,964,288
住宅	1,722,025		1,722,025	200,000		200,000	1,922,025		1,922,025
労働	374,173		374,173				374,173		374,173
厚生	24,895	11,523	36,418	20,000		20,000	44,895	11,523	56,418
商工	9,397		9,397	20,000		20,000	29,397		29,397
備務	1,902,831		1,902,831				1,902,831		1,902,831
予費	452,301		452,301				452,301		452,301
計	21,243,127	6,856,174	28,099,301	2,640,000	1,010,858	3,650,858	23,983,127	7,867,032	31,650,159

裏面白紙

追加私案の容説明

一 河川改修費を二億円追加する

二 土木災害復旧追加四億円は概ねの款左の通りとする。
二十一年度災害 二億円
過年度災害 二億円

三 砂防追加 一億円
河川工事との均衡を図るため。

四 農業追加 十二億五千萬円の款
の開拓。新規入植は才一次査定案に於て五三〇〇人（内地四三〇〇人 北海道二〇〇〇人）であつたが之を一三〇〇〇人（内地九七〇〇人 北海道二三〇〇人）とする為三億円を追加する。

(1) 干拓追加 一億円
(2) 農業水利 三億円
(3) 土地改良 二億五千万円………第五次の残量中半分を認めらる。 (4) 耕地災害復旧………三億円追加

五 漁港船溜追加 一億円
港灣災害復旧追加一億円

六 私鉄災害復旧追加 一〇、八五八千円
七 道路追加 二億円

八 都市計画追加 五億円………總事業計画を九千万坪程度に圧縮すると共に今後三年乃至六年以内に完了するものは、要追加額九億円となるがその中四億五千万円を計上する。尚都市計画区域外の清掃のたけ五千万円を計上する。計 五億円

九 官庁官舎追加 四億五千万円を計上する。 (単位 千円)
法務庁 (1) 赤坂高宮増築 一、一三六
横濱地方検察庁 (2) 六、二〇〇
東京地方経済安定局 (3) 八、〇〇〇
警察官訓練所(大阪広島) (4) 七、〇〇〇
縣警察学校(京都香川山梨) (5) 二、〇〇〇
總理庁々舎追加 (6) 六、〇〇〇
新設新設局及港務局 (7) 二、八〇、〇〇〇

商工省

(9)	東京工業試験所名古屋支所追加	一〇〇〇
(10)	東京商工局	一四〇〇〇
(11)	東京商工局長野事務所追加	七〇〇
(12)	地方石炭局追加	五〇〇〇
(13)	海負審判所	六五〇〇
(14)	労働基準局追加	三五〇〇
(15)	児童福祉施設	四六〇〇〇
(16)	動植物檢疫所追加	二五〇〇
(17)	予備	三六七四
計		四五〇,〇〇〇千円

住宅

第一次査定案は木造三三、五〇〇戸 鉄筋二五〇〇戸 其の他五〇〇戸
であつたが之に木造五〇〇戸を追加するため、二億円を追加する。

厚生追加

二十萬円内訳
横 浜 水 道 一五〇,〇〇〇千円
南 海 震 災 陥 没 対 策 水 道 五〇,〇〇〇

商工追加

常盤炭坑水道工事進捗に伴ひ二十萬円追加
資材として追加を要するのは、左の官廳管繕用資材である。

木 材	二五〇,〇〇〇石
鋼 材	三〇〇吨
鉄 鋼 品	二〇〇〇
セメント	五〇,〇〇〇
鉄 銑	六〇〇

追加案による追加額三五億五千万円を新物價に直せば五五億三千
一百万円となる。

事業名	事業費総額	国庫補助額	%	地方負担		%	%	%
				市	町			
国営用舎	72,528	46,517	60				31,012	40
国営用舎	578,009	425,744					152,965	
埋設工事	146,247	146,247	100					
委託事業	422,442	258,441	60				122,415	40
委託事業	1,409,538	1,024,055					385,583	
埋設工事	337,467	337,467	100					
代打費	197,816	19,986	100					
埋設工事	1,152,385	668,802					385,583	
混入種分	334,638	500,983	40				333,855	40
新入種分	792,426	120,698	90				51,928	30
埋設工事	45,321	45,321	100					
管回超運費	15,000	15,000	100					
開拓道路	216,481	216,481	100					
補助用費	633,420	136,620					496,800	
埋設工事	621,000	124,200	20				496,800	80
埋設工事	12,420	12,420	100					
引越事務費	15,000	15,000,000	100					
管	10,589	10,589	100					
北海道	845,211	900,534					162,606	
國営用舎	971,483	664,982					106,501	
埋設工事	217,441	217,441	100					
不業補助	554,042	447,541					106,501	
管	484,356	387,485	80				98,891	20
新	44,256	54,590	85				9,650	15
設計監督	5,485	5,485	100					
補助用費	21,052	24,891					54,196	
開拓補助	80,250	24,095	30				38,175	90
設計監督費	802	802	100					
特別経費	2,545	9,595	100					
管	1,080	1,080	100					
千	851,617	999,252					243,677	
埋設工事	942,507	942,507	100					
堅地工事	90,811	36,244	90				54,319	80
埋設工事	81,23	81,23	100					
地方事務費	4,078	4,078	100					
千	4,510	4,510	100					
管	1,800	1,800	100					

事業名	種類	数量	面積(畝)	地方		租額		他項		備考						
				数量	%	租額	%	租額	%							
進村西の果地		1535	824	432	832	28	311	183	20	208	310	14	583	508	38	
森田防林地		222	110	110	844	40	39	849	44	20	29	4	108	140	39	
治山事業		234	537	391	970	53	342	757	47			9				
山地治山		488	109	232	970	48	25	1319	52							
治山補助		52	859	30	000	59	22	859	43							
災害防止		88	529	50	000	56	38	529	44							
國營事業		10000	000	99	000	96	25	000	24							
民有私用池地		132	568	186	895	30	194	818	28	52	905	8	212	948	34	
農地開墾池地		440	098	233	010	57	101	979	25	19	522	4	59	986	14	
池地開墾池地		335	10	13	031	39	13	924	42	4	47	1	6	107	18	
一般計		3925	834	14	405	40	982	33	26	294	461	8	993	490	26	
二十二年以前		444	652	212	220	48	50	528	11	40	422	9	101	410	32	
二十二年以後		420	816	200	844	48	219	922	52							
池地開墾池地		14	110	2	689	40	8	421	52							
池地開墾池地		981	508	420	953	48	278	921	32	40	422	4	11	481	16	
合計		4407	412	1891	322	41	12	61235	27	339	884	8	111	497	24	
(水)																
進捗補助		395	915	150	386	40	112	975	30	112	975	30				
船運補助		132	473	52	959	40	1324	710		66	237	50				
池地開墾池地		44	028	44	028	100	0	0	0	0	0	0				
池地開墾池地		18	850	18	850	100	0	0	0	0	0	0				
小計		576	266	271	233		126	022		179	011					
進捗補助		398	449	138	923		48	825		40	230		52	031		
二十年		39	380	18	690	30	5	67	15	5	33	14	98	50	21	
二十年		43	944	24	992	50	6	92	15	11	52	14	9	23	21	
南浦		198	933	140	200	95	19	893	10	15	914	8	13	926	9	
二十年		98	222	48	111	50	14	033	15	12	751	14	21	831	21	
北海道農田		81	987	55	305	48	13	221	16				12	21	16	
合計		1034	532	515	551	54	186	068	18	29	061	21	65	852	9	
(借)																
進捗補助		60	63	60	63	100										
首座		33	201	24	225	227	90	06	203							
進捗補助		27	67	27	67	100										

事業名	事業費総額	国庫補助額	%	地方費		%	担	%	担	%	備考
				都道府県	市町村						
大塚線(延伸)	45,972	45,972	100	-	-	-	-	-	-	-	
〃 (内知)	1,349,424	15,492.2	419	21,492.2	58.1						
在籍場北場	4,956	4,956	100	-	-						
合計	88,198	59,460	67.4	3,548	3.4						
(道)											
直轄国道	631,944	421,249		210,635							
府県道補助	9,109.0	453,443	50	402,439	50						
石炭増産補助	201,186	125,078	62	54,038	38						22,070
型路湖套費	12,492	9,481	60	5,011							
北浜道道路	602,817	602,817	100	-	-						
比島新築整備	256,019	134,325	50	132,394	80						
合計	2,621,208	1,924,423	64	854,915	32						22,070
(港)											
環港事業費	920,038	669,503		290,535							
直轄港工事費	944,038	433,503	42	290,535	38						
港施設建設費	98,604	98,604	100	-	-						
保養施設費	108,446	108,446	100	-	-						
港施設研究費	7,550	7,550	100	-	-						
港施設整備補助	2,043,396	712,704		1,305,222							
重要港湾補助	1,944,410	398,829	31	815,581	69						
都府県港湾補助	918,440	283,012	39	435,428	61						
港湾施設整備補助	84,536	42,268	50	42,268	50						
港湾施設整備補助	1,599.0	995	50	995	50						
港湾施設整備費	285,711	202,890		12,821							
港湾工事費	244,658	201,810	94	12,821							
保養施設費	90,445	40,443	104	-	-						
港湾施設整備費	930	930	100	-	-						
港湾施設整備補助	935,574	831,626	89	143,948							
港湾施設整備補助	4,154,041	2,444,123		1,638,518							
港湾施設整備費	59,577	35,710	40	23,807	40						
二十一年改善	440,090	264,442	60	12,428	40						
二十二年	15,449	9,248	60	6,199	40						

事業名	事業費総額	補助額	%	地方費		%	負担額		%	負担額	%	備考	
				市道府縣	%		市町村	%					
自費建設費	22,538	11,269	50	11,269	50	0	0	0	0	0			
奈良水管修理	9,150	6,100	67	3,050	33	0	0	0	0	0			
本町工務課	2,800	7,600	33	5,928	26	9,272	41						
本町工務課	7,404	4,747	50	75,952	68	671,048	442						
合 計	10,123,350	5,016,257	49.5	3,211,806	32	4,985,487	49.3						
(注)													
住宅復興事業	5,211,700	2,605,850	50	1,042,340	20	1,532,452	29.5	24,058	5				
災害復旧事業	10,667	8,000	75	1,281		1,386							
引型機	197,000	197,000	100										
引型機	5,000	5,000											
計	5,444,317	2,995,850	51	1,043,621		1,538,838		24,058	2				
(注)													
総理庁													
総理庁	15,240	15,240	100										
分 局	19,150	19,150											
奈良県	6,777	6,777											
奈良県	10,270	10,270											
奈良県	4,410	4,410											
奈良県	14,400	14,400											
奈良県	102,790	102,790											
小 計	191,559	191,559											
大 阪 府													
大阪府	135,145	135,145											
大阪府	2,226	2,226											
大阪府	2,986	2,986											
大阪府	9,562	9,562											
大阪府	1,080	1,080											
小 計	155,993	155,993											
法 務 省													
法務省	29,385	29,385											

事業名	事業費総額	備費	國庫補助額	%	地方公共団体		%	備考
					市町村	%		
農林省庁舎	8,371		8,371	100				
商工省								
商工省庁舎	10,920		10,920	"				
石巻市	1,232		1,232	"				
青森市	12,650		12,650	"				
東北商工局	3,680		3,680	"				
四田商工局	11,930		11,930	"				
福岡商工局	10,280		10,280	"				
仙台商工局	1740		1740	"				
各工務局	1,540		1,540	"				
各工務局	1,810		1,810	"				
小計	52,582		52,582	"				
運輸省								
海運局庁舎	8,237		8,237	"				
港湾建設部	2,988		2,988	"				
小計	11,025		11,025	"				
労働省								
労働基準局	24,570		24,570	"				
地方労働局長官舎	11,580		11,580	"				
公共職業安定所	11,997		11,997	"				
公共職業安定所	5,037		5,037	"				
小計	53,184		53,184	"				
厚生省								
厚生省庁舎	15,450		15,450	"				
厚生省庁舎	3,680		3,680	"				
其一合計	509,169		509,169	"				
建設省								
建設省庁舎	1,465		1,465	"				
建設省庁舎	8,570		8,570	"				
小計	10,035		10,035	"				
大蔵省								
大蔵省庁舎	2,299		2,299	"				
農林省								
農林省庁舎	4,051		4,051	"				
農林省庁舎	8,090		8,090	"				

(9)

事業名	事業費総額	國庫補助額	%	地方		市町村		%		備考
				額	%	額	%			
養蚕試験場	3,645	3,645	100							
佃舎分場	1,612	1,612	"							
養蚕試験場計	1,543	1,543	"							
蚕種研究所	2,935	2,935	"							
南庄	4,410	4,410	"							
農事試験場	14,200	14,200	"							
水産	2,975	2,975	"							
動物物産検査所	10,530	10,530	"							
農林省農産試験場	19,518	19,518	"							
小計	92,849	92,849	"							
商工省										
東京工業試験場	2,096	2,096	"							
名古屋工業試験場	3,556	3,556	"							
横城試験場	6,955	6,955	"							
工業試験場計	2,971	2,971	"							
石炭局男女高	36,978	36,978	"							
工業試験場計	4,440	4,440	"							
小計	56,616	56,616	"							
運輸省										
船舶試験場	1,574	1,574	"							
水産試験場計	2,576	2,576	"							
気象試験場	7,092	7,092	"							
小計	11,062	11,062	"							
農林省	152,861	152,861	"							
(文部省)										
大井町										
東京工業試験場	5,298	5,298	"							
農林省										
水産試験場	4,040	4,040	"							
運輸省										
海技試験場	2,102	2,102	"							
高等船舶試験場	2,205	2,205	"							
海技試験場計	3,818	3,818	"							
小計	12,125	12,125	"							
総合計	214,483	214,483	"							

101

事業名	事業費総額	補助額	国庫補助額	%	地方		市町村		他		備考
					府県	%	負担額	%	負担額	%	
(治外行政施設)											
総務庁											
調査地方警察	33,800		33,800	100							
消防研究所	13,930		13,930	"							
東京地区警察官 訓練所	28,335		28,335	"							
小計	76,065		76,065	"							
運輸庁											
運輸庁各片	12,145		12,145	"							
其四合計	88,210		88,210	"							
総計	772,723		772,723	"							
(都市計助)											
復興工地区画 整理事業	766,100		772,880	90	76,810	10	96,610	10			
河川水路事業	286,327		158,400	50	62,982	22	66,936	28			
凡斯事業	39,840		100,100	95	10,616	8	22,587	17			
下水道事業	13,350		13,280	338	2,271	5.7	8,366	21	15,323	40	会社負担
電線整備事業	8,100		4,450	338	761	5.7	2,804	21	5,335	40	"
建設行政施設	48,440		5,700	538	486	6	1,701	21	3,213	37.7	"
水道事業	70,500		23,920	50	8,065	17	15,655	33			
下水道事業	115,410		23,500	338	4,230	6.6	42,470	66.1			
水道復旧事業	76,320		76,740	41.7	6,117	8.3	32,353	28			
下水道復旧事業	24,660		38,160	50	8,166	16.7	27,994	58.5			
公共用地埋設物	62,378		16,440	41.7	5,129	20.8	3,091	12.5			
公共埋設物埋設物	5,400		21,726	338	5,625	8.8	36,626	57.9			
公共埋設物埋設物	4,400		2,700	50	148	5.5	2,551	40.5			
被災死者救済	12,400		2,200	50	148	5.5	2,200	50			
國營公園事業	4,200		6,200	56	2,331	1.9	3,868	31			
河川都市計画	18,341		4,200	100							
都市計画施設整備	28,000		11,200	60	3,523	2.0	3,573	2.0			
河川都市計画	27,000		14,000	50			14,000	50			
河川都市計画	77,250		27,640	100							
河川都市計画	30,000		31,500	66.7	5,245	17.1	10,505	22.2			
河川都市計画			34,000	100							
合計	2,021,757		1,378,596	68.1	222,417	11.0	376,173	19.6			

事業名	事業費総額	種別	國庫補助額	%	地方		負担額		%		備考
					都道府県	市町村	%	市町村	%		
上下水道管線改良											
上水道	84,092	1/4	20,023					60,069			
下水道	42,912	1/3	14,304				28,608				
水道水設備旧	20,212	1/4	5,053		13,188		1,971				
水道飲水機旧											
上水道	48,136	1/4	12,034				36,102				
下水道	2,394	1/3	798				1,596				
上下水道											
上下水道	24,988	1/4	6,197				18,591				
下水道	5,268	1/3	1,756				3,512				
下水道											
下水道	160,000	1/8	20,000				140,000				
下水道	55,582	1/8	6,949		48,643						
下水道	2,000		2,000								
計	441,394		88,114	20	61,831		290,449	66			
(他)											
保健衛生	200,000		100,000	50	85,916		14,084	7			
保健衛生	700		700	100							
保健衛生	2,400		1,200	50							
保健衛生	4,635		4,635	100							
保健衛生	59,110		18,910	32							
保健衛生	44,220		2,310	5							
保健衛生	2,258		1,399	62	2,310	50					
保健衛生	16,592		8,286	50	3,379	50					
保健衛生	45,122		45,122	100							
保健衛生	24,920		12,360	50	12,360	50					
保健衛生	3,192		3,192	100							
保健衛生	1,850		1,800	100							
保健衛生	30,000		10,000	33	10,000	33	10,000	34			
保健衛生	80,000		40,000	50	40,000	50					
保健衛生	7,925		7,925	100							
計	528,984		343,247		161,451		240,844				

事業名	事業費総額	国庫補助額	%	地方		%	%	%	備考
				道庁	市町村				
天竺志度事業 天竺志度事業 天竺志度事業	709,986	447,532	60	156,442	50	78,220	10		
天竺志度事業 天竺志度事業 天竺志度事業	234,280	112,140	50	56,590	25	58,590	25		
計	944,266	592,444	63	215,012	22	136,790	15		
(鶴)		1)							
常盤 常盤 常盤	223,448	13,674	50						
合計	223,448	13,674	50				13,674	50	
千 千 千		1,000,000							
千 千 千		458,579							

昭和二十三年五月三十一日

建設院中国四国地方建設局公共事業監査報告書

一 監査官

部長 石河正利
 副部長 岩崎全二
 調査員 深井富之助

二 監査日程

五月十日(月)

地方建設局において公共事業の一般説明聴取
 現場監査

9 6/16 15部

三 監査結果總括

項目

批評

補

尋

- (一) 十日(火) 西山口國道改良 山口縣
- (二) 十一日(水) 東山口國道改良 山口縣
- (三) 佐波川改修 山口縣
- (四) 宮島國道改良 廣島縣
- (五) 第二號國道改良 岡山縣
- (六) 尾川改修 岡山縣
- (七) 岩井川改修 岡山縣

突発的災害事業運営
 事業の進捗状況
 資金状況
 労務状況
 資材状況

可 可 可 可 良

第四項
 (2) 参照
 (3) 〃
 (4) 〃
 (5) 〃

四 事業実施状況

中国 四国建設局の所管区域は岡山 広島 山口 島根 鳥取 香川 徳島 高知

愛媛の十一縣下にある。

昭和二十二年及事業(昭和二十二年四月より二十三年三月迄)の実施状況は次の通りである。

(1) 突発的災害

突発的災害の発生方法によつて分類すれば次の如くなる。

事業分類	直轄	管轄	委託	計
河川改修	一五	〇	〇	一五
河川災害復旧	九	〇	〇	九
砂防	四	〇	〇	四
国道改良	七	〇	〇	七
計	三五	一	〇	三六

6.17
9a2
/

(2) 進捗状況
 認定事業の進捗状況は次の通りであるが、認定事業費は二十二年十月物価並に労
 賃高騰により年度当初予定した事業費の約七〇パーセントに程度に圧縮変更が行は
 れた。

事業分類	進捗率		
	最 低	最 高	平 均
河川改修	六五	一〇三	八七
河川災害復旧	七五	一四〇	一〇二
砂防	八六	一〇八	一〇〇
国道改良	八五	九八	八五四
總平均	—	—	九三五

(3) 資金状況
 認定事業費総額一四三、三八七、二六一円、二十二年三月末事業費支出済額はこれと同
 額の一四三、三八七、二六一円であるが、向支拂義務額一九六、四〇四、四〇円を有している。

事業分類	認定事業費	支出済額	支拂義務額
河川改修	四〇、五六四、九〇五円	四〇、五六四、九〇五円	〇円
河川災害復旧	六九、三七八、三九六円	六九、三七八、三九六円	〇円
砂防	三二、〇八〇、〇〇〇円	三二、〇八〇、〇〇〇円	〇円
国道改良	三〇、五三五、九六〇円	三〇、五三五、九六〇円	一九六、四〇四、四〇円
合計	一四三、三八七、二六一円	一四三、三八七、二六一円	一九六、四〇四、四〇円

(4) 労務状況
 労務所要計画数延一、七一一〇人に対し使用人員延一、二八〇、八三九人内失業者は
 延八四〇、二二人、約六六パーセントに当る。

事業分類	所要計画人員	使用人員	失業者数	失業者の割合
河川改修	三三二、〇五〇人	三六九、〇九二人	二七、五六二人	七、五%
河川災害復旧	五七九、一〇〇人	六一六、九三九人	三六、一九九人	五、九%
砂防	四五五、九〇〇人	五四三、三三八人	四一、三〇〇人	七、六%
国道改良	二一四、三四〇人	二四〇、四八〇人	二六、一四〇人	六、七%
合計	一、七一一〇人	一、二八〇、八三九人	八四〇、二二人	六、六%

労務者の平均賃金は次の通りである。

事業分類	道	管	請	負
河川改修	六七	円		
河川災害復旧	六八		五八	円
砂防	四七			
国道改良	六三			
銀平均	六五	三	五八	

労務初配米は各縣において多少の差異はあるが一日一回の基準量に対し一〇〇
百程度配給され、その他物資も相当数配給されていた。

(5)

資材状況

資材状況は次の通りであるが年度中途において事業量を縮減したにもかかわらず
資材は当初計画に基づいて配給されたため所要量より上廻ったものがある。従って割当
の現物化を予算的に制約され、資材不足の恐れがある。従って、建設院資材担当官の注意を促した。

事業分類	細砂 (トン)		セメント (トン)		不		材 (石)
	所	入	所	入	所	入	
河川改修	五九三	六九五	四二八	二〇六	二〇四七	八〇九一	
河川災害復旧	四七〇	二六四	三二〇	八九	二六五	六九五	
砂防	一四一五	一六七六	一七五	一五五	二九〇四	一一三〇	
国道改良	四三三	二二三	一七五	一三七	三三四五	六三〇八	
合 計	三七一〇	二九九六	一七八二	一〇三二	四七五四	五八七三	
	(一四七五)	(七九一)	(一六三五)	(一五三〇)	(二四六五)	(七七五九)	

備考

所量挿の()は割当量を示す

入手挿の()は割当による入手量を示す

実施状況の總括は次表の通りである

実施状況一覧表

昭和23年 3月31日現在

事業分類	施行箇所数		認定事業費	進捗率	労務		資材							
	直管	請負			使用人員	失業者数	平均賃金		鋼材(t)		セメント(t)		木材(石)	
							直管	請負	所要	入手	所要	入手	所要	入手
河川改修	15	0	(40,564,905) 40,564,905	87%	(332,050) 369,092	27,562	67.0	—	(47.0)	(24.4)	(320)	(189)	(1,514)	(6,152)
河川災害復旧	9	1	(67,378,396) 67,378,396	102%	(579,100) 616,939	36,199	68.0	58.0	(43.5)	(22.3)	(175)	(147)	(12,445)	(6,308)
砂防	4	0	(3,208,000) 3,208,000	100%	(45,590) 54,728	4,130	47.0	—	(56.3)	(29.2)	(1,032)	(1,032)	(1,924)	(4,350)
国道改良	7	0	(30,235,960) 30,235,960	85.4%	(214,340) 240,480	16,171	63.0	—	(56.3)	(29.2)	(1,032)	(1,032)	(1,924)	(4,350)
合計	35	1	(143,387,261) 143,387,261	93.5%	(1,171,080) 1,280,839	84,022	65.3	58.0	(147.2)	(79.1)	(1,635)	(1,465)	(42,928)	(22,759)

備考

認定事業費の()は年向計画事業費を示す

使用人員 ——— 計画所要人員 ———

資材所要 ——— 割当量 ———

資材入手 ——— 割当による入手量 ———

裏面白紙

五 經濟効果
 年間実施事業の遂行によつて予想される經濟効果は次の通りである。

事業分類	年間認定事業費		効果と期待する基礎的數字		予想効果	
	河川改修	河川災害復旧	河川改修	河川災害復旧	河川改修	河川災害復旧
河川改修	四〇、五六四、〇〇〇、五〇〇	六九、三七八、三九六	浸水防止 田 二四八七町歩 畑 五二〇 宅地 一九六 住居 五三〇戸 道路 二九〇料 鉄道 九五	浸水防止 田 二九五町歩 畑 一九五 宅地 一五 住居 五五戸 道路 九料 鉄道 二	増産 米 三〇、〇〇〇石 麦 七〇 大豆 九八三、〇〇〇 甘藷 三〇、〇〇〇貫	減産防止 米 二、三三三石 麦 二八七〇 甘藷 一〇、〇〇〇貫 大豆 三五九、〇〇〇
河川災害復旧	三、二〇八、〇〇〇	三〇、二三五、九六〇	浸水防止 田 二九五町歩 畑 一九五 宅地 一五 住居 五五戸 道路 九料 鉄道 二	浸水防止 田 二九五町歩 畑 一九五 宅地 一五 住居 五五戸 道路 九料 鉄道 二	増産 米 四、六三五石 麦 二、三二五 大豆 一七、〇〇〇貫 甘藷 三、〇〇〇貫	減産防止 米 九、五〇〇トン 大豆 五、〇〇〇 甘藷 四、〇〇〇 其他 二、〇〇〇
砂防						
国道改良						
道路改良						

裏面白紙

六 監査意見

(1) 実施計画の進捗はなるべく早期に実施すべきである。昭和二十二年十月物価並びに労賃の高騰による予算措置に伴って実施工事の圧縮費がなされる。

その結果工事が中途半端で中止され相当額の事業費は消費され、効果の伴はない箇所が出来た。又このため地元の見返も頗る大きいものがある。実施計画の中間変更は避くべきは当然であるが、むしろ得た変更する場合はなるべく早期に実施し事業費を有効に配分する様にせねば否事業は各々その目的を失う結果とならうので注意を要する。

(経本 建設院)

(2) 予算合道を促進すること。

地方建設局は職員給料も大部分事業費より支出されているので合道がおもいため度々困難している。工事実施面にも当然の影響を及ぼしている。事業費の決定は種々な手続等によつて遅延されることは已むを得ないことではあるが、大いに合道を促進して現地の事業実施の円滑を期すべきである。

(経本 建設局)

(3) 工所用機械類の保存に注意を傾注している。

一般に工所用機械は使用して後破損したものはその廢棄置して緊急の使用に間に合

はないのが通弊とされている。

当建設局は概年率以下相当数の機械を保有している。本年の機械に突撃制を設けその保有量によつて保修費を各工事事務所に割りあてる方法を案出し常に修繕を完了した完全な機械の保管を期しているのは要請らしい着想であり、その熱意は推賞に値する。各機械の突撃のつけ方は各々の機械の「インシアル」プレートに押分しておるが之は補修に要する費用の統計とつてこれに押分する方が一層よいと思考される。

(地方建設局)

6.2
9.2
✓

昭和二十三年度公共事業豫算案

(單位千円) 土木建設局 23.5.5

区分	二十三年		計
	一般	災害	
河川	5,424,294	6,990,785	12,415,079
砂防	530,203	-	530,203
農業	2,202,624	2,713,888	4,916,512
用石	4,708,897	-	4,708,897
土地改良	1,648,196	-	1,648,196
水利	880,531	-	880,531
災害	-	2,713,888	2,713,888
山林	1,495,569	393,644	1,889,213
水産	326,598	223,333	549,931
道路	1,955,058	-	1,955,058
港灣	2,790,300	3,708,229	6,498,529
私鉄	-	40,294	40,294
治安刑罰施設	866,483	-	866,483
文教施設	5,267,966	105,489	5,373,455
住宅	2,795,850	-	2,795,850
管地	1,158,192	-	1,158,192
都市計画	1,342,776	31,500	1,374,276
厚生	637,776	24,685	662,461
労働	592,464	-	592,464
商工	1,367,444	-	1,367,444
子弟	1,274,953	-	1,274,953
事業費	458,011	-	458,011
計	31,601,274	10,898,726	42,500,000

45

150部

建

(四) 物価改訂の影響を受けると認められる金額(A-B)の累積率を乗じてCを算出する方式は下記の通り。
各事業別に労務費、資材費、その他の比率を算する。比率は便宜昭和22年度の実績を用いる。

事業種目	労務費	資材費	其の他
河砂	58,661	29,328	12,011
農山	58,382	28,750	12,868
水道	60,672	24,998	14,310
港都	79,108	9,232	11,660
刑務	48,833	37,335	13,832
手往	54,849	18,406	25,745
所故を繕主働	50,775	39,233	9,992
計	49,200	9,898	49,902
市務	24,756	73,579	1,665
行官	21,559	49,817	28,624
監督	25,068	59,394	15,538
學旁	25,563	53,596	20,841
主働	43,964	44,766	11,270
計(仮置4均)	65,851	18,803	15,346
	30,999	51,997	17,004

(1) 賃金の倍率は、 16867.64 とする。
 $1.55 \times \frac{3700}{3400} = 16867.64$

本年四月標準賃金内取年十二月の55%増となつた。一般賃金が四月3,400円だつたものが七月より3,700円なるものとして倍率を算出す。

(2) 資材の倍率は、 1.533333 とする
(八月より平均大割の値とみれば $\frac{1}{9} + \frac{8}{9} \times 1.6 = 1.533333$)
(3) 其の他の費目内人件費関係、 1.3 人件費関係以外の消耗品の例をとり
 1.444444 とする。

(4) 人件費内、 2850 円をベースが、 3700 円の上とする
(4) 人件費以外の消耗品が、 1 月より五割上として $\frac{1}{9} + \frac{8}{9} \times 1.5 = 1.444444$
(4) 人件費と夫以外の占める比率は下記のたの二欄の通りである。(4)の比率を掛けて白で割り総合倍率(左より三欄)を出した。

事業名	人件費関係	夫以外	総合倍率
争河 砂 防 川	65	35	1.350
山 農 林 産 港 路 橋 係 生 物 工	6.5	3.5	1.350
市 塚 計 画	21.7	7.8.3	1.41.3
水 港 道 都 建 厚 汚 商	65	35	1.350
	8	2	1.432
	21	7.9	1.41.4
	44	5.9	1.385
	24.5	7.5	1.408
	2.5	5.2	1.375
	25	7.5	1.408
	0	7.5	1.408
		10.0	1.444

(五) (C) 暫定予算額を加へた額から控除した事務費は下記の通り

事業名	金額	種別
争河 砂 防 川	12,136,000	人件費
山 農 林 産 港 路 橋 係 生 物 工	1,866,000	人件費
市 塚 計 画	9,848,000	人件費
水 港 道 都 建 厚 汚 商	3,221,000	人件費
	5,376,400	人件費
	7,081,800	人件費
	9,122,000	人件費
	24,504,000	人件費
	7,747,000	人件費
計	45,225,600	人件費

(六) 以上の計算により事業別金額は下記の通りとなる。

事業名	金額	種別
争河 砂 防 川	9,715,079,000	人件費
山 農 林 産 港 路 橋 係 生 物 工	5,307,733,000	人件費
市 塚 計 画	9,951,512,000	人件費
水 港 道 都 建 厚 汚 商	1,889,213,000	人件費
	549,911,000	人件費
	3,208,765,000	人件費
	1,955,058,000	人件費
	1,378,696,000	人件費
計	1,035,172,000	人件費

裏面白紙

工事監査

昭和二十一年、二十二年度
公共事業監査実施概要

(二) 建設(監督)

公共事業は昭和二十一年十月より発足実施され今日に及んで、事業の推進指導を目的として行われる監査は昭和二十二年一月より当初実態調査として数箇所実施、其の後監査として実施現在に至っている。

監査の担当は第四部公共事業課であつたが二十二年五月官制改正に伴つて建設局公共事業課となりついで監査の重要性及び関係方面の要望によつて一層強化するため同年十月建設局内に新に監督課を設け、この部門を担当して行つてゐるのである。

監査実施の概要を概観してみると次の通りである。

一 実施方法

監査は「公共事業監査要領」に基いて執行するのであるが大体毎月監査対象四乃至七ヶ所を選び監査官は建設局内公共事業に経験ある者一ヶ所二名乃至三名を任命し現場に派遣の上六日乃至八日間滞り当該年度の事業認定条件、事業実績等を監査資料として当該実施機関の事業運営の方針、施行状況或は意見等事業全般についての説明を聴き更に現場と対談してその適否を判定するの外監査官は随時意見を明瞭して事業の適切な運営を図ることによつて努力するのである。

二 事務処理

現地監査終了後監査官は五ヶ所に総務長官宛報告書を提出すると共に連合軍司令部にも提出するのである。

監査官の監査意見は重要事項と認められるものを各四の部員会議に附し討議推察の上実施機関並びに関係主務有宛通報し、必要あるものは回答を求めらる。地方事業認定の除外等も意見が反映する様関係各課においてこの意見を重視するのである。尚通告の時期に於ては司令部に対して監査官が報告書の説明を行い、特に司令部の意見があつた場合はそれに関係方面と連絡処理するのである。

監査に関する一般的の通則を挙ぐれば次の通りである。

経	号	年	日	件	名	通	先
経四第	一三五号	二二	四	一五	公共事業監査要領	関係各次官	都道府県知事
経四第	二〇三号	二二	五	二六	公共事業監査について	関係各次官	都道府県知事
経四第	一五号	二二	七	七	公共事業の執行について	関係各次官	都道府県知事
経四第	一八六号	二二	八	八	監督課新設に伴う部員の増加について	関係各次官	都道府県知事
経四第	一五号	二二	二	五	公共事業関係予算支出の適正化等について	関係各次官	都道府県知事
経四第	一七号	二二	二	三	重要公共事業の調査について	関係各次官	都道府県知事

三 査査対象
 査査対象は次の如くである。

主務省名	農林省		建設院		文部省		逓信省		運輸省		最高裁判所		合計
	都道府県	農地事務所	地方建設局	特別建設局	官林局	地方建設局	特別建設局	官林局	官林局	官林局	官林局	官林局	
数	四六	六	一四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一一九

四 実施状況

昭和二十一年一月より二十三年三月迄に逓査を実施した対象数は、昭和二十一年度、二個所、昭和二十二年度六個所、内訳は次の通りである。

主務省名	各省		農林省		建設院		文部省		逓信省		運輸省		最高裁判所		合計
	都道府県	農地事務所	官林局	地方建設局	特別建設局	官林局	官林局	官林局	官林局	官林局	官林局	官林局	官林局	官林局	
昭和二十一年度	一一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一一
昭和二十二年度	三六	四	四	四	四	三	四	三	三	二	一	一	一	一	六四

- 2 事業認定及び資材割当を便宜すること
- 3 事業認定時、地方の季節的気候を考慮して行うこと
- 4 地方起債に対し適当なる措置を講ずること
- 5 都道府県において公共事業の総合運営を実施せしめるため適当な方法を講ずること
- 6 各省に關係公共事業の調査を実施せしめる様態を公平手段を講ずること
- 7 労務用加配米は二十二年度より本格的に実施せしめ、競争力大なる魅力を持つて、
 3. 各地方により配給量が異り基準量に達して、地方は僅かに救える程度である
- 1 一般主食配給にも關連してあるので相当困難な問題ではあるが、少くも基準量程度までは確實に配給する様措置すべきである
- 又其他物資は各事業部門別に中尺より配給されるものが多く、不公平な状況にあるので、これを一括して公平に配分される様考慮すべきである
- 各省及び実施機關の考慮すべき事項
- 1 各省一般關係
 - 1 災害復旧費は平準化が比較的容易であるたの電費度の低い事業復旧も便宜する可
 能性がある。しかも復旧費は主務省から府縣を一括して配分されるので便宜を
 與ふる虞れが多い
 - 大規模のものは一事件毎に平準をつける必要がある

- 2 認定は同列府の計畫のもとに行われるのであるが、事業実施未端に行くと認識が
 稀薄になり易い。即ち認定目的と異なる事業に費用を振り勝手に事業を変更した例が
 ある
- 各省は認定制度を厳守し、現地の実状、把握に努め、的確なる事業効果を期すべきで
 ある
- 3 天災被害に關し徹底を欠いて、
 事業によつて直接天災被害を救済し得ないものもあるが、出来る限り、水が吸収に
 つとめるべきは当然のことであるが、職業安定所との連絡を不完全な事業場が各所
 にある
- 4 安定所及び事業場は互に平準を簡易地となり便宜を図ると共に確實に運轉をとり目
 的達成に努力すべきである
- 5 事業個所を選擇と換つて、いるものがある
- 6 水は経本として、その半の責任は、事業認定は一括認定を排し、個々の事業場に
 一いつて詳しく実状を認識して、限ら水は資金費を有効に配分し、事業を遂行すべきで
 ある
- 7 農林省關係
 - 1 調査計畫は全国的に道地調査を急進に実施し、その結果に基づいて再檢計を要する
 - 2 予約事業の現任の平準措置よりすると、その完成は長年月を要することになり、

従って急進的効果は期待出来ない
 任業者手のものに重点をおき、且つ優劣のあるものに資金・資材を集中してその完成を
 急ぐべきである。従って新規工事の特別なものを除いては極力遅くべきである。
 3. 耕地災害復旧等において既済の補助を多敷個所実施している。この水準は根本
 的に検討を要する。

4. 開墾と営農が併行して行われる様、指導する必要がある。
 5. 入植者住宅、営農資金の融資の枠が不足であるからこの水が打舟の手段を講ずべき
 である。

6. 農業土木関係工事の設計、施行に技術者の質低下が各所に現れ、この水準を改
 善する方途を講ずる必要がある。
 7. 荒廃林地復旧、森林治水事業において資金、資材面からの制約もあつたが工事の質
 的低下を来しているものがあるから充分の監督が必要である。

8. 林業関係中、造林、林道施設に対する補助金令達は第三四半期以降になつてい
 るが、この水は認証別に反する。

「建設院関係」
 1. 資金令達が遅延した時期があり、現地特に巨路復興はこの為の困難あり。
 2. 事業計画は重点的に行ふ必要がある。
 3. 時江巨路河川改修、中小河川改良事業は現在の予算計画で既済する長期間を要し災害を

超す可能性があるので事業場を重点的に選定し、且つ資金資材を集中し速やかな完
 成を計る様計画すべきである。

3. 都市計画は現在の図状より再検討する必要がある。
 4. 道路改良計画は再検討を要し且つ既済道路補修について特別の措置が必要である。
 5. 住宅建設の配分が適性を欠いているものがある。

「文部省関係」
 1. 認証別度に対し認証が薄く、
 不急と思はれる事業を実施したり、既済も受けるものに既済復旧と申請して認証と
 異つた事業を実施している。

2. 現地実状の把握に欠けている。
 例を以て既済学校復旧において全壊したものの一部被害を受け程度のものに殆んど
 大した差をつけず一律に予算を配分したり、極端な場合は現在の図状より施行の必
 要がないと思はれるものにも予算を配分している。

「逓信省関係」
 1. 事業運営は従来通りで公共事業としての処理に欠けているところがある。事業の
 性質上困難な点もあるが極力同調すべきである。

「運輸省関係」
 1. 事業運営は従来通りである。事業の特殊性があるが極力同調すべきである。

2. 建築工事付工事の買付高級と認められるが、買付が比較的高い様に思われるから
再検討を要する。

別紙
監査意見の概要

昭和二十一年度

東京都（昭和二十二年一月、石田、深谷、景山、遊谷部員）

1. 都庁内の局課連絡が不備である。
 2. 事業主管課が公共事業に対して非積極的である。
 3. 主管者が下級事業主体に対し、その不慮が不徹底である。
 4. 請負工事には正当必要経費を計上すべきである。
 5. 資材を請負人持ちにする事は、闇の助長となり、良くない。
 6. 道路特別整備工事をE.N.Gより都庁を通さず、直接請負人に命令するのは良くない。
 7. 事業主体と勤労者との連絡は良好である。
 8. 事業周知方法と請負現場の事務整備は不十分である。
 9. 主費及持配物資と急速に配給実現する様要望があった。
 10. 知識階級失業者の救済事業と速やかに実施する様希望があった。
- 是証目的の費用と異なる現地事業は変更すること。

埼玉縣（昭和二十一年一月、石田、山岡、吉原、片平部員）

1. 概して下級事業主体に対し、認証の趣旨を徹底させよ。
2. 概して工事計画と変更する場合は関係者と連絡すること。
3. 請負工事には正当必要経費を計上すべきである。
4. 関連性のある工事は、政行せざる様、心掛けること。
5. 知識階級の救済事業を急速に実現する様、切望があった。
6. 主食並に持配物資の配給を急速に実現すること。

神奈川縣（昭和二十二年一月、加藤、前田、奥田部員）

1. 縣勤勞部は事業に対し熱意あるも、末端市町村はこれに対し認証が足りない。
2. 事業計画が杜撰である。
3. 農林省関係事業の資金令重か遅滞している。
4. 湘南道路の海岸砂防工事の效果は無関心である。

静岡縣（昭和二十二年二月、日下部、小池、遊谷、村井部員）

1. 根本と各省の施策が末端現場と不徹底である。
2. 縣の公共事業実施本部の運営は良好である。
3. 請負工事現場の書類整理は不備である。
4. 公立学校、復旧は文部省の計画と一致しない。
5. 静岡市の都市区劃整理は再研究を要する。

6. 災害復旧土木事業の認証目的が良く徹底して居ない。又河川維持費が寡少と認めらる。
7. 職業補導所、授産所の資材割当を充足すべきであると共に、指導員の給料を引き上げてやうねはなうぬ。共同作業委託経営の場合、従事員の地位を安定なうしむる様研究を要する。

茨城縣 (昭和二十二年二月 伊藤 石田部員)

1. 将来の大量失業者のなごれが対策を考究せねばなうぬ。
2. 公共事業の内容を全國勤労署に通知せねばなうぬ。
3. 厚生省の調査、報告等の注文が多くて現場では困つて居る。
4. 南整居住宅と共同施設は積極的は実施しなくてはなうぬ。
5. 南整入植者に渡す資金、補助金は部分拵を急ぐこと。
6. 認証事業費を他の工事に投ずる場合は変更を要する。

群馬縣 (昭和二十二年二月 前田 景山部員)

1. 公共事業の資金が安いのて失業者が集まらなうぬ。
2. 公共事業の趣旨が徹底して居ない。
3. 労務加配物資の統一及び増加を要する。

4. 失業救済と経済効果の面が相背反して居る。
5. 各省の資金令違を速やかにし、縣の起債許可を早くせよ。

千葉縣 (昭和二十二年二月 木村 田中部員)

1. 公共事業の認識が不充分である。
2. 労務復旧補助費の配分について今後注意を要する。
3. 区劃整理事業は復興力の早い方から着手すること。
4. 庶民住宅建設の設計は用意周到なるを要する。
5. 利根川用水の書類整備はよろしいが農業会委託の南整事業は不整備で認識がな

京都府 (昭和二十二年二月 湯川 加藤部員)

1. 公共事業の統合的中心機關の設置の必要を認めらる。
2. 府自身が現場における資金、資材、労務等の実情把握が不足して居る。
3. 農林省事業資金令違は迅速なるを要する。
4. 労務音数及賃銀の報告は正確を要する。
5. 南資材により事業を施行することには支障を生ずる。
6. 用排水改良工事の地元負担金制度は不合理である。
7. 長野、野田南整事業の労務加配は不適正である。

8. 時計補導所は消極的失業救済に過ぎない。
7. 補導所の補助金は補導の目的と違つる額を増額を要する。
10. 大共同作業場の設備資金は現金拂を認めて迅速に完成を計るべきである。

広島縣（昭和二十二年二月 深谷 大衆部員）

1. 公共事業実施綜合運営機關設置の必要を認める。
2. 清員事業の進捗報告は正確でない。
3. 労務配給の遅配で事業は不振である。
4. 労務方面には公共事業の認識意識が乏しい。
5. 農耕地事業の技術的指導が不十分である。
6. 開墾地入植は総合的計画と実施の要がある。

栃木縣（昭和二十二年二月 奥田 奥田部員）

1. 公立中学校校舎旧費と国民学校校舎旧に使用した力は不適當である。
2. 大共同作業場設置の熱意が不足である。
3. 公共事業と以外の事業とを混同して居るものは主務省の指導が不十分であるためと思はれる。
4. 事業実施には熱意あるも勤労者と事業主体との連絡が不十分である。

5. 宇都宮市国民学校校舎建築費は保証額と無関係であるが縣教育課の指導が不十分である。

岡山縣（昭和二十二年三月 前田 井上部員）

1. 失業業者中、公共事業希望者は少い。
2. 労務者の賃金は妥当と認めらる。
3. 公共事業執行成績は良好である。
4. 事業主管者と勤労課との連絡が不十分である。
5. 労務追加配米の配給が不円滑である。
6. 各省は事業費補助金の交付と急速になさねばならぬ。
7. 開墾事業の入植者厳選と指導者選定に注意せねばならぬ。
8. 森林害虫防除事業は積極的に執行しなければならぬ。

大阪府（昭和二十二年三月 高橋 加藤 小林部員）

1. 労務救済資金令運の遅滞は府と文部省の手続の緩慢によるものと思料される。
2. 区劃整理事業は奨励力が旺盛の所から施行すべきである。
3. 大正川の災害防除工事の突進を完全させねばならぬ。

奈良縣（昭和二十二年三月 湯川 吉原部員）

1. 公共事業の條々の実施機關設置の必要がある。
2. 公共事業の認識が不充分である。
3. 学校の被災復旧工事を、その主管課が知らなかり。
4. 布留川北流改良工事の概算整理が良から其の他は悪い。
5. 勤労課は失業者の動態不明で公共事業実施に積極的意欲がない。
6. 公共事業主務者間の連絡が不充分である。
7. 労務費銀を低下して歩掛を増して居る。は不適正である。
8. 文部省、農林省関係資金の令違も迅速にしなければならぬ。

昭和二十二年夏

長崎縣（第一回）（昭和二十二年四月 蓮谷 村井 木村部員）

1. 綜合運営機關が必要である。
2. 資金の令違が多い。
3. 請負工事の資金は実際と合つて居ない。
4. 労務者の賃金支拂は親方を通じて交排つて居る。
5. 補算投産事業の選定は充分検討の要がある。
6. 南拓の適地調査を充分行う必要がある。

7. 南壑の技術指導が不充分である。

愛知縣（昭和二十二年四月 與田 田中部員）

1. 公共事業に關する連絡が不充分である。
2. 事業周知は徹底せしめなければならぬ。
3. 事業実施に主管課の指導が充分でない。
4. 名古屋地区の標準賃銀は北陸地方と同一で妥当でない。
5. 簡易公共事業は熱心で良いが労務者が固定して稼働性を失つて居る。
6. 神野新田排水設備事業地の書類整理が悪い。
7. 秋、原濃港災害復旧事業は進捗後漫で計画が悪い。

石川縣（昭和二十二年五月 石田 岡村 眞田部員）

1. 公共事業の眞の目的を理解しない者がある。特別機關設置の必要を認めぬ。
2. 公共事業執行後における経済効果に熱心であつてはならぬ。
3. 小松洋裁補修所は良くその目的を重して居る。
4. 公共職業安定所の公共事業事務整理中不十分のものがある。
5. 福田沼池工事は事業主体が熱心で良い。
6. 羽咋並水門は復旧に止めるべきである。
7. 学校復旧工事に学務当局が不熱心である。

8. 資材購入代金は全額現金掛と必要と認める。
9. 直轄施行を強行するには、事務費の増額を要する。
10. 降雪地方に対する事業、認証費は年度当初多額に、これを配賦する必要がある。

長野縣（昭和二十二年五月 加藤 前田部員）

1. 公共事業事務連絡協議会の活動を推奨する。
2. 過去の過伐山林に対する植林計画は適切である。
3. 公共事業の現場標識は不元分である。
4. 小布施村開墾直地計画は選定を誤り居る。
5. 御代田村の開墾は成功と思ふが防風林、保安林を伐採する事は慎重を要する。
6. 片丘村の砂防工事中空積土層は優劣である。
7. 林道新設工事は良好なるも維持管理に注意せねばならぬ。

福井縣（昭和二十二年五月 石田 岡村 真田部員）

1. 失業者の使用に注意がある。
2. 敦賀市都市計画事業につき、縣市当局の打合せが不元分である。
3. 開墾事業の不振につき、農林省当局の再考を望む。

岐阜縣（昭和二十二年五月 大泉 石河部員）

1. 資金と資材の節約によつて工作物が脆弱となりてはならぬ。
2. 請負工事の帳簿整理が不元分である。

三重縣（昭和二十二年五月 景山 吉原部員）

1. 公共事業を取扱ふ専務課又は係が必要である。
2. 公共事業の趣旨を徹底せしむるにはパンフレットが良い。
3. 認証順位 番号 年月日を事業主体に通知すること。
4. 資材の入手を早く確保にする措置を要する必要がある。

大分縣（昭和二十二年五月 吉原 真田部員）

1. 大野川河水統制は多量の資材を要するから再検討すべきである。
2. 公共事業運管の不振は経費を配賦せざるに止る。
3. 石打川砂防工事は技術的検討を要する。
4. 公共事業の本質を現場末端に徹底せしめねばならぬ。

内務省肉土木出張所（昭和二十二年五月 景山 吉原部員）

1. 内務省は認証順位番号を実施主体に通知すべきである。

- 2. 出張所の事務方面が弱体であるから強化すべきである。
- 3. 認証資金送付が遅れて居るのは安定本部の責任である。
- 4. セメント其他資材の入手を早く確保せよ。安定本部で措置すべきである。

東京通信局（昭和二十二年五月、湯川、小林、若合部員）

- 1. 事業に対する総合把握が充分でない。
- 2. 事業に対する計画工程の完遂感意が不足して居る。
- 3. 認証制度の認識が不尺で、現場も報告、書類が不備である。
- 4. 長距離ケーブル工事に比し中継所工事が遅れて居る。
- 5. 市内線路及加入者設備の復旧工事は努力して良好である。

運輸省東京地方施設部（昭和二十二年五月、深谷、村井部員）

- 1. 本省から認証事項の明細が通達されて居ない。
- 2. 官舎新築の単価が非常に高い。再検討を要する。
- 3. 工事請員の指名入札は改めて競入札とすべきである。

運輸省第一港灣建設部（昭和二十二年五月、熊倉、田中部員）

- 1. 資材は本省より各港に割当られ鋼材のみ建設部に割当てられるけれども、凡て建設部

で取扱われるべきである。

- 2. 労務に因りて実情把握が不十分で賃金はまちまちである。

運輸省東京地方電気部（昭和二十二年五月、山岡、若合、本間部員）

- 1. 本省は事業主体の工事の種類数量、予算等詳細に指示すべきである。
- 2. 電気信号工事も地区別に分割して一見容易にするべきである。
- 3. 認証の内容を未端迄徹底すべきである。
- 4. 興利線電化工事労務賃銀は倍位必要である。

滋賀県（昭和二十二年六月、宮沢部員）

- 1. 戦時中の国土荒廃は現在の失業者のみで救済出来ず、積極的に国土を救うべきである。
- 2. 県は独特の地方性に基き人員の強化と制度の運営を全らしめて、自主的に施策すべきである。
- 3. 松原湖干拓工事は他事業に率先完成すべきである。
- 4. 琵琶湖干拓工事は有利であるから資金配賦すべきである。
- 5. 事業の補助率を増さなければ地方財政は破産する。
- 6. 戦災を受けない本縣は庶民住宅の建設は中止すべきである。

7. 諸報告は、貸銀軍価及人員数等眞実を記すべきである。
8. 共同作業所を組合組織として居り中間採取を排して居るのは良い。

山梨縣（昭和二十二年六月 海谷 小笠原部員）

1. 資材入手難のため代用工法を採用して居り工事の質的低下を来して居る。
2. 営業関係の指導が不十分である。

兵庫縣（昭和二十二年六月 比田部員）

1. 集団用塗の成績不良は適地調査が不完全であるからである。
2. 都市計画の調査が不十分で縮小改訂を要する。
3. 二十一年度実施の災害復旧工事費の欠陥は措置を要する。

岩手縣（昭和二十二年七月 石田 田中 岩崎部員）

1. 南塗七ヶ年計画の五ヶ年遂行には改善策が考えられねばならぬ。
2. 開拓入植者の選定が誤まって居る速やかな整理、再選すべし。
3. 稗和西部用水改良工事において技術の向上を図るべきである。

新潟縣（昭和二十二年七月 栗山 吉原 田部部員）

1. 公共事業運営状態は不十分である。
2. 投産共同作業所の加工材料は入手困難である。
3. 次の事業は再検討すべきである。

新保川砂防、相川船溜、新津柳排水

秋田縣（昭和二十二年七月 前田 石河 真田部員）

1. 縣庁に公共事業を担当する総合調整機関設置の必要がある。
2. 緊急集団用塗の成績が良くない。主体及農林省の指導の完壁を望む。
3. 河川改修工事と投産事業に協力を取入れることに注意すべきである。

富山縣（昭和二十二年七月 小笠原 奥田部員）

1. 公共事業の総合調整機関の設置を必要とする。
2. 都市計画、住宅、漁港等の事業は再検討を要する。
3. 貸銀、加配米の受取人に代表者があるのは、これを改めて本人とすべきである。

山台通信局（昭和二十二年七月 石田 田中 岩崎部員）

1. 局舎が古いので耐震設備を實施せんとして居る。中央および連絡を取ることに。
2. 電気通信施設事業費の四〇％が残る。設備機械類の入手不良で本省計画の不備

7ある

3. 事業計画は中央として居るが地方局の技術陣も活用すべきである

秋田管林局（昭和二十二年七月、新田、石河、真田部員）

1. 事業の運営進捗等良好である。失業者の収収は勤い。
2. 能代市海岸砂防は其育成先壁で事業効果を擧げて居る。

新潟鉄道局（昭和二十二年七月、粟山、吉原、田岡部員）

1. 標識多く、労務使用等に無肉心で公共事業の認識が足りない。
2. 鉄道総局は認証制度に依り四半期毎に予算を令達すべきである。
3. 鉄道事業は府縣事業と異なるから安定本額は一考を要する。
4. 公共事業分の資材は明確にしておくことを要する。

運輸省志免鉄業所（昭和二十二年八月、加藤部員）

1. 鉄業所の組織と業務分担が明確にされて居ない。
2. 事務整理が不良で本省の指導が不十分である。
3. 技術陣営が薄弱で業務が完全に出来ずい。

鹿児島県（昭和二十二年八月、石田、岡村部員）

1. 事業運営の総め綜合中心機関が必要である。
2. 失業者の使用、総数等統計数字は正確を期すべきである。
3. 串木野町庶民住宅建設に地上収所有者に限定することは不当である。
4. 公共事業費は早く経済効果の揚がるものに優先的に投資すべきである。
5. 技術者は失業者を使用するこゝに於いて認識が無いのは改正すべきである。

札幌逓信局（昭和二十二年八月、杉山、伊藤、木村部員）

1. 認証が懸念して事業実施に影響して居る。
2. 食料事情悪化のため事業の進捗を妨げて居る。

北海道庁（昭和二十二年八月、杉山、伊藤、木村部員）

1. 北海道綜合開発計画が欠陥して居る。
2. 第一線行政能力が貧弱である。
3. 行政機構改正に伴って庁内が一時的ではあるが動揺して居る。
4. 道庁における有利なる公共事業としては、漁業、山林、重要河川の改修、生産物道路等を挙げるべきである。
5. 開拓代行制度は再検討の必要がある。

鳥取縣（昭和二十二年八月 小林 深谷部員）

1. 綜合運管機關が必要である
2. 矢張者救済に努力が足りない
3. 開墾事業の運管が三課に分割され不統一である
4. 管農指導が低調である
5. 農林省の開墾面積割当は過大である
6. 工事が一般に相悪である

島根縣（昭和二十二年八月 小林 深谷部員）

1. 縣知事以下、公共事業の運管について熱意がある
2. 災害復旧工事は、これが根本対策も考慮すべきである
3. 工事は一般に相悪である
4. 開墾事業に對し関係者は自信を有つて居ない
5. 失業救済の努力が不足である

熊本農地事務官（昭和二十二年八月 宮沢 加藤部員）

1. 事業現場の技術員が不足で充分な成績を擧げて居ない
2. 農林省の干拓直地選定の認識が欠けて居る

3. 現在着手中の工事完成に主力を注ぐべきである
4. 干拓 開墾工事は一時的、一地方的事情によつて計画すべきである

内務省中部土木出張所（昭和二十二年九月 加藤 家路部員）

1. 治山 治水事業の根本的計画を樹立すべきである
2. 工軍用機械器具類の整備を要する
3. 工事費を便つて会議室と建築して居る
4. 效果の急速に場がある道路工事を施行して居るがは誤まつて居る

佐賀縣（昭和二十二年十月 田中 本城部員）

1. 事業の運管が不充分である
2. 学校復旧工事は未着手である
3. 庶民住宅建設地の選定が適当でない

名古屋管林局（昭和二十二年十月 宮島 石河部員）

1. 公共事業としての運管は良好でない
2. 事業の進捗が不良である
3. 資金面を農林省の指導が不足して居る

4. 管林局の事業に失業者を吸収することは困難である。
5. 資材の現物化が悪い。

長野管林局（昭和二十二年十月 岩崎、町田部員）

1. 事業運営について連絡の不備がある。
2. 事業進捗が食糧事情によつて左右される。
3. 輸送路の整備が必要である。
4. 沿山治水事業を強化する必要がある。

金沢通信局（昭和二十二年十月 今枝、田岡部員）

1. 通信局と本省との連絡が不良である。
2. 事業の実施計画が不備である。
3. 事業の進捗が悪い。

山形県（昭和二十二年十月 野知、真田部員）

1. 事業進捗率は八〇％で良好でない。
2. 事業運営は不十分である。
3. 林道及造林の補助金の令達が無い。

山口縣（昭和二十二年十月 吉原、井上部員）

1. 綜合運営機関の設置を要す。
2. 労務賃金の支拂に監督を要す（道路工事）
3. 事業主体は経済効果を認識してない。

福島縣（昭和二十二年十一月 三途、和田部員）

1. 認定は地域的事情を考慮し二期位にすべきである。
2. 農林省は開拓事業の年間計画を内示し指導すべきである。
3. 農民住宅建築敷地が未決定である。
4. 開拓と林業の調整が取れて居ない。
5. 牧産事業の原料入手と斡旋すべきである。
6. 開拓計画は慎重にすべきである。
7. 失業者の定義が間違つて居る。
8. 認定制度の認識がない（河川、道路、港湾）

宮崎縣（昭和二十二年十一月 山岡、湯川部員）

1. 事業の認定は地元負担能力を考慮する必要がある。
2. 補助率を低下し、事業量を増加すべきである（土地改良、農業水利）

3. 開拓計画と入植計画と一致して居る。
4. 総合計画樹立の要がある。
5. 認定外の工事の施行は不可である。(工地改良、学校復旧)

内務省東北土木出張所へ昭和二十二年十一月 山内 岩崎部員

1. 事業の運営は必ずしも充分でない。
2. 事業認定を早く実施する必要がある。
3. 資材の現物化が望ましい。
4. 事業認定は地域的事情を考慮する必要がある。

文部省仙台出張所へ昭和二十二年十一月 建部 眞田部員

1. 工事実施機関の改善を要する。
2. 現地監督員は職業安定所との連絡が悪い。
3. 行政共進費の事業と公共事業の区分を明確にする必要がある。

青森県へ昭和二十二年十一月 田中 大泉部員

1. 寒冷地の監査は五月と九月にすべしである。
2. 学校建築の進捗が悪い。

3. 失業有収収に努力が不足して居る。
4. 南郷道地の選抜に当り水源涵養に有用な林地と競合して居る。

長崎県へ昭和二十二年十一月 栗山 吉原部員 (第二回)

1. 緑地に対し総合選抜機関設置の必要がある(緑)
2. 事業施行末端迄経済効果と認識をすべきである。(川棚町道路、郡川防災)
3. 賃銀交付方法は中間採取が悪い様にするべきである。(長崎師範)
4. 緑地事業に補助金を交付が悪い。
5. 農林省は認定制度を重んずること。
6. 復興住宅に住宅の計画を現地の事情に合致する様にする事。
7. 認定が無いのに事業を実施して居る(労働省)
8. 認定に際して農林、通信関係の事業に対し明確な内訳を添付する様にする事。
9. 司法関係の予算は再検討を要する。
10. 認定を早く実施すること。

熊本通信局へ昭和二十二年十一月 秋本 眞田部員

1. 通信者より通信局への認定の令違がおそい。且つ資金、資材と別々の通達を非不便である。

2. 本省準備の資材の調達が遅い。
3. 直信省は認証制度の認識が甚しい。

福岡縣（昭和二十二年十二月 吉原部員）

1. 綜合運管機関の設置を要する
2. 請負工事の分務貸銀は現方に支拂われ、且支拂底が整備されていず、且区劃整理は一区域毎に纏めて仕上げらるる必要がある。（建設）
3. 農林省の林業補助は第三、四半期に一括して居る。
4. 各府縣の公共事業の綜合実施機関を設置し補助する要がある。（根本）
5. 次年度認証につき検討すべき事業がある。

熊本縣（昭和二十二年十二月）

岩崎部員

1. 事業運管機関の強化を要する
2. 事業の進捗が悪い
3. 工事設計は予算に採れず、質的低下が見られる。（林地災害復旧）
4. 補助金の令量が少ない（林道、造林）

茨城縣（昭和二十三年一月 伊藤 三右 岩崎部員）

1. 開拓事業の勞務分配は入植後一年を對象として居る。研究を要する。（安本）
2. 中小河川の完成予定が長年月に及ぶ。（建設院）
3. 既設河川の整備が必すである。（建設院）
4. 造林、林道の補助金が第三、四半期に令量されて居る（農林）
5. 荒廢林地復旧の砂防堰堤の投入金が不足で監督不十分である。（農林）
6. 管業指導が欠除して居る。
7. 現場査察が不十分である。

千葉縣（昭和二十三年一月 武田 吾原 今枝部員）

1. 綜合運管機関の設置を要する（縣）
2. 賃金、配給等の整備が不十分である（縣）
3. 資金の令量が少ない（入植者住宅、共同施設、林道、森林治水等）
4. 函館用排水工事は資金、資材、技術力より見て最悪の状態である（農林）
5. 木利根用水は急速に完成すべきである。
6. 市川の生簾再建は中止すべきである（建設院）
7. 学校建設の補助金令量が少ない。

京都農地事務局（昭和二十三年一月 比田 家路部員）

1. 認証の促進（安本）を促すべきである
2. 予算の重実的使用を心掛くべきである 特に干拓事業は施行箇所数を限定し、予算を増し着手中のものを完成せしめ、後、新規工事に何うべきである。
3. 予算の令達が遅れて居る

東京農地事務局（昭和二十三年一月 景山 今川部員）

1. 緊急開拓事業は府縣に移管した方が良しものがある。
2. 予算の令達を速やかにすること（農林）

岡山農地事務局（昭和二十三年一月 野地 真田部員）

1. 干拓事業の優良なるものは急速なる完成を期すべく予算的措置を要する（安本）
2. 干拓事業は重実的に実施すべきである（農林）
3. 開発管田より引継ぎ開墾事業は進捗不良で主務省の指導監督の欠陥が原因をなして居る（農林）
4. 開墾事業中、認証変更の手続を欠いて居る箇所がある（町見 柳谷地区）（農地事務局）

5. 開墾事業の不振は組織の不備か、実施能力の不足と考えられる（農地事務局）

紅線地方建設局（昭和二十三年二月 今川 岩崎部員）

1. 資金の令達がおそい、期の始めに入金出来ず様措置すること必要とする。
2. 工事費支弁の雇員給は或る程度に制約して残余は事務費に計上する必要がある。
3. 計画変更（圧縮）の場合に工事を重実的に実施すること。
4. 現場機構は事業量により合理化すること。

静岡縣（昭和二十三年二月 景山 奥田部員）

1. 資金令達が遅延して居る（林業関係）
2. 資材の配付が遅れ居る（庶民住宅）
3. 法律第一七一号について認証して居ないものもあり且つ具体的処理が採られて居ない。
4. 公共事業実施本邦に費用を補助すべきである。

和歌山縣（昭和二十三年二月 武野 今板部員）

1. 公共事業を総合的に運営する考慮が持たれて居ない。

2. 事業計画が現場末端の突状に合致しないものがある（新官街路）
3. 補助事業は根本的に検討する必要がある（勸業費に属する文書復旧事業補助單
価）
4. 用器事業の営農指算が手筈である。
5. 庶民住宅の維持管理に考慮が拂われて居ない（田辺市）

群馬縣 (昭和二十三年二月 宮澤 吉原 南雲 研真)

- 1. 昭和二十二年九月の災害復旧費の補助金が少額で現場復旧工事は遂行至難であるから増額交付を要する。(安本)
- 2. 労務配給物資の割合は事業部別を以ての経本に依りて一若し各事業に公平に配分される措置を要する必要がある。(安本)
- 3. 入植者生活の補助金の令達があつて居る。(農林省)
- 4. 現地実状を把握して予算措置をなす必要がある。又、農業土木工事の技術指導も必要である。(農林)
- 例 鳴澤貯水池
- 例 赤城大沼用水工事
- 5. 公共事業運搬車を設けてあるかその活動は何年見ざるべきものか否か。綜合運管機内も設ける必要がある。(農)
- 6. 貸金支拂に適性を欠いて居るものがある。
 - 例 前橋商女救災救済工事業
 - 例 部落請負工事業

熊本管林局 (二十三年二月 町田 大久保 部員)

- 1. 事業運営は概ね良好であるが公共事業としての態度に苦心が感じられる。(管林局)
- 2. 造林と伐採との関係は年々ニホロロ町歩の造林と伐採と居るが治山 治水 対策 並
- 3. 造林費増進の面からも造林の努力遂行が必要である。(農林)
- 4. 伐採は従来費をもつてより多くの事業費を費したため工事の質的低下を来して居る。昨年度施行の令も災害を起して居る状況であるか否を是正すべしである。(管林局)
- 5. 文部省教育施設局福岡出張所 (昭和二十三年二月 小泉 田崎 部員)
 - 1. 二十二年度の証書申請書の書式が通達をなく、本省教育局及出張所の管下事業に対する把握が不十分で資金費材の現物が各事業の緩急度に応じて的確に交付されて居る。
 - (文部省)
 - 2. 証書に對する理解が充分でない。事業内容其他に変更の生じたときは速に証書変更の手配をとらなければならぬのと云ふ徹底措置して居る。
 - (農林)

九州大学 大分証書 (文部省)

- 1. 福岡高等裁判所 建設院管轄部 (福岡地裁)
- 2. 福岡高等裁判所 建設院管轄部 (福岡地裁)
- 3. 本庁大所現場履の連絡が不十分なため経本の籠集が現場未端に徹底して居ない。本庁の現場把握にも連絡の良が認められる。(法務庁 建設院)

- 2. 造杯旧軍用施設の活用或可壁杯等の残存してゐる戦災罹災所を優先的に復旧し資材の節約を計ると共に短期に事業効果を挙げるために努力すべきである(経本)
- 3. 鹿児島地方裁判所は法定は「バロック」造を設計し事務南條庁舎を本建築で着手してゐるが、これは裁判所の法定重要主義にも反し計画上一考を要する。
- 4. 各刑務所共是物補修に今後格段の努力を要する必要がある。
- 5. 出水、高橋、酒造工場の如く生産増強のために巨費的の取組は取組たものは一日も早く生産をあげるよう特に工程その他につき積極的の手段方法を講ずる必要がある。
- 6. 文部省教育施設局名古屋出張所(昭和二十三年二月 吉村調査員 和田調査員)
 - 1. 認定時期は工事の年度内竣功に影響しないよう注意すると共に認定内容についても予算と資材との「バラン」を良く考慮する必要がある。(経本)
 - 2. 本省と現場を繋ぐ南條侯爵の連絡が極力不円滑で出張所の公共事業に対する認識が薄弱で現場次第には中央の施設が徹底されてゐない。(文部省)
 - 3. 予算の配分が不均衡である。少い予算を総花的に配分する結果数災学校と非数災学校の差がひどく工事が更迭に及ばないものがある。(文部省)
 - 4. 新築工事の進捗率が低く巨費内に竣功の遅延があるものがある。
 - 5. 資料調査等工事の進捗も阻害する問題に對しては積極的の対策を講ずる所の事業効果もあげるよう努力する必要がある。

- 5. (災例) 静岡第一師範 名古屋入學 富山榮壽(教育施設局名古屋出張所)
 - 1. 失業者の優先雇用に對し熱意が足りず、公共職業安定所との連絡協議が不充分で配米、特配物資の分配等も極めて不満足な状態である。
 - 2. 建設院宮崎部(名古屋地区)へ昭和二十三年二月、吉村調査員 和田調査員)
 - 1. 事業の効果達成に熱意が足りず、前着工がおくれ巨費内に予算の消化困難なことが明白な工事に對しては認定変更の手続きを怠つてゐる。
 - 2. (災例) 専賣局被服工場 名古屋工場 (建設院)
 - 1. 失業者の優先雇用に熱意が足りず、専賣局工場の下に建設院に付人夫等に失業有雇用の余地があると見考される。
 - 2. 公共職業安定所と緊密に連絡協議し失業者の積極的使用に留意されたい。
 - 3. 公共事業に属する重要性の認識を深め建設院其他の末端施設への通告徹底を期せらるべし。(建設院)
 - 3. 香川(昭和二十三年三月 武田 眞田 郭夏)
 - 1. 公共事業の総合的運営について知事副知事の直接統制の下に特別の委員会を組織し公共事業の総合的運営を行い、特に公共事業の二大目的である生産の増強と失業者の吸収に積極的の努力を希望する。(経本)

又、資金が迅速に事業主体に交付されるよう事務処理を改善する必要がある。

(要例)

(1) 森林事業中第一期第二回分の資金が十二月に届くまで到達できていない。

(2) 農業部門中補助金が果敢と下級事業主体に交付されるのに二ヶ月を要している。

(農林省 誌)

3 府縣官不遊遊改事業補助金は此事業開始四回中一回に分割して逐期迅速に交付すべきである。(農林省)

4 南西八種資金に限り府縣予算を略して直接事業主体に交付されているが、これは府縣の事務統一を以て、資金の迅速交付を尚ほ願望するは此事業も同様である。考究を望む。

(農林省)

5 農業部門中第五回土地改良、災害復旧に際しては各種の補助金を振り分ける例が多いが、この様な事業はなるべく自力施行を奨励して、國庫の投資は文教衛生の福利増進を伴ふ事業に集中して振向けるべきである。(農林省 誌)

6 住宅復興補助事業は、被災地での必要に迫られて進行されるよう計画にのっとるべきである。(建設院 誌)

7 大規模な被災を受けたのに復元しなす算をとり、これを官舎その他の建築費に充てられている。(教育施設局高松出張所)

8 岡山農地事務所廻行の三ヶ所の南陸事業は入種と南陸計画が適合していない。

24

事業廻行に再検討の必要がある。
(岡山農地事務所)

裏面白紙

23
6.15
9-2

昭和22年度～23年度公共事業及其他分項用三受帳
 建設省土木部建設局

昭和23年度生産計画量				昭和22年度生産実績			
種別	セメント	鋼材	二次製材	木材	セメント	鋼材	二次製材
23年度 建設費公費	2,000,000	1,200,000	2,024,830	43,270	1,179,600	543,100	42,192

公共事業 (一般合計)

種別	23年度反配計画				22年度反配実績			
	セメント	鋼材	二次製材	木材	セメント	鋼材	二次製材	木材
土木	45,000	4,000	1,905	150	14,589	17,515		119
建築	98,500	4,500	2,610	720	68,184	230,801		9,111
水産	16,391	112	177	164	3,555	316.5		121
交通	12,000	130	335	100	4,060	55		29
電力	55,000	2,800	4,590	3,000	11,793	601		279
河川	38,203	1,018	2,325	400				279
防砂	14,000	91	165	113	41,899	2,770		415
その他	14,000	310	395	113				415
小計	400,000	400	450	18	1120	195		70
大計	928,203	100	5,915	129	2,000	215		28
土木	131,589	5,850	7,010	130	6,019	3280		1767
建築	22,551	97	76	113	11,000	1,006		1,814
水産	37,000	1,445	1,500	208				1,814
交通	37,203	1,542	2,644	271	120	38		2
電力	55,000	2,800	4,590	3,000	11,793	601		279
河川	38,203	1,018	2,325	400				279
防砂	14,000	91	165	113	41,899	2,770		415
その他	14,000	310	395	113				415
小計	400,000	400	450	18	1120	195		70
大計	928,203	100	5,915	129	2,000	215		28

種別	23年度反配計画				22年度反配実績			
	セメント	鋼材	二次製材	木材	セメント	鋼材	二次製材	木材
土木	45,000	4,000	1,905	150	14,589	17,515		119
建築	98,500	4,500	2,610	720	68,184	230,801		9,111
水産	16,391	112	177	164	3,555	316.5		121
交通	12,000	130	335	100	4,060	55		29
電力	55,000	2,800	4,590	3,000	11,793	601		279
河川	38,203	1,018	2,325	400				279
防砂	14,000	91	165	113	41,899	2,770		415
その他	14,000	310	395	113				415
小計	400,000	400	450	18	1120	195		70
大計	928,203	100	5,915	129	2,000	215		28

6-5

公共事業 特別会計

23年度配当量

22年度配当量

場所	資材名	セメント	鋼材	二次製品	木	材	セメント	鋼材	二次製品	木	材
運		93,000	92,000	5,920	1,200	49,520	18,515	1,371			
橋		18,000	6,570	5,885	710	7,711	3,220	185			
林		3,609	68	169	92	0	0	0			
堤		6,190	2,660	319	305	939	420	128			
田圃別		300	1,445	100	17	280	40	7			
工事		0	0	0	0	152	90	10			
計		120,099	102,723	12,313	2,172	58,002	24,284	2,101			
総		529,814	122,273	32,357	10,469	245,509	31,113	9740			

木の他

23年度配当量

22年度配当量

資材名	セメント	鋼材	二次製品	木	材	セメント	鋼材	二次製品	木	材
運	300,000	10,000	22,965	600	600,000	111,000				
橋	15	1,250	2,085	415	750	2,200				
林	64,000	5,000	6,000	100	100,000	14,000				
堤										
田圃別										
工事										
計	1,076,186	107,227	29,073	32,801	1,034,391	510,507				

栃木縣公共事業監査報告書

監査課長 武田利雄
 部長 比田正
 主事 中村正徳

二 監査日程

- (一) 五月六日 縣庁にて全般の説明聴取
 全石
 松川排水改良工事
 青木集団開墾
 阿谷地区集団開墾
 北尾川跡道掘削
 河川災害復旧工事
 復興土地区画整理事業
 戦災学校復旧事業
 庶民住宅建設事業
 生産道路工事
 足利公共職業補導所
- (二) 五月七日 大宮村
 (三) 五月八日 高林村
 (四) 五月九日 帯根村
 (五) 五月十日 高林村
 喜連川町
 宇都宮市
 全石
 全石
 藤井村
 足利市
- (六) 十一日 鹿野町

46 6/15 15部

三 監査結果總括

(七) 十一日
 河川災害復旧工事
 中小河川改良工事
 請評

鹿野町

項目	目	批	評
突進機関の事業運営	可		
事業の進捗状況	良		
資金状況	可		
労務状況	可		
資材状況	可		

四 労務状況

1 總人口 一五三二九一人
 男 七三七四七四人
 女 七九五四四〇人
 2 可働者数 六三二七五〇人
 男 三六五八七一人
 女 二六六八七九人

6.21
 9.22

港	六〇円	四八円
農	五五円	七五円
林	四六円	五八円
都市計画	一一二円	一一三円
住宅	七〇円	一一八円
学	七〇円	一一八円
職業関係	七〇円	一一八円

五 経済効果表のとおりにある

河川	道	農	林	都市計画	住宅	学	職業関係
河川	二九一、六三五	一〇二、五二二、八八九	二二四、九二五	一一一、八四二、四八	二二、三〇六、七五〇	四八、九六五、四一四	二四、六四三、六
河川	四七、二四六、三六七	四八、三六五、四〇四	八九、三三七、七一	七六、二四七、四八	一三、七七八、三七五	二四、三八七、五七	二五、八七三、八
経済効果	減産防止 米 二九、八三七 麦 二五、八一〇 米 三、七四	増産 米 一、一八七 豆 六、五三七 大豆 一、三六 蕎麦 四七、五二〇	南米林面積 用材林 一、八四〇町歩 薪炭林 一、二六〇町歩 用材林 六三、〇八二石 薪炭林 一、〇七〇町歩 用材林 三、九四〇町歩 薪炭林 二、六二八町歩	造林面積 生産苗木数 一〇、二五〇、〇〇〇本 民生安定、住宅復興促進 販民住宅 五、〇〇〇戸、二〇、〇〇〇人収容 二三、二九九、三五五	職業補導 二五五人 特別共同作業 五四人 共同作業所 七二六	失業救済 共同作業所 七二六	失業救済 共同作業所 七二六

公共事業実施状況調

昭和二十九年二月二十九日現在

事業分類	1 施行 回数	2 進捗率 (%)	3 事業費	4 補助費	5 労働 (進人員)			6 資 材					
					7 所定人員	8 使用人員	9 内失業者数	10 鋼 材 (Ton)		11 セメント (Ton)		12 木 材 (石)	
					所定人員	使用人員	内失業者数	所定量	入手量	所定量	入手量	所定量	入手量
河 川	381	96.8 (96.8)	77,732,144	47,244,367	723,720	689,224	77,960	421,540 (356.0)	437,226 (356.0)	722.8 (220.8)	671.1 (220.8)	31,568 (52,750)	91,260 (52,750)
道 路	320	77 (100)	27,106,385	17,942,733	479,890	423,696	9,854	44.5 (3.8)	23.2 (3.8)	160.6 (154.8)	154.8 (154.8)	7,672 (2,286)	2,676 (1,260)
港 湾		()						()	()	()	()	()	()
農 業	772	113 (98)	102,522,887	48,365,404	1,437,858	1,403,591	127,774	120,485 (67,535)	86,585 (67,535)	1,780.29 (2,001.95)	1,277.85 (2,277.85)	37,362 (28,993)	28,983 (28,983)
林 業	106	65 (65)	21,409,235	8,978,716	224,174	135,678	18,420	8.58 (7.58)	3.64 (3.64)	118.3 (57.5)	33.35 (33.35)	4,375 (3,857)	2,077 (2,077)
都市計画	14	100 (100)	12,184,248	7,624,748	155,154	124,554	34,396	33.72 (2,714)	2,714 (2,214)	83.25 (73.0)	73.0 (73.0)	4,725 (1,129)	1,129 (1,129)
住 宅	25	74 (74)	22,306,750	13,778,371	35,930	24,351	9,904	17.525 (8,322)	12.07 (8,377)	61.8 (35.45)	19.5 (18.65)	19,300 (19,300)	19,300 (19,300)
学 校	83	80 (80)	48,765,414	24,389,057	735,079	5,877,116		75,574 (22.5)	46,371 (22.5)	261.95 (225.8)	225.8 (225.8)	42,589 (41,354)	41,354 (41,354)
職業訓練	77	●	4,064,278	3,568,278	864,000	212,913	212,913	()	()	()	()	7,650 (6,240)	5,744 (4,551)
合 計	1,778	92.3 (89)	317,931,303	171,851,678	11,266,878	8,891,123	479,221	745,931 (488,415)	607,916 (464,526)	3,180.79 (2,607.3)	2,454.4 (2,204.2)	219,261 (154,077)	178,502 (151,370)

大 公共事業実施状況表のとおりにする。昭和二十九年当初より第四回半期迄

裏面白紙

施工方法別内訳表

事業分類	道		河川		港湾		農業		都市計画		住宅		学		職業		肉		計	
	計	内	計	内	計	内	計	内	計	内	計	内	計	内	計	内	計	内	計	内
河川	73		114																	
道																				
港湾																				
農業																				
都市計画																				
住宅																				
学																				
職業																				
肉																				
計	704		1074		77		77		21		21		77		77		77		77	
計																				
計																				

監査意見

(一) 災害復旧土木事業費は全目的に予算不足であるが本課については同様で二十二年度公共事業の認定事業費一、二五五〇、〇〇〇円に対し年度末出来高二、九〇〇、〇〇〇円が一、九八％に相当している。而も二十三年度以降の繰上金は二十一年度災害復旧費四、九五〇、〇〇〇円、二十二年度災害復旧七、六六〇、〇〇〇円であるから今後公共事業費の既

- 分については特に留意する必要がある。(経本)
- (二) 中小河川改良工事は袋川、巴波川の二川で前者は昭和十五年後者は十六年より着手している。毎年の予算が少いたため河川共全体計画から見ると一部を終ったに過ぎず、なお事業費四〇〇万円及び三〇〇万円を残り、このままでは今後数年以上を要する。この二川の年度予算を増すことが出来ないならば、全国的に見て箇所数を減らす。この二川の年度予算を増すことが出来ないならば、全国的に見て箇所数を減らす。これも重要な早期完成をはかるべきである。(経本、建設院)
- (三) 生産道路一五線の内半分は経済効果の大きい農産物又は林産物搬出より一級交通に便宜をあたへるもので特に生産道路として取上げるより一級道路として取り上げるべきである。(経本、建設院)
- (四) 宇都宮市の戦災復旧区劃整理事業は換地未発表のものも大部分である。一方家屋の復旧は極めて早い現況にもかかわらず全体計画の再検討を必要とする。(建設院)
- (五) 土地改良事業の内一箇所につき国の補助が二万円以下の小規模のものについては、この程度のものであれば管業費金の面を解決すべきである。又大規模のものについては、この程度の補助金の外に果費の補助をしていさぐ、小規模のものは大規模のものと同等の国の補助を受けねば果の補助はない。業者はむしろ国の補助率を下げて果費補助を出すべきである。(経本、農林省)
- (六) 湖沼は二十二年度までを終らした分は管業面も之に伴って効果を発表しているが、那須地区の如く、地質が適当でなく、水利の悪い所については今後の方針を再検討し

なくてはならない。

(農林省)

(七) 農地買得額は二十一年度認定事業費六四七六〇〇〇円に対し年度末買得額は一三四一〇〇〇〇円、二〇七%になる。二十三年度公共事業費配分について考慮すべきである。(経本)

(八) 南拓幹線道路、及び林道で自動車交通を目的とするものは道路の計画の一環として計画と施工とを道路としてやる方が交通施設としての真の効果を発するし、施工技術的に見ても効果的である。

全目的の問題ではあるが本県の買得箇所を見て特にその感不強い。(経本)

(九) 民有林関係は全目的の問題ではあるが森林の過伐は不採でも著しく六五〇町歩(三年分の伐採量に相当)は伐採跡地に造林未済である。

更にこの外毎年の充足分として二五〇町歩の造林を行はなくてはならない。二十一年度実績としては一〇四五町歩を公共事業費により行はれたにすぎない。

国として今後の対策を樹てる必要である。(経本)

(十) 果当局として公共事業を總括する事務組織なく各事業相互の連絡が悪いし、至本よりの公共事業の指導もやりにくいので果として何等かの具体的措置を取らねばならない。近く開設される栃木県総合計画委員会等の一部にも併せ考へるの一策である。

(栃木県)

府縣別土木事業費集括表 No. 1

府県別	年度 (昭和)	総管 万円	土 木			費 計 万円	%	土木事業費 集括率%
			費	%	地方費			
北海道	5							
	10							
	116)	2072	257	54	200	46	487	21
	20	7444	878	55	719	45	1597	20
	5	2416	385	20	1595	80	1920	26
青 森	10	10,970	2,146	41	5,150	59	5,276	28
	15	22,169	783		1,745		2,650	12
	20	93,405	9,058	56	2,052	44	26,090	17
	(17)	2,800	441	40	565	60	1,006	35
	(18)	5,686	447	34	868	66	1,315	36
岩 手	(19)	5,609	1,159	44	1,492	56	2,691	47
	20	8,344	880	58	1,773	61	2,273	52
	5	901	34	22	120	78	154	17
	10	1,457	176	39	273	61	449	51
	15	2,127	207	44	260	56	467	22
宮 城	20	8,507	1,006	47	1,126	75	2,131	25
	5							
	(11)	1,219	90	31	202	69	292	24
	15	1,756	81	27	282	73	503	17
	20	10,105	245	40	344	60	619	6
山 形	5	890	57	21	215	79	272	31
	10	2,459	188	36	338	64	526	21
	15	2,667	111	26	324	74	435	16
	20	10,164	2,365	84	445	16	2,810	28
栗 城								
栃 木	5	2,450	950	51	920	49	1,870	77
	10	2,780	380	20	1,550	80	1,930	69
	15	4,150	1,390	37	2,350	63	3,240	90
	20	11,960	1,560	51	5,570	69	5,150	43

28年
6.21
9.23

No. 2

府県別	年度 (昭和)	経営費 万円	上			本			費 計 万円	%	上 地 積 算 %
			費	%	地方費	%	計				
群馬	5	942	3	1	232	99	235	25		25	
	10	1,257	89	28	227	92	516	26		26	
	15	2,511	185	47	326	53	611	24		24	
	20	9820	94	18	545	82	417	53		53	
	(?)	1,298	41	14	259	86	300	23		23	
千	5	1,692	68	31	149	69	217	19		19	
	10	2,059	41	15	240	85	281	14		14	
	15	9,225	120	53	1,257	67	1,877	20		20	
	20	10,944	-	-	194	-	194	18		18	
		1,403	-	-	459	-	459	33		33	
東		2,590	-	-	413	-	413	16		16	
		9,527	-	-	1,800	-	1,800	19		19	
	5	2,552	14	1	152	99	166	46		46	
	(?)	6,176	36	3	1,244	97	1,280	41		41	
	15	15,778	26	2	1,842	98	1,858	13		13	
神	20	24,394	123	4	3,219	76	3,342	2		2	
	5	1,421	97	24	815	76	410	28		28	
	10	1,833	38	10	354	90	392	21		21	
	15	5,589	136	6	2,046	94	2,182	40		40	
	20	20,651	1,320	11	10,157	89	11,477	49		49	
新	5	2,112	37	8	449	92	486	23		23	
	0	3,085	125	22	442	18	567	18		18	
	15	4,038	175	27	477	73	652	16		16	
	20	13,705	475	50	1,092	70	1,567	11		11	
	5	804	28	7	251	93	271	54		54	
富	10	1,420	181	16	966	84	1,147	81		81	
	15	2,243	198	42	272	58	470	21		21	
	20	9,220	609	36	1,099	64	1,688	18		18	
	5	677	8	5	146	95	154	25		25	
	10	1,258	126	31	281	69	407	32		32	
石	15	1,852	89	27	244	73	333	18		18	
	20	10,056	296	34	584	66	880	9		9	
	10	853	59	24	186	76	245	29		29	
	15	1,565	42	13	272	87	324	20		20	
福	20	5,898	829	48	905	52	1,284	30		30	

(2)

府果別	年庚 (昭和)	總 産 量 万担	上 木				葉 質			上木葉(總 産量)の%
			面 積	%	地方産	%	計 量	%		
山 梨	5	513	12	20	115	90	125		24	
	10	959	90	45	209	55	199		26	
	15	1221	227	52	117	48	246		20	
	20	5410	514	62	194	38	508		9	
	5	1160	15	6	245	94	260		22	
長 野	10	2,369	334	49	354	51	688		30	
	15	2,997	506	58	219	42	525		18	
	20	15,612	450	50	985	20	1,415		10	
	5	998	0		245		245		31	
	10	1,187	0		421		421		36	
波 卓	15	2,146	0		461		461		21	
	20	11,313	0		4497		4497		40	
	5	1,253	69	18	528	82	598		22	
	10	2,198	90	18	329	82	399		18	
	15	2,842	162	24	508	26	670		24	
靜 岡	20	11,408	355	49	565	51	721		6	
	5	1,854	11	2	684	98	695		37	
	10	2,490	93	12	480	88	773		31	
	15	6,000	128	12	974	88	1,102		18	
	20	27,635	2,110	41	16,190	59	23,500		96	
愛 知	5	903	20	7	254	93	274		30	
	10	1,058	69	53	159	67	208		20	
	15	1,909	69	23	226	77	295		15	
	20	8,809	397	37	674	63	1,071		12	
	5	534	8	8	86	72	94		18	
三 重	10	7519	19	70	163	90	182		24	
	15	1,551	58	24	184	76	542		16	
	20	4,684	141	34	269	66	410		9	
	5	528	6	4	128	96	134		25	
	10	1,935	105	21	393	79	498		29	
京 都	15	3,197	221	30	508	70	729		23	
	20	15,992	6156	96	232	4	1,388		40	
	5	2,476	24	4	556	96	580		23	
	10	3,572	168	10	1,137	87	1,305		37	
	15	6,549	77	6	1,190	94	1,267		19	
大 阪	20	46,237	24,995	94	1,453	6	26,448		57	

10.3

府 界 別	年 度 (昭和)	輸 送 費 万円	土 本 専 業				賣 計		土 本 専 業 輸 送 費 % = 輸 送 費 / 輸 送 額
			國 費	%	進 方 費	%	計 万円	%	
大 倉 庫	(18)	不 明	371	12	2,654	88	3,026		1.8
	(19)	18,372	562	1.3	2,824	83	3,386		
	20	50,340	1,071	1.6	5,461	84	6,532		2.1
	5	640	2	0.3	108	98	110		1.7
	10	997	66	2.7	175	73	241		3.0
本 倉 庫	15	15,229	74	2.8	192	72	266		1.7
	20	4,451	132	3.1	293	89	425		1.0
	5	661		0	137	100	137		2.0
	10	839	75	2.5	230	75	305		3.5
	15	15,16	74	2.9	185	71	259		1.7
和 歌 山	20	5,546	202	5.8	325	62	527		1.0
	5		0	0	8	100	8		
	10		23	2.1	84	79	107		
	15		84	1.4	514	86	598		
	20		2861	9.0	325	1.0	3,186		
島 根	5		18	9.0	2	1.0	20		
	10		2618	9.0	180	1.0	2,797		
	15		125	9.0	14	1.0	138		
	20		63,585	9.0	2,065	1.0	70,650		
	1								
四 山	1								
大 島	(17)	4,261	24	3	660	97	684		1.6
	20	22,012	7	1	719	99	726		3
	5	1,946	2	6	34	94	36		2
	10	5,761	56	3.5	172	7.5	228		6
	15	5,595	250	2.2	880	7.8	1,129		2.0
山 口	20	16,750	5323	7.8	926	2.2	4,248		2.5
	5								
	19								
	15								
	20								
徳 島	20								

170.4

169

No. 5

府県別	年度 (昭和)	燃料費 万円	水				電			計 万円	%	工本費、他 経費=対比%
			国	費	%	地方費	%	計	%			
香川	5	432	3	2	131	98	134	31	42			
	10	643	28	10	243	90	271	42				
	15	1,221	32	21	119	79	151	12				
	20	5,075	87	24	213	76	360	9				
	5											
愛媛	10	1,233	18	8	217	92	235	19				
	15	2,294	63	13	412	87	475	21				
	20	10,275	132	69	513	51	1,645	2				
	(16)	1,667					277	17				
	(18)	2,432					549	14				
高知	20	2,192					1,005	45				
	5	1,708	12	2	526	98	538	32				
	10	2,383	75	16	388	84	463	19				
	15	4,342	131	13	908	87	1,039	24				
	20	3,204	1486	52	1,388	48	2,874	9				
徳島												
大分	20	82,590	1402	28	5,682	22	4,984	6				
	5	700	3	1	225	99	228	33				
	10	880	39	17	192	83	231	26				
	15	2,117	149	51	142	49	291	14				
	20	1,882	291	44	596	56	667	8				
鹿児島	20											
	15											
	20											
	15											
	20											

(所) 管 業 名 (建 投 名 産)	1-6年 額 定 予 算 額 (4月-6月)		補 考
	一般 外	災害 外	
河川 直轄 河川改良費	189,833		189,833
河川 河川調査費	3,145		3,145
中小河川改良費補助	46,779		46,779
河川調査費補助	2,036		2,036
災害防除施設費補助	27,688		27,688
北海道(国費)河川調査費補助	37,196		37,196
北海道 河川調査費補助	3,230		3,230
河川調査費補助	4,656		4,656
特定地域綜合対策調査費			
土木事業用地機械整備補助			
直轄 河川災害復旧費	244,528		244,528
直轄 河川災害復旧補助	134,570		134,570
北海道(国費)土木災害復旧費	91,400		91,400
直轄 土木災害復旧費	27,700		27,700
直轄 土木災害復旧補助	13,850		13,850
直轄 土木災害復旧補助	40,000		40,000
合 計	314,523	1,631,844	2,029,947
砂防			
直轄 砂防事業費	11,465		11,465
砂防調査費	341		341
直轄 砂防事業費補助	20,229		20,229
直轄 砂防事業費補助	19,504		19,504
砂防調査費補助	652		652
合 計	52,591		52,591
道 路			
直轄 道路改良費	80,750		80,750
直轄 道路改良費補助	53,932		53,932
直轄 道路改良費補助	1,360		1,360
北海道 道路改良費	40,438		40,438
北海道 道路改良費補助	13,600		13,600
合 計	220,080		220,080
都市計画			
直轄 都市計画費	122,466		122,466
直轄 都市計画費補助	15,908		15,908

所管 管区 名	事業 名	1-6月(前期)算定		備考
		1-6月(前期)算定	1-6月(前期)算定	
河川	水路事業	4348	4348	
及	斯事	1370	1370	
供	水道事業	358	358	
應	整備事業	308	308	
水	道事業	2391	2391	
下	水道事業	2561	2561	
連	絡所	2542	2542	
水	道	3935	3935	
下	水道	1837	1837	
公	共空地利用			
調	密公園整新			
公	費	224	224	
火	葬場	295	295	
觀	興			
都	市	1222	1222	
都	市	2800	2800	
地	地			
新	泉			
合	計	162863	162863	
在	定			
A	在定	110095	110095	
木	道	110096	110096	
1	新泉			
2	飯			
3	倉			
B	費	874	874	
C	費			
合	計	110970	110970	
管	總			
總	理	1701	1701	
批	計	1134	1134	

山台地方建設定尺局

官署名	一般の件	災害の件	計	備考
(計) 警務 警務研究所				
建設院技術研究所				
犯罪科学研究所				
國策研究地方警察廳				
經濟調査警察廳				
人事警察員協會	4725		4725	
消防研究所及講習所	3700		3700	
東京警察官訓練所				
(小) 計)	(11260)		(11260)	
大 蔵 省				
財務局及稅務局	28855		28855	
財務局地方支那	2018		2018	
稅務局總務部	937		937	
稅務局講習所	425		425	
鐵道建設工務場	284		284	
大藏省貯水橋道				
(小) 計)	(32319)		(32319)	
法務省				
法務廳本廳				
法務廳各廳	2520		2520	
(小) 計)	(2520)		(2520)	
文 部 省				
帝成農業專門學校	1418		1418	
農林省				
農林省廳舍	1701		1701	
京畜衛生試驗所	851		851	
國產試驗所	680		680	
蚕糸試驗場	425		425	
" 飼育分室	227	1	227	
勸業助成所				
第二水産講習所	850		850	
馬鈴薯栽培農務場	2288		2288	
農業振興會				
漁船研究會				
肉類研究會				
家畜防疫試驗所				
水産試驗所				
(小) 計)	(7002)		(7002)	

所管 營業 商工省	應名	1-6半年期		暫定予算額	(4月-6月)		精	考
		一般	分		計	計		
商工本省	聯合	3150			3150			
石炭局及公共局	聯合							
工業指導所	作業所	425			425			
東京工業試驗所	鋼鐵工場	271			271			
"	名古屋支所	271			271			
東京商工高	高							
四國商工高	高							
名古屋	"							
福	"							
汕	"							
機械試驗所	名古屋支所	340			340			
預京商工高	長野事務所							
大隈工業試驗所	所							
石炭礦自動車	心庫							
商工省一般所管								
(小計)		(4457)			(4457)			
運輸省								
海運局	廳	1417			1417			
海技專門學校	校	567			567			
高等商船學校	校							
鹿津海員養成所	所	293			293			
船舶試驗所	試驗所	214			214			
水路部	作業所	851			851			
港務建設部	建設	353			353			
支那	聯合	567			567			
(小計)		(4262)			(4262)			
勞働省								
地方勞働基準局	聯合							
地方勞働基準監督	署							
公共職業安定所	所	567			567			
公共労働安定所	所	227			227			
(小計)		(794)			(794)			
厚生省								
厚生省聯合								
(小計)								
支那支應金補助								

(計畫名稱)	總計	1-4 半期		暫定預算額	1-6 月		備	考
		一般	特別		計	計		
建設院合計	925099	64032	268803	1963184	268803			
(運輸)								
返								
A 送荷事業費	118340	118340						
1 直轄港荷工事費	97990	97990						
2 隨港倉庫建設費	18120	10180						
3 伏米船修埋費	9800	9800						
4 港灣調查研究費	430	230						
B 港灣事業費補助	35941	35941						
1 重要港灣補助	20642	20642						
2 都府縣港灣補助	15299	15299						
3 伏米船修埋費補助								
4 港灣調查研究補助								
C 北海道港灣事業費	20628	20628						
1 港灣工事費	25500	25500						
2 伏米船修埋費	4900	4900						
3 港灣調查研究費	128	128						
D 港灣調查研究補助								
1 直轄港灣調查補助		14190	14190		14190			
2 都府縣港灣調查補助		53984	53984		53984			
3 北海道港灣調查		3100	3100		3100			
合計	184909	256183	21274		256183			
私營火災復興費補助		184909	21274		256183			
運輸省合計	184909	256183	21274		256183			
(文部)								
文教施設								
直轄學校其他教育費	22510	22510						
直轄學校其他教育費補助	5387	5387						
1 火災復興費	428	428						
2 風害復興費	2351	2351						
3 常用建物相補修	552	552						
4 寄宿舎整備	663	663						
5 学舎進行整備	920	920						
6 被爆校建物復興	613	613						

(5)

(折) 管 1 名	1-4 半期	暫定	予算	14月~6月		備	考
				計	計		
師範附屬新制中学							
公立学校其他課外費	6935			6935			
1 大学 高等	455			455			
2 中等 学校	5606			5606			
3 盲 字 学校	525			525			
4 盲 字 学校	349			349			
大 三 制	649000			649000			
公立中等学校費	594			594			
公立中等学校風水費		3573		3573			
公立普通学校東日本風水費		3513		3513			
最 島 原 旧		9111		9111			
合 計	682416	16199		698613			
(表 務 處)							
右実行刑施設							
職 災 復 旧	12754			12754			
災 害 復 旧	1995			1995			
檢査官分組に伴う新置 通則的業務和修費 の別項	35863			35863			
去務庁各庁修繕新置 少年院 泥炭整備	2920			2920			
合 計	53332			53332			
(農 林 省)							
農 業							
農 業 用 地 整 頓	486994			486994			
干 田 復 旧	299965			299965			
入 道 地 復 旧	81618			81618			
農家救済購入	87539			87539			
開 拓 費	77672			77672			
農 業 用 水 利 費	64863			64863			
土 地 復 旧 費	194153			194153			
農 業 用 地 復 旧 費	1028228			1028228			
合 計	245810	1028228		1974038			

事業名(施設)	1-6月期暫定予算額(4月~6月)		備考
	一般の部	計	
厚生			
上下水道補修事業	3446	3446	
1. 上水道	2194	2194	
2. 下水道	1252	1252	
板橋市水道施設			
大政府管水道施設			
同和事業			
上下水道施設復旧			
1. 上水道			
2. 下水道			
上下水道復旧		1137	1137
水道震災復旧			
1. 上水道			
2. 下水道			
合計	3446	4583	
保健			
保健所拡充	4599	4599	
国立食品衛生研究所			
地方			
公衆衛生院施設			
国立感染症研究所	2543	2543	
小児結核療養所			
精神病施設			
性病施設建設	580	580	
海老塚療養所	3971	3971	
細菌検査所			
予防衛生研究所	449	449	
同文後援施設			
婦人疾病施設			
児童福祉施設			
社会保険所			
合計	16942	16942	
在			
引揚者住宅			
厚生省委託	20388	1137	21525

裏面白紙

(所 第)	管 工 名 (省)	1~4年相額返り算額(4月~6月)		箱 巻
		一般の分	災害の分	
	常備火災工費用木工掛	2631		2631
	搬 箱 賃			
	事 務 賃	101,613		101,613
	總 計	295,579.4	307,819.9	403,199.3

(10)

121
F.21
922

60

昭和二十三年七月廿七日

昭和二十三年度

公共事業計画概要

経済安定本部建設局

裏面白紙

昭和二十三年度公共事業予算案 (單位千円)

2.3.6.2
経本建設局

区	分	二十三年		二十二年		度計
		一般の部	災害の部	一般の部	災害の部	
1	河砂	3424294	6990785	514800	3607661	3922461
2	農	520233	-	112479	-	112479
3	開拓	2237624	2906945	3900543	1288873	5189716
	地	4708897	-	273518	-	(2931518)
	水	1648196	-	997625	-	(997625)
	災	880531	-	191400	-	(171400)
4	利	-	2906945	-	1288873	(1288873)
5	害	1485569	420753	381745	22294	509739
6	林	326578	238993	98806	61289	131255
7	産	1755058	-	669580	-	669580
8	路	2773373	404759	426730	122287	549014
9	港	-	28436	-	-	-
10	鉄	866483	-	271088	-	271088
	治安	559432	173798	1072810	58775	1131585
	文教	647000	-	-	-	-
	施設	4384000	-	700000	-	(700000)
	設備	3031000	-	700000	-	(700000)
	其他	560432	-	372810	-	(372810)
11	一般	-	172798	-	58775	158775
12	住宅	3095850	-	841837	67937	902174
13	都市	1158172	-	229770	100	229870
14	計画	1347196	31500	699380	33000	732380
15	生	63276	25838	5243	5784	11027
16	工	592464	-	382763	-	382763
17	費	13674	-	13755	-	13755
18	賞	-	1343858	-	-	-
19	予	458579	-	-	-	-
	算	30950355	12866645	9522727	5173484	14746221

(1)

裏面白紙

昭和23年度公共事業計画概要

河川

○直轄改修

施行箇所	河川名	河川名	河川名
22年度	竣工	86	河川
23年度	未着手	12	"
	継続	56	河川
	新規	3	"
	復活	2	"

(施行箇所)
霞浦、水碓、松尾川、山國川、狩野川、木津川、牛田川、波川、低水

○調査費

東着手河川の調査
着手河川の計画変更調査

○申付河川改善

昭和七年以降一補助次定 573河川 (内163河川完成した。)

22年度	17河川	完成	16河川
23年度	継続	155河川	成
	復活	5	175河川
	新規	15	

○災害防除

23年度 3,000箇所
甲災 2
乙災 13

○北海道

○国費

道庁 23年度 23河川 (内2河川完成)
継続 3河川 }
復活 4 " } ク河川

町村費或併 (全額国庫負担としている)
1. 継続 5河川
2. 開拓地区関係ある河川で主として排水工事) 8河川

○地方費

23年度 10~15%
北海道 10%

○中小河川の維持

内1地 10~15%
北海道 10%

○河川治水

(治水防犯、漂流、架橋等綜合的存在のもの)
23年度 2河川 (厚岸川、大野川)

○特定地域綜合開発調査

23年度 1 " (小丸川)

○土木機械

新品を購入する

災害	24年以降の対要額	補助率
直轄河川	6.8 億	—
北海道 (国費)	4.3	—
都道府県	110.0	3/5
飯 沼 (土木施設に對し)	7.0 (余りはつきりない)	3/5
地盤沈下 (高砂、洪水に對し)	9.2 (南越震災に依る)	3/5
災害土木助成 (災害復旧と共に在るものも在る)	2.5	約 3/5
直 轄	23年度 継続 24 河川	
	1 新規	(四国豊後川)
防 砂	災害対策砂防 (災害が起つた後の砂防)	

山林

造林撫育と営林署にて実施する。伐採の時は半々とする。

23年度	新植	3,500 町歩
	補植	2,000 "
	撫育	33,000 "
	防火線新設	20 "
	歩	60 料

造林補助

米津造林 15万町歩 (昭和22年度)

伐 採 毎年20万町歩

23年度 長期計画にては 30万町歩 証券13万町歩

造林單價 13,600/町歩、公共61,400

補助率 國40% 縣10%

整理と要する数 290万石 (昭和22年12月)

23年度 265万石

採 種 110%/石

補助率 國40% 縣10%

発生地 宮崎、鹿児島、長崎、兵庫、岡山、神奈川、---- (松毛虫)

青森地方に「ダングラコン毛虫」発生している

馬 箱	23年度	23年度	23年度
民有林関係施設	74,300 箱	補助率 國30%	縣20%
製地林道	35,100 "	補助率 國60%	縣10%
山	23年度		

山地治山(古い災害) { 道轄 12 億 361 町歩 補助 50%

山 地 治 山 (古 い 災 害) { 補助 290.5 " 補助 50%

0.333 " 60%

0.522 " 64.7 " 60%

(2)

裏面白紙

内陸防風林 (開拓地)

海岸防風林

防沙林 (7年分防止 中30~60間)
防穴防止林 (事業は主としてこれである)
水害防備林

○北海道民有林開発施設

23年度 33,000間
参考 北海道研代重 (23年度)

補助 40%

民有林 698万石
国有林 233万石

○炭害林遊復旧

23年度 487,500間 補助 50% 費 0%

○炭害荒廃林遊復旧

(新しい災害を受けたる山治水)

23年度 1,560,000間 補助 50%

○地盤沈下対策防沙林遊復旧

23年度 75,000間 補助 50%

○炭業

○開拓面積

年度 実績 計画

20 7

21 15

22 8

23 2

(内地)
(北海)

23年度方針

委託 19,417町歩

基礎工事 (区画割、道路、揚水等) --- 金額調査

開墾補助 単価 5,000円反 補助 内地 60%

北海道 75%

北海道 75%

開墾 管内 営 (5地区 1,550町歩)

大規模 (庄内利国(4町)...) 3地区 (三木、白河、大吹)

(高橋川町)

管内 営 (庄内利国(4町)...) 1町 2 (岩手山、新築)

(500地区 8,337町歩)

入植者耕地 (7年計画) 完竣時 25町歩、45町歩

管内 営 1,500町歩あり

住宅 在来は補助30% 融資70%であり

23年度 内地 75% 補助

北海道 85% 補助

内地 12,100町歩

住宅 12,100町歩

分岐 10,000町歩

幹線 0町歩

(4)

裏面白紙

共同施設 補助なし 全部融資で実施
 分教場 全額国費 町村に建物寄附 町村にて管理運営

(附属診療所)
 現在入植済にて指定のないもの
 内 地 5000坪
 内 地 4500坪
 内 地 9500坪
 内 地 2500坪

23年度新規入植 12000坪
 国が購入して貸与してやる。(フウウ、ハロ一後根敷、其他)
 遊地調査として計画を献てる
 未墾地買収の準備計画
 土壌調査(既墾地の分も含む)
 23年度 内地 5町歩
 北海道 2"

農業機械
 購入材料

機械管理所
 農地営田の建物買収
 23年度 面積 継続 23町歩
 代 行(県) 継続 66"

区副幹線水路並
 全額国費
 入植者が実施 これに対し国40%補助

農業水利

国 営 { 大規模 (3000町歩以上、一府県以上にわたる 全額国費)
 営 (面積60% 営田40%とし、いまだが23年度より全額国費
 ぞ、実施完成後、40.4%の地元負担とする)
 23年度 継続 29地区
 新規 3 (県より引継)
 府 県 営 (500町歩以上) (500町歩以下は土地改良で実施する)
 22年度完成 21カ所
 23年度 継続 152カ所
 新規 25"

土地改良

補助 国 50% 県 50% (内組合より20%位寄附させる)
 第五次土地改良は、21、22、23年にて完成する
 補助率
 22年度 23年度
 堰 土 40% 35%
 用水 50" 45"
 機械揚水 55" 50"
 耕地整理 40" 40"

23年度は年商1面地5町歩以上のものを補助対象とする。

農業水利は北海道に在り。

未墾地土改は北海道に在り、内地に在り。

北海道 直轄 (全額国費)

補助
 明渠排水 45%
 灌漑工 45%
 暗渠排水 (軌道) 60% (普通) 45%
 容土 45%
 灌漑工 150%
 水通上界 (耕地整理) 40%
 田区改良

○災害

昭和18年度 (水) (島根)
 20 (雷)
 20 (水)
 21 (震)

早稲畑又 (三重県 滋賀県)
 防水溜池 (水害) 試験的に実施 補助 10%
 鉄工管 主として「おんが川」 長町、佐賀等

災害補助 普通の場合

耕地 50%
 公共施設 65%

○学校

道廳戦後
 新築 110,603坪 23年度 7,000坪
 補修 148,711坪 30,000坪
 23年度新築 5,394坪 補助 11,600坪
 公立戦後 補助 50%

小学校の戦後は大、三、四群内でもやること

○大、三制

22年度実績 314,000坪
 23年度 (所収) 生徒数 1,300,000人... 26,000教室 (35坪/室) 920,000坪
 (") 外に小学校として 17,400 " 628,000坪 1,598,000坪
 実施計画として 21,248教室 (35坪/室) 743,000坪
 大 三 差引 855,000 " --- 24年度度以降に

(6)

裏面白紙

住宅

23年度	水	31400戸	(10坪)	計画単価	22年度実績
	鉄筋コンクリート	1800"	(14")	24000"	31563戸
	コンクリート	10"	(12")	20000"	48"
	藍	4000"	(10")	8500"	44"
	余額住宅	2000"	(2.3")	43000"	8814"
		39300戸			3900"

補助 50% 外に事務費として 2/100 あり

機械器具 主として自動車購入

危険建造物 補助 3%

引揚者住宅 (全額国費) 新築 1091戸 (25%) @ 10500坪
 補修 1304" (25%) { 2500坪 補修 }
 30,000坪の分 新築 3,594戸 (25%) { 300坪 買収 }
 18700坪の分

治安行刑

雑居房 本来定員 075名
 臨時 " 050%

官廳營造

事務面積 換算人員 × 0.7% 換算人員 5級官 1人
 2" 2" 探長 5"
 1級官 10"

建築面積 事務面積 × (50% ~ 60% 増) ----- 一般
 増減をこのほ別に考慮する

港

23年度 長期計画に基づきその一部を實施する

火害 未は河川災害の70%程度であつたが年々増加の傾向にある

船舶修理 直轄 全額国費

補助の場合 50% 補助する

調査費 府縣に補助する

石油 輸入基地、全額国費 横浜。大阪、博多、室蘭。

石炭 国内配給基地、10% 補助 するもえ、外大港

其他 施設 國有、全額国費

維持費 (新築に對し) 80% 補助

其他 (新築に對し) 80% "

(8)

裏面白紙

○港の区別

重要港とは国家的にみては重要なる港。
 第一種重要港 (國が事業を經營する。分担金を50%とする。)
 直轄修築 横浜、神戸、敦賀、関門 (下関、門司、小倉)

重要港に準ずる港。小樽、室蘭、函館、川田 (福岡)

第二種重要港 (府県にて修築。50%補助。國が直接進行も出来る。)
 36港 東京、大阪、鹿島、長崎、横濱 (鳥取)、新
 潟、船川 (会秋田)、香森、壺がき、四日市、
 名古屋、清水、若松、今治、伏木、高知、
 七尾、尾道、博多、三隅、宇野、八戸、
 宇部、唐津、高松、小松島、今里、小呂波、
 細島 (宮崎)、大分、宮古 (岩手)、舞鶴、
 坂田、大島、和歌山、柳巻 (兵庫)。

指定港湾 (取扱数年50%以上) 出入船舶トン、其
 他此等の内どれかこれに該当し指定したもの)

某 他 陸上設備 補助 40% 補助
 港灣は國有が府県知事が管理してゐる。
 補助の場合 10% (補助)
 分担金の場合 90% (分担金)
 陸 橋 補助の場合 30% (補助)
 分担金の場合 70% (分担金)

○北海道

防波堤 } 全額國費
 海岸壁 } 分担金を取る。 50%

○外貿地帯

防波堤 } 全額國費
 海岸壁 } 分担金を取る。 50%

○災害

外貿地帯以外は全部に對し50%の分担金を取る。
 補助 2/3

○陸

○上下水道増補改良 補助 25%
 23年度 上水 44ヶ所 } 59ヶ所
 下水 15" }
 横浜、大阪、... 新設 補助 1/3
 京都市地区 地区改善 (主として道路) 3/4 補助
 和 上水 19ヶ所 } 21ヶ所 補助 1/4
 〇 〇 下水 2" }
 〇 〇

裏面白紙

○災害
 ○地盤況下
 上水 5ヶ所 (東京、埼玉、新潟、岩手) 補助なし
 (南海震災) 上下水 9ヶ所 } 10ヶ所 補助なし

労働

23年度 失業対策対象人口 1400,000人
 一般公共事業 1700,000人 (失業率30%と12) 50万人
 失業率 20% } 80万人
 10% }
 投資共同施設

即ち、140万人 - 80万人 = 60万人 --- 生活保護、失業保険に救済する
 べきのとし計画している。(労働省) これに対し

昭和23年度計画は、
 一般公共 219万人 (22年度実績) x 0.20745 = 46万人
 (22年度割合)

失業率 23% } 23,226人 補助 23% }
 3400 " " }
 49万人に在り

差引31万人の不足を生ずることとなる。

道路

○直轄国道

開門 23年度 80,000,000円とした。
 これは二三年維持のみし昭和26年度より中部のみ
 tunnelとすることとし七ヶ年継続と考へる。
 今迄使用した費額は70,000,000円位で現物価換算す
 れば千億円位とならう。

23年度

新 規 2本 } 45本 延長 85KM位
 継 続 43本 }
 府県道改良 補助なし
 町村道改良

○府県道補助

北海道の分を合む (10年以上経過のもの)
 補助額 30,000,000円

○石炭 亜炭 石油

(北海なし)
 府県 補助 町村 補助
 府県道保修費は23年度として675,000,000円、各補助として225,000,000円
 の要求があつたが今迄に認められておらずないのび一応中止した
 然し警察がつよいのび補助するところを認められれば程度として改良をせよとこれに圧縮し
 て認めようと思ふが、

裏面白紙

北海道

全額国費

南拓道路 25,000千円

602,817千円

拓殖上必要なる道路 その後は補助対象となる

生産都市

一部石炭新坑の整備を含む (30000千円)

費后 190万坪 → 130万坪 → 86万坪 (借上料 8円/年位)

21年 16% 道路にした。(道路に付する特許買収する)

22年 10% "

残 60

都市計画

復興土地地区画整理 (補助 %)

地区画整理面積 18,000万坪 → 12,600万坪 (5年計画 7200万坪)

22年末 3700万坪 竣地発表済

23年度 家屋移転 12,000戸予定したが、8000戸を計画

清掃 地区外を一部見込む。

金属回収 予算項目をなし、鉄鋼は零、鉛のみ他項

目に費用を計上した 2,000ト (1000ト)

六大都市における仮設建築の移転費計上せず。

補助 (2/4) (1/3) (1/3) (1/3) (1/3) (1/3)

行路 河川水路、及新、鉄軌道 電線整備、水道、下水道

は復興土地地区画整理に伴う事業がある。

其他の事業は総ての都市計画区域を対象としている

連絡新路

水道復旧

公共空地利用

国営公園

戦災死七

都市災害

特殊土木

機械器具

南海流下

主として疎南跡地で区域外に実施する。

戦災による洪水防止

児童公園が主で、外に墓地整理に伴う土地が一部ある。

宮城前、新宿御苑、白金御料地、東京都 国有地を民間に解放する

の整備

全国4万7千体ある。

23年度 22万7千体

飯田市 24年度 完成予定

24年度 完成予定

トヨタ、クワ、ローラー等購入 (都市計画区域内の防砂堤の実施)

三重県、高知県、徳島県 (都市計画区域内の防砂堤の実施)

(11)

裏面白紙

No 62 23. 8. 20.

経済安定本部建設局

公共事業計画概要

昭和二十三年度

昭和二十三年七月廿二日

23
17.17
922

裏面白紙

昭和二十三年度公共事業予算案 (單位千円)

2362
極本建設局

區分	二、三、四年		度計	二、三、四年		度計
	一般の部 千円	災害の部 千円		一般の部 千円	災害の部 千円	
1 河川	3,424,294	6,990,785	10,415,079	5,148,000	3,401,661	3,922,461
2 砂防	530,033	-	530,033	112,479	-	112,479
3 利権	2,237,624	2,906,945	5,144,569	3,900,543	1,288,873	5,189,716
4 地盤	4,708,897	-	(4,708,897)	2,731,518	-	(2,931,518)
5 利権	164,6196	-	(164,6196)	797,625	-	(797,625)
6 水災	880,531	-	(880,531)	191,400	-	(191,400)
7 林産	-	2,906,945	(2,906,945)	-	1,288,873	(1,288,873)
8 道路	1,495,569	420,783	1,916,322	387,745	1,217,994	508,739
9 港灣	326,578	238,903	565,551	70,006	61,289	131,295
10 建設	1,955,058	-	1,955,058	669,580	-	669,580
11 建設	2,993,373	404,759	3,398,132	446,730	122,287	549,012
12 建設	-	29,436	29,436	-	-	-
13 建設	866,483	-	866,483	201,088	-	271,088
14 建設	559,1432	173,798	5,765,330	1,002,870	58,775	1,131,585
15 建設	647,000	-	(647,000)	-	-	-
16 建設	438,4000	-	4,384,000	700,000	-	(700,000)
17 建設	503,1000	-	5,031,000	700,000	-	(700,000)
18 建設	560,432	-	560,432	372,810	-	(372,810)
19 建設	309,5550	173,798	3,095,550	84,837	68,775	(58,775)
20 建設	1,158,192	-	1,158,192	229,970	100	229,870
21 建設	1,342,196	31,500	1,378,696	692,380	53,000	732,380
22 建設	632,776	25,238	89,114	5,243	5,984	11,029
23 建設	592,464	-	592,464	382,963	-	362,763
24 建設	13,674	-	13,674	13,755	-	13,755
25 建設	458,579	134,3858	458,579	-	-	-
26 建設	30,950,355	1,256,6145	4,251,2000	852,227	5,123,484	14,746,221

昭和23年度公共事業計画概要

河川

○ 工事概況

施行箇所	河川名	86河川	(施行箇所)
22年度末に於て	竣工	6 "	霞浦治水段、仁波川、山田川
未着手	12 "		狩野川、木津川、牛田川、淀川治水
23年度	継続	56河川	
	新規	3 "	
	復活	4 "	

○ 調査費

水播子河川の調査費
基幹河川の計画変更調査

○ 中小河川改修

昭和七年以降	補助決定	573河川	(内、63河川完成した。)
22年度	ノゾノ河川	完成、6河川	
23年度	継続、復活	55河川	
	新規	5 "	
		15 "	175河川

○ 災害防除

23年度	甲災	3,000箇所
	乙災	23箇所
		補助

○ 北海道

○ 調査費

23年度	23河川	(内、2河川完成)
	継続	3河川
	復活	4 "
		7河川

町村費支辨 (全額国庫負担として)

継続

時味河川 (開拓地に開発ある河川を主として排水工事)

継続

復活

新規

○ 中小河川の雑費

内地	10~15万円
北海道	10万円

○ 河川治水

(治水防禦、灌溉、発電等総合的なもの)
23年度

○ 特定地域総合開発調査

7地区
新品を購入する

○ 治水施設

○ 災 害

項目	24年以降の所要額	補助率
直轄河川 北海道 (函館)	6.8億	—
都道府縣	4.3	—
飯 害 (土木施設に對し)	110.0	2/3
地盤沈下 (高汐、洪水に對し)	2.0	2/3 (余りはツキルをい)
災害土木助成 (災害の甚しき故に在)	2.5	2/3 (南海豪災に依る)
○ 砂 防	24 河川	約 2/3
直 轄	23年度	
災害対策砂防 (災害が起つた後の砂防)	新規	(四国重徳川)

山 林

○ 官行造林

造林振育を官営に之を援助する。伐採の時は半々とする。

年度	新 植	補助率
23年度	3500町歩	—
— 補 植	12000 "	—
— 植 育	33000 "	—
— 防火線新設	20 "	—
— 砂 防	65軒	—

○ 造林補助

未済造林 1/5万町歩 (昭和22年度)

年度	毎頃 20万町歩	長期計画に於ては	30万町歩
23年度	—	これに對し実施予定	証券、13万町歩
造林單價	13,600/町歩	—	公共 11,400 "
補助率	40%	款 10%	—
處理を要する數	290万	(昭和22年12月)	—
23年度	285 "	—	—
費 額	110%	—	—

○ 害 虫

発生地	補助率	面積	率	被害
宮崎、鹿児島、長崎、兵庫、岡山、神奈川	—	—	—	(松毛虫)
香森地方に「ブラッコ毛虫」発生している	—	—	—	—

○ 民有林開設

年度	補助率	面積	率
23年度	74,200町	補助率 40%	款 20%
23年度	39,100 "	補助率 40%	款 10%

山地治山 (古川災害) { 直轄 12億 361町歩 補助 50%

0.222 487 " " 60%

0.522 647 " " 60%

(2)

内陸防風林 (開拓地)
 海岸防風林
 防 沙 林 (75m防止巾30~60間)
 在 札 防 止 林 (事業計畫に於てある)
 水害防備林

○北海道民有林開拓施設
 23年度 補助 40%
 23年度 補助 10%
 参考 北海道新年度 (23年度)
 國有林 69,855
 民有林 233

○災害林道復旧
 23年度 補助 50% 敷 0%
 (新し「災害」交付金治山治水)
 23年度 1,560 補助 50%
 ○地盤沈下対策防沙林復旧
 23年度 75% 補助 50%

農 業
 開拓面積
 年 度 實 績 計 画
 20 7 万歩
 21 15
 22 8
 23 2 (内地)
 2 (北海)

23年度方針
 取 扱 策 (23年度、19,417 町歩)
 基礎工事 (区画割、道路、揚水等) --- 全額國費
 開墾補助 5,000 町歩 補助 内地 60%
 北海道 75%
 (5地区 1,550 町歩)
 大規模 (在来50町歩) --- 3地区 (高橋川、
 (在来岩川、実地) --- (備) 2 (岩手山、新開墾)
 (500地区 8,337 町歩)

入植者耕地 (7ヶ軒計画) 完成時 25町歩
 営団事業実地超過 1,500 町歩

○庄 宅
 在来住宅補助 30% 融費 70% あつた
 23年度 内地 75% 補助 融費 存上
 北海道 85% 補助 融費 存上
 内地 18,100 3350
 北海道 36棟 2"
 (4)

共同施設 補助なし 全部融資で実施
 小 救 場 全額国費 町村に建物寄附 町村にて管理運営

(附属診療所)

現在入植済にて指定の东いとの
 23年度新規入植 12,000坪 { 内北地 50,000坪
 内北地 45,000坪
 内北地 95,000坪
 内北地 25,000坪 }

農業機械
 関係計画

図が購入して貸与してやる。(703ウ、ハロー取扱数 其他)
 遊地類をとして計画を樹てる
 未墾地買収の準備計画
 土壌調査 (保墾地の分も含む)

23年度 / 内 地 5,500坪
 内 地 2,000坪

營 繕 費

救済管理所
 救地器田の建物買収

干 拓

23年度 園 營 継続 23年度
 新規 5" (干三湖、石井、北地、火打、未知)
 代 行 (果) 継続 66"

区別幹線水路迄 全額国費
 整地、小水路等 入植者が実施 これに対し園々0%補助

農業水利

園 營 { 大規模 (3,000坪以上、一符果以上にまたがる 全額国費)
 園 (園圃 60% 密圃 40%としていたが、23年度より全額国費
 で実施完成後40%の地元負担とする)

23年度 継続 29地区
 新規 3" (果より引継)
 府 果 營 (500坪以上) (500坪以下は土地改良で実施する)
 22年度完成 21ヶ所
 23年度 継続 152ヶ所
 新規 25"

補 助 園 50% 課 50% (内組合より20%位寄附させる)

土地改良

第五次土地改良は 21、22、23年にて完成する
 補助率

客 土	40%	35%
用 非 水	50"	45"
機 械 揚 水	55"	50"
耕 地 整 理	40"	40"

23年度は区内1町地5町地以上のものを補助対象とする。
 農業水利は北海道に在り、内地に在り。
 未墾地土地改良は北海道に在り、内地に在り。
 北海道 直轄 (全額国費)

明渠排水	45%
暗渠排水	45%
客土	(軌道) 60% (普通) 45%
規模工	45%
水面上昇	50%
田区改良	(耕地整理) 40%

災害

昭和ノ8年度	(水)	(舊)	振)
20	(豊)		
20	(水)		
21	(振)		
早寄橋又	(三重県)	滋賀県)	
谷水溜池	(水害)	試験的に実地	補助10%
谷	主として「おんが川」	長町、佐賀等	

災害補助	普通の爲合	耕地	50%
	公共施設		65%

災害

直轄戦後	23年度	23年度
新築	110,603坪	2000坪
修繕	14,877坪	30,000坪
23年度	新築 5,394坪	補修 11,600坪
補助	50%	
小学校の戦後は大ニの枠内で行ふこと		

大、三制

22年度実績	314,000坪	220,000坪
23年度 (所定) 生徒数	1,500,000人	26,000教室 (35坪)
() 外に小学校として	12,900坪	638,000坪
実施計画として		1,598,000坪
大ニ	21,248教室 (35坪)	743,000坪
差引		855,000坪
		24年度に降元

○公立林業 補助 2000000円 補助 23 年度 60%
其他
○C工田青船 札、礼、神、高、友、(本馬水完成。其他は完成した。)

水産

○漁港修築 浜が工事実施、補助残額 50% 22年度以降 40%
22年度 新規 11港 完成 5港
23年度 継続 58港 } 69港
新規 11港 }
完成見込 10港

○担 船

事務費 工事の10%以内に対し、噸庫 50%とする。
事業主体 市町村、漁業会、
累年度完成が建前である。
補助 40% 果、100%以上、 国より県へ 団体
23年度 50ヶ所 (内22ヶ所より継続10ヶ所)
全額国費で施行、完成後25%の地元負担金
重要港港を除去し、殆ど漁港であるが此を豊林と運輸省で実地する。
23年度 継続 4ヶ所 }
新規 4ヶ所 }
主として 機械修理 7ヶ所

○北海道漁業

○魚田調査補助

漁民引揚者 3000ヶ所ある。
施設は雪肩として入道者へ貸与する。
全額国費で施行
23年度 共同柱足 45坪 } 360坪
漁船 1隻 }
運搬船
簡易加工場
貯水庫
小引揚場

○災害

20年度 災害 補助 50%
21年度 " " "
22年度 " " " 65%
南

住宅

23年度

種別	数量	単価	計画単価	22年度実績
木造	31400戸	(10坪)	13000円/坪	31563戸
鉄筋コンクリート	1800" (140)	24000"	48"	
コンクリートブロック	10" (120)	20000"	44"	
転居	4000" (10)	8500"	8814"	
余給住宅	2000" (23)	13000"	13900"	
補助	50%	393000	44369戸	

主として自動車購入

○機械器具
○危険建造物
○引揚若住宅 (金額調査)
補助 50% 外に事務費として 2% あり

治安行刑

○雑居者
○盲聾修繕

事務面積

本数定員 0.25 名
臨時 " 0.50 %

建築面積 事務面積 × (50% ~ 60% 増) ... 一般
特殊なものは別に考慮する

港

23年度 長期計画に基づきその一部を実施する
○災害 従来は河川災害の10%程度であったが年々増加の傾向にある
○船舶修理 重 港 金額調査
補助の場合 50% 補助する

○調査費 府県に補助する
○石油 輸入基地 全額調査 横浜。大阪。博多。室蘭。
○石油 国内配給基地 10% 補助 るもえ。外大港
○其他 担投 調査 全額調査 80% 補助
航化航 (府県に対し) 80% " (府県に対し)

○港の区別

重要港湾とは国家的にみて重要な港、第一重要港湾（國が事業を經營する、分組金を50%とする。）

直轄修築 横浜、神戸、敦賀、原門（下関、門司、小倉）

重要港湾に準ずる港。小樽、室蘭、函館、川田（福岡）

第二重要港湾（府県にて修築、50%補助、國が直接施行も出来る）

3ヶ港 東京、大阪、鹿児島、横濱、青森、境（鳥取）、四日市、船川（今秋田）

名古屋、清水、若松、今治、伏木、高知、七尾、尾道、博多、三隅、宇野、八戸、宇部、唐津、高松、水松島、今里、水呂浜、相馬（宮崎）、大分、宮古（岩手）、舞鶴、坂田、玄島、和歌山、師志（兵庫）

（○印直接施行）

指定港湾

（取扱数年、50%以上輸入船舶70%以上、其他此等の内とれが不該当し指定したものの補助 40%補助

其 陸上設備 港湾は國有で府県知事が管理している、補助の場合 100%（補助）

分組金の場合 80%（分組金）

特 補助の場合 30%（補助）

分組金の場合 70%（分組金）

○比海運

巧波堤 全額國費

波堤 分組金を取る

岸壁 分組金を取る

防波堤 全額國費

築岸 分組金を取る 50%

外資地帯以外は全部に對し50%の分組金を取る

○災害

補助 2%

○學生

○上下水道増補改良

補助 25% 23年度 上水 44% 下水 15% } 59% 新設 補助 1%

横浜、大隈、新設、補助、23年度完成予定

○國和

補助 19% 21% } 40% 補助 1%

○鐵道

補助 2%

○災害
 上水 5ヶ村 (東京、埼玉、新潟、岩手) 補助 〃
 (南海震災) 上水 9ヶ村 } 補助 〃
 下水 1ヶ村 } 補助 〃

労働

23年度 失業対策対象人口 440,000人
 一般公共事業 1,200,000人 (失業率30%)
 失業志願 505人 }
 授産共同施設 20人 } 885人
 即ち 140万人 - 80万人 = 60万人 (生活保護 失業保険で救済す
 るものとして計画している、(労働者) これに対し
 昭和23年度計画は (22年度昭和22年)
 一般公共 219万人 (22年度実績) × 0.20945 = 46万人
 失業志願 23,226人 補助 23
 3400人 " " 1/2
 (本邦より公共団体(公団)授産共同施設
 差引 31万人の不足を生ずることとなる)

道路

○直轄国道

昭和 23年度 80,000,000円とされた。
 これは二三年維持のみし昭和26年度より中部のみ
 Tunnelとすることとし七ヶ年継続と考へる。
 今迄使用した費額は70,000,000円位で現物価換算す
 れば千億円位と云う。
 地元負担金は 〃

○府県道補助

23年度
 新規 2本 }
 現 43本 } 45本 延長 85KM位
 府県道改良 }
 町対道改良 } 補助 〃
 北海道の介を含む (190年以上経過のもの)
 補助額 30,000,000円

○石炭 垂炭 石油

(北海道を以て)
 府県道保修費は23年度として675,000,000円、各補助として225,000,000
 円の要求があつたが今迄は認められておらず、一応中止した。
 然し要望がつよいのを補助するとすれば、程度として改良とせられ圧縮し
 て認めるより方法がない。

北海道

全額国費 235,000千円 } 602,817千円
府拓道路

拓殖上必要なる道路

十九年商團費で保修する、その後は補助対象となる、

一部石炭新坑の整備を含む (300,000千円)

○ 道庁 190万坪 → 130万坪 → 88万坪 (借上料 8万坪位)

21年 16" 道路に上り、(道路に上る時は買収する)

22年 10" "

残 60"

都市計画

復興土地区画整理

(補助 5%) 区画整理面積 18,000^{万坪} → 15,600^{万坪} (残) → 10,000^{万坪} (五年計画 7,200^{万坪})

22年末 37,000^{万坪} 換地残数済

23年度 23,000^戸 予定し夫が 8000^戸 を計画

清掃 地区外れ一部見込む。

金属回収 予算項目に添えし、鉄鋼は零、鉛のみ他項

自費費用を計上し 2,600^{千円} (毎10,000^坪/k)

六大都市における級段建築の移転費計上せず。

補助 (多岐) (7%) (13) (13) (13) (13) (13)

新橋 河川水路 及新、飲水道 電線整備 水道、下水道

は復興土地区画整理に伴う事業である。

其他の事業は総ての都市計画区域を対象としている。

○ 連絡街路 主として疎麻跡地で区域外に実施する、

○ 水道復旧 取災による洪水防止

○ 公共空地利用 児童公園が主として、墓地整理に伴う土地の一部ある、

○ 公園公園 宮城前、新橋御抱、白金御料地、赤都 国有地を民間に解放する

の不振

全園々万本ある、 23年度 2万本

飯田市 24年度完成予定

トランプ、コーラー等購入 (都市に貸すする。)

三重県、高知県、徳島県 (都市計画区域内の防沙堤の実施)

○ 戦災死七

○ 都市災害

○ 特殊土木

○ 機械器具

○ 南海流下

昭和二十三年度公共事業費(四二五億四案)所要勞務者調
 經濟安定本部建設局公共事業課

一般會計

區分	總事業費額 (千円)		勞務費 (千円)		勞務延人員		勞務實員		勞務農民延人員		勞務農民實員		合上人員平均 單位(円)
	計	小計	計	小計	計	小計	計	小計	計	小計	計	小計	
河川砂防	二五,四九三,五五五	二,四三八,五九三	七,七四八,八八五	一,三四一,三三五	七,六六三,四三六	二,五八九,六六九	五,三七四,一九七	二,八五四,八八	二,〇〇一,一九				
道路	二,四三八,五九三	二,四三八,五九三	一,三四一,三三五	一,三四一,三三五	一,〇九〇,四二五	三,八三四,五	一,六三五,六三七	五,四四九	一,三三〇,九				
農林	一三,九五三,五三九	一三,九五三,五三九	八,八七九,〇〇九	八,八七九,〇〇九	二,三二四,〇五九	八,〇三四,五	九,〇八九,三三七	六,二六八,四八	七,八五〇				
水産	一,〇〇〇,五二〇	一,〇〇〇,五二〇	五七六,八六六	五七六,八六六	四一六,六八四	一四九,九六七	四一六,六八四	一四九,九	一三,八九三				
港湾	四七,六九四,九四三	四七,六九四,九四三	二,四七九,三五九	二,四七九,三五九	一四,五四九,七三〇	四六,〇三九			一七,一一〇				
都市計画	二,〇二一,七五七	二,〇二一,七五七	一,〇二九,九三二	一,〇二九,九三二	七,三三二,四三〇	三,〇一八,三			一八,三〇七				
学校	九,〇三〇,二七八	九,〇三〇,二七八	二,八二二,二二一	二,八二二,二二一	二,三六八,七〇五	四〇,一九〇			二二,二四四				
册務者	四五九,二〇一	四五九,二〇一	一,二四,五三六	一,二四,五三六	六,一三,六六	五,二三四			二〇,二九一				
厚生(水道)	四三,八八四	四三,八八四	四四,五四四	四四,五四四	一,九一九,九七一	六,三九九			二,三二,五二				
住宅	五,二二二,三六六	五,二二二,三六六	九,二一四,八一	九,二一四,八一	四,三四五,一八五	一,八七九,四			二,一七〇,六				
労働	九四七,三六六	九四七,三六六	五,二五,四八七	五,二五,四八七	一,六四九,〇〇〇	一,五四九,七〇			三,一八六				
小計	六,一六七,二七五	六,一六七,二七五	三,〇二五,九一九	三,〇二五,九一九	二,八四〇,三三三	二,二二九,五六	一,六二七,四九九七	一,一八五,三九六	一,〇六,五三				
特別会計													
逓信	一四,二九三,一三八	一四,二九三,一三八	一,八三三,三九	一,八三三,三九	二,二七二,六三五	三七,二四一			一六,二六四				
鉄道	二〇,八一八,〇三三	二〇,八一八,〇三三	三,〇三七,七八三	三,〇三七,七八三	一,五〇一,七七一	五,〇〇三九			二〇,一六九				
小計	三五,一一一,二四一	三五,一一一,二四一	四,八六〇,一七二	四,八六〇,一七二	二,六二八,四三五	八七,二八〇			一八,四九〇				
總計	九六,七〇,四一六	九六,七〇,四一六	三五,二九,九九一	三五,二九,九九一	三〇,三六,七〇〇	二,二二〇,三三六	一,七〇,七四三,九九七	一,八五,三九六	一,一三,一七				

23年

7.4
8-6

裏面白紙

7.16
9.2

130部

昭和二十三年度公共事業費 2~4半期予算案 (單位)
 経本建設局 23.7.14

目	介	一	般	災	害	計	備	考
河川		1,262,234		2,333,848		3,596,082		
砂防		194,196				194,196		
農業		2,633,494		665,985		3,299,479		
山林		531,662		100,232		631,894		
水産		116,418		78,679		195,097		
道路		625,734				625,734		
港湾		924,130		133,310		1,057,440		
施設		292,065				292,065		
治安		1,395,430		20,865		1,416,295		
文教		1,313,455				1,313,455		
衛生		429,201				429,201		
都市		4,452,529		10,735		4,463,264		
厚生		17,982		7,995		25,977		
労働		175,259				175,259		
商業		5,274				5,274		
事務		119,000				119,000		
計		10,448,361		3,351,639		13,800,000		

裏面白紙

事業名	2040年		前年度	備	予
	一般	特別			
建設省					
河川改良費	700.134				700.134
河川調整費	9.200				9.200
中小河川改良補助	181.500				181.500
河川調整補助	4.600				4.600
災害防除施設補助	82.400				82.400
北海道(国費)河川事業補助	129.000				129.000
北海道地方河川事業補助	10.900				10.900
河川規制事業補助	19.100				19.100
土木事業用機械整備費	122.000				122.000
被災地域総合開発調査費	3.400				3.400
直轄河川災害復旧費		343.000			343.000
道府縣土木費補助		1.696.948			1.696.948
災害土木費補助		30.700			30.700
被災復旧費補助		30.200			30.200
北海道(国費)土木災害復旧費		99.000			99.000
北海道(国費)土木災害復旧費		134.000			134.000
北海道(国費)土木災害復旧費		2.333.848			2.333.848
合計	1.262.234				3.596.682
砂防					
直轄砂防事業費	35.200				35.200
道府縣砂防事業費	486				486
北海道(国費)砂防事業補助	92.010				92.010
北海道(国費)砂防事業補助	65.000				65.000
砂防調査費補助	1.500				1.500
合計	194.196				194.196
道路					

裏面白紙

(所事)	管業	地名	24年度管業予算額(万円)		備考
			一般の分	火災等の分	
直轄	国道	良助	173,108	173,108	
府	道	神	127,447	127,447	
石炭	石油	増進	45,028	45,028	
道	路	網	2,754	2,754	
北	道	査	239,571	239,571	
生	都	路	37,826	37,826	
合	市	建	625,734	625,734	
都	市	計			
土	区	画	232,862	232,862	
街	到	整	56,197	56,197	
町	水	路	25,568	25,568	
瓦		路	4,764	4,764	
飲	軌	新	1,637	1,637	
電	一	道	758	758	
水	水	備	8,444	8,444	
下		道	25,922	25,922	
連	水	道	7,060	7,060	
水	路	旧	11,408	11,408	
下	水	旧	3,818	3,818	
公	道	所	825	825	
火	場	旧	458	458	
公	空	北	15,640	15,640	
野	省	葬	100	100	
国	田	備	1,400	1,400	
都	火	(飯田)	3,326	3,326	
都	水	利	5,040	5,040	
特	地	下	8,100	8,100	

裏面白紙

(所 事)	管業 名)	24年度繰上事務費(7月~9月)		備 考
		一般の分	火災の分	
徴 南 合	収 地 盤 沈 下	10,000	10,725	10,000
性	身 完	414,529	10,725	425,252
性	復 成 事 業	826,455		826,455
	木 造	630,935		630,935
新 築	鉄 筋 コ ン クリ ート	124,226		124,226
取 除	コ ン クリ ート 破 壊	4,868		4,868
取 除	用 造	57,615		57,615
余 險	捨 性 定 夜 理 事 業	8,811		8,811
取 除	建 造 物 具 備 費	5,000		5,000
合	計	5,000		5,000
		836,455		836,455

裏面白紙

事業名	二四半期予算		備考
	一限	二限	
。 港			
其の一(行政庁)			
。 税			
税理廳々々合	5,400		5,400
税理廳々々分並	5,120		5,120
税計	2,250		2,250
東京地方経済安定局	2,700		2,700
仙台	1,350		1,350
人事委員会	6,900		6,900
経済企画廳	24,354		24,354
(小計)	(48,104)		(48,104)
。 大蔵省			
財務局及証券局	35,028		35,028
新設財務局三ヶ所	9,507		9,507
。 税務署四ヶ所	48,299		48,299
財務局地方部	1,800		1,800
財務局新潟地方部	954		954
税務署三ヶ所	450		450
税関廳	2,700		2,700
大蔵省貯水	1,080		1,080
(小計)	(99,598)		(99,598)
。 法務省			
法務廳本庁合	1,350		1,350
。 農林省			
農林省庁合	2,900		2,900
。 商工省			
商工本省庁合	2,520		2,520
東京商工局	3,960		3,960
四國	1,620		1,620
福岡	3,600		3,600
仙台	4,500		4,500
名古屋	940		940
商工省一般所営	450		450
(小計)	(17,390)		(17,390)
。 建設省			
建設局庁合	1,800		1,800
建設省建設部	720		720

(6)

裏面白紙

部	業名	二、四、五、月、予算		備考
		一、二、三、月、予算	(7-9) 計	
○ 労働	(小計)	(2,520)	(2,520)	
	地方労働基準局	5450	6450	
	地方労働基準監督署	2610	2610	
	公共職業安定所	2529	2529	
	公共労働安定所	1260	1260	
	(小計)	(12,879)	(12,879)	
	厚生省			
	厚生省庁舎	1800	1800	
	厚生省統計課庁舎	2370	2370	
	一級庁舎建設費	5000	5000	
○ 空知支庁	(小計)	(9170)	(9170)	
	空知支庁庁舎補助	2160	2160	
	(其の一合計)	196871	196881	
	其二(建設費)			
	建設費			
	建設費研究研究所	630	630	
	科学推進研究所	1235	1235	
	(小計)	(2,565)	(2,565)	
	大蔵省			
	蔵省試験場通稱工場	450	450	
○ 農林省	農畜衛生試験場	1170	1170	
	園藝試験場	1917	1917	
	家畜試験場宮崎支場	900	900	
	同育分場	540	540	
	昭拓研究所	1350	1350	
	農中試験場	1350	1350	
	水産試験場	810	810	
	動物試験場	4500	4500	
	馬産管理及検査場	10500	10500	
	(小計)	(23,337)	(23,337)	
○ 商工省	東京工業試験所調整工場	810	810	
	大阪工業試験所	900	900	
	坂田試験所	1980	1980	
	大阪工業試験所	810	810	

17)

裏面白紙

事業名	予算(7-9)		備考
	一限	計	
石炭高及同支局	11,700	11,700	
工賃据專所作業所 (小計)	1,170	1,170	
○運) 輸 省	(17,370)	(17,370)	
船船試験所試験室	360	360	
水路部在案所	495	495	
氣象台庁舎 (小計)	1,980	1,980	
(其の二合計)	(2,835)	(2,835)	
其の三(文藝部)	46,557	46,557	
文 部 省			
○ 附 属 省			
併置農業専門学校	1,800	1,800	
○ 農 林 省			
第二水産講習所	765	765	
○ 運 輸 省			
畑坂専門学院	1,350	1,350	
倉津河夏養成所 (小計)	495	495	
(1,845)	(1,845)	(1,845)	
(其の三合計)	4,410	4,410	
其の四(治安行政施設)			
○ 総 理 院			
國家地方警察	9900	9900	
消防研究所	8060	8060	
東京警区警察学校	9000	9000	
大阪及島仙台警区警察学校	22,900	22,900	
京都府山梨縣香川縣警察学校 (小計)	7868	7868	
(52,728)	(52,728)	(52,728)	
○ 法 務 省			
法務部 倉 庫	2880	2880	
○ 運 輸 省			
高等地方通運講習所	2315	2315	
道盆結屋、海上保安部 (小計)	1580	1580	
(3,895)	(3,895)	(3,895)	
(其の四合計)	59,503	59,503	
管 船 總 合 計	307,341	307,341	
建設省合計	3,640,487	3,640,487	
	2,344,513	5,985,060	

(8)

裏面白紙

(所 事)	管 業 名	行 名	2-4中期予算(7月~9月)		備 考
			一般の分	災害の分	
(運 送)	港				
	A. 港務事務、業務費		313,147		313,147
	1. 直轄港務整備費		224,637		224,637
	2. 臨時倉庫建設費		50,500		50,500
	3. 水業船舶修理費		35,500		35,500
	4. 港務調査研究費		2,510		2,510
	B. 港務事務費補助		220,305		220,305
	1. 重要港務補助		120,280		120,280
	2. 都府縣港務補助		80,453		80,453
	3. 水業船舶修理費補助		16,900		16,900
	4. 港務調査費補助		2,670		2,670
	C. 北海道港務事業費		14,900		14,900
	1. 港務整備費		85,120		85,120
	2. 水業船舶購入並修理費		29,420		29,420
	3. 港務調査費		360		360
	D. 農業施設関係港務事業補助		275,780		275,780
	直轄港務災害			18,130	18,130
	都府縣港務災害補助			109,230	109,230
	北海道港務災害			5,950	5,950
合	計		924,130	138,510	1,062,640
(法 務 部)	治安行政施設				
	戦災復旧		65,160		65,160
	災害復旧		10,260		10,260
	被災行政		17,910		17,910
	通利拘禁緩和		176,019		176,019
	法務庁倉庫修繕		12,006		12,006
	少年院施設		10,710		10,710
合	計		292,065		292,065
(文 部 省)	文教施設				
	1. 直轄学校其他戦災復旧		69,932		69,932
	2. 直轄学校其他物理災害整備		33,986		33,986
	災害復旧		2,637		2,637

裏面白紙

所 科 名	2-4 中期予算 (7月~9月)		備 考
	一般の分	災害の分	
風害復旧	8,885		8,883
飯用器物補修	5,341		5,341
寄宿舎整理	4,188		4,188
学芸進行整備	2,494		2,494
複接収要物補修	3,952		3,952
師範附属新制中学	8,491		8,491
3. 公立諸学校其他戦災復旧	39,656		39,056
大学	4,509		4,509
中学校	50,642		50,642
盲学校	2,877		2,877
図書館	1,028		1,028
4. 育嬰学校義務制	3,380		3,380
5. 大 三 / 刑	12,327,949		12,397,749
6. 体育運動場設置	2,105		2,105
7. C. I. F. 図書館	7,222		7,222
1. 公立中学校戦災復旧		5,596	5,596
2. 公立中学校風水害復旧		10,797	10,797
3. 公立諸学校日本水害復旧		2,445	2,445
4. 嚴島水害復旧		2,033	2,033
合 計	139,5480	20,865	1416,295
(農 林 省)			
農 業			
果 樹 開 拓	27,123,223		27,123,223
開 拓	963,504		963,504
干 入 種 施 設	318,921		318,921
農 用 機 械	333,651		333,651
開 拓 計 画	43,647		43,647
農 業 水 利	53,406		53,406
土 地 改 良	342,581		342,581
災害耕地復旧	578,590		578,590
合 計	2,653,494	665,985	665,985
山 林			
公有林野官庁造林	50,000		50,000
造林計画実施費補助	166,000		166,000
森林害虫防除施設費補助	43,000		43,000
治山事業費及補助	147,000		147,000

裏面白紙

所屬()	實業()	名	2-4 興利救災 (7月-9月)		備考
			一級分	二級分	
民有不用祀費補助			80,000	-	80,000
農地開墾民有林稅費補助			80,000	-	80,000
北滿道民有林開墾稅費補助			5,662	-	5,662
交響林道復舊			-	51,740	51,740
二十三年發生水害			-	46,940	46,940
二十三年發生水害			-	4,000	4,000
和歌山縣復災			-	1,000	1,000
災害荒蕪林地復舊			-	48,042	48,042
二十三年發生水害			-	42,542	42,542
二十三年發生水害			-	4,000	4,000
和歌山縣復災			-	500	500
地盤沉下対策河川不感旧事業			-	1459	1459
合			531,662	100,232	631,294
水					
浪濤修築補助			47,946	-	47,946
船溜設備補助			17,628	-	17,628
北海道浪濤修築			19,430	-	19,430
同			6510	-	6510
前			24,904	-	24,904
浪濤其他災害修築			-	74,679	74,679
前			-	4,000	4,000
合			116,418	78,679	195,097
營					
農業試驗場(北海道)			2,700	-	2,700
畜産部()			10,800	-	10,800
水產試驗場()			1,260	-	1,260
水產試驗場()			2,025	-	2,025
和歌山縣()			4,500	-	4,500
和歌山縣()			2,025	-	2,025
合			23,310	-	23,310
農林省合計			3,304,884	844,896	4,149,780
(勞働)					
勸業					
A. 失業志願事業			143,138	-	143,138
1. 都市失業志願事業			85,028	-	85,028
2. 香川県失業志願事業			58,110	-	58,110
B. 授産共同事業			32,121	-	32,121
合			175,259	-	175,259

(11)

裏面白紙

所(事業名)	事業名	2-4年度決算(7月-9月)	備考
厚生省)			
上下水道増修改良	10,530	-	10,530
上水	5,943	-	5,943
下水	4,587	-	4,587
横浜市水道拡張	5,462	-	5,462
国和重機	2,000	-	2,000
水道水害復旧	-	1,297	1,297
上下水道拡張復旧	-	4,093	4,093
上水	-	3,807	3,807
下水	-	266	266
上下水道地盤沈下復旧	-	2,625	2,625
上水	-	2,040	2,040
下水	-	585	585
合計	19,782	7,995	25,777
管			
保健所 拡充	22,450	-	22,450
国立食品衛生研究所	315	-	315
地方	540	-	540
公衆衛生 虎鷹舎	1,022	-	1,022
国立病院 泰泰所 至福	23,120	-	23,120
小児結核療養所	1,040	-	1,040
精神病院 建設	340	-	340
性病院 建設	3,468	-	3,468
海産病院 建設	15,111	-	15,111
細菌病院 建設	3,908	-	3,908
予防衛生 研究 所	1,226	-	1,226
国立救護 院	910	-	910
国立東京第一救護院	1,350	-	1,350
社会保険 所出張所	2,250	-	2,250
傳染病 院	3,600	-	3,600
児童福祉 施設	11,900	-	11,900
合計	97,050	-	97,050
住宅			
引揚 居住 宅	472,000	-	472,000
要項 為合計	591,832	7,995	599,827

所 (商)	管 工 工	業 名 省)	2-4 半 期 算 (7月-9月)		備 考
		常盤炭坑工業用水工事	5,274	5,274	
		合 計	5,274	5,274	
事	務	費	119,000	119,000	
総	計		104,274	104,274	13,800,000

(13)

裏面白紙

25

昭和22年度公共事業費地域別配分実績表

地域名	総額		一		災		害					
	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費				
北海道	1,608,187,984	799	1,059,345,018	10.64	1,434,237,937	11.33	1,227,624,400	14.91	173,950,147	233	131,820,618	2.41
東北	3,052,697,061	15.17	1,932,975,176	15.17	1,556,570,755	12.35	1,115,064,502	12.86	1,495,886,306	19.94	927,920,674	20.39
関東	3,406,490,270	16.95	2,232,078,119	17.50	2,417,659,642	17.54	1,479,621,182	18.06	1,188,820,628	15.87	752,456,937	16.51
北陸	1,504,410,897	6.70	798,416,164	6.24	781,468,286	6.17	453,384,028	5.54	562,942,611	7.51	245,052,136	7.58
中部	2,320,906,612	11.51	1,385,257,587	10.81	1,750,051,368	12.82	1,064,807,597	12.87	570,855,244	7.62	330,447,970	7.27
近畿	2,137,941,806	10.61	1,244,323,363	9.69	1,458,347,180	11.50	845,157,608	10.37	681,074,626	9.11	399,163,695	8.78
中国	2,427,370,942	12.02	1,463,141,358	11.41	1,240,352,367	9.79	745,057,650	9.07	1,187,010,575	15.85	718,133,708	15.75
四国	1,467,970,441	7.28	890,322,860	6.95	534,988,482	4.22	371,942,697	3.82	937,001,959	12.46	572,380,163	12.55
九州	2,377,787,010	11.77	1,484,984,602	11.59	1,680,709,621	13.20	1,087,204,227	13.20	697,077,389	9.31	397,780,375	8.76
計	20,145,783,023	100.00	12,790,844,227	100.00	12,655,135,638	100.00	8,215,687,951	100.00	7,490,647,385	100.00	4,575,156,276	100.00

裏面白紙

7.16
4~2
1

219

昭和二十二年度公共事業費各県配分の面積人口に対する比較表

府県名	面積 平方	人口	総額		報				災				害				
			金額	平方 対比	金額	平方 対比	補助	平方 対比	補助	平方 対比	補助	平方 対比	補助	平方 対比			
(北海道)	88,775.04	4,021,050	1,362,044,618	15,300	239	867,621,843	2800	15	362,602,157	4020	97	131,820,618	1480	33			
北海道	88,775.04	4,021,050	1,362,044,618	15,300	239	867,621,843	2800	15	362,602,157	4020	97	131,820,618	1480	33			
(東北)	16,711.21	8,765,519	1,734,079,653	28,800	220	511,583,286	7650	58	497,450,593	7440	57	117,536,290	1760	13	800,528,836	14950	92
青森	2,620.72	1,218,525	240,372,267	25,000	177	55,826,303			106,306,710			197,000			78,047,356		
岩手	15,235.31	1,274,203	304,169,767	20,000	235	72,510,746			70,045,008			4,212,000			137,401,815		
宮城	2,273.75	1,516,307	368,390,454	5,0700	231	139,322,512			85,394,315			26,345,400			117,328,227		
秋田	11,663.86	1,283,710	406,045,153	34900	317	46,655,153			64,414,518			20,345,000			244,639,482		
山形	9,325.76	1,346,492	310,458,075	32400	231	41,182,714			60,280,523			56,752,890			152,236,468		
福島	13,781.61	2,026,482	304,658,813	22,200	151	136,086,208			113,009,469			7,679,000			45,883,986		
(関東)	62,795.88	22,550,104	3,040,404,788	48,400	135	944,664,724	15,000	42	970,915,983	15,700	44	326,748,867	5,300	15	778,075,212	12,400	34
茨城	6,090.77	2,044,528	336,281,735	55,200	164	118,222,333			95,893,450			61,031,140			61,135,012		
栃木	6,436.57	1,552,860	210,207,377	32,600	135	25,083,167			46,515,402			37,113,560			78,495,268		
群馬	6,335.87	1,608,894	288,737,333	46,700	180	22,707,172			70,467,151			66,576,000			128,767,010		
埼玉	3,802.68	2,132,221	242,286,415	65,000	116	29,256,172			51,621,717			78,733,000			67,895,524		
千葉	5,012.07	2,140,511	172,117,930	38,300	90	71,778,083			86,295,545			23,863,505			7,762,777		
東京	2,144.80	5,412,871	751,632,467	350,000	140	389,860,052			249,878,038			22,259,397			82,634,768		
神奈川	2,352.81	2,312,551	242,561,106	103,000	105	108,767,074			112,235,864			4,293,266			18,064,882		
山梨	4,465.27	815,485	124,002,547	30,000	165	29,344,281			52,082,878						52,374,888		
新潟	12,528.05	2,435,451	351,226,813	28,100	184	78,986,258			119,907,386			10,658,977			141,674,170		
長野	13,626.13	3,077,682	285,346,853	21,000	138	69,239,610			105,816,550						110,290,693		
(中部)	32,560.87	10,549,257	1,351,494,283	36,100	218	302,255,014	8,000	29	650,415,776	17,200	61	39,272,162	1,370	4	357,759,831	9,560	34
三重	5,765.28	1,451,100	150,482,867	27,400	108	26,760,019			80,506,004			1574,666			49,440,180		

(1)

府県名	面積 方杆	人口	総額		直轄		補助		直轄		補助		方杆 対比	人口 対比
			金額	1方杆 対比	金額	1方杆 対比	金額	1方杆 対比	金額	1方杆 対比				
陸山	4,247.42	778,347	220,125,072	5,1800	220	27,123,613		75,506,000		1,350,000		14,770,771		
石川	4,192.92	941,772	163,428,465	38,700	173	22,847,214		62,701,033		3,689,666		74,670,552		
岐阜	10,474.70	1,524,812	177,406,407	15,200	117	28,830,700		72,932,428		16,119,717		41,523,520		
静岡	7,707.71	2,407,102	236,141,401	30,500	98	66,739,277		115,814,311		13,769,331		40,740,482		
愛知	5,081.14	3,226,116	372,013,047	72,400	122	127,756,147		222,344,512		2,767,282		39,151,066		
(近畿)	31,466.17	11,821,670	113,325,468	47,300	113	266,767,324	8,500	22	144,389,801	20,500	55	4,807,678	150	1
福井	4,264.48	733,374	88,473,325	20,600	120	10,793,921		52,643,336				25,056,168		
滋賀	4,050.98	872,775	120,706,722	27,600	137	57,371,037		42,821,078				20,708,535		
京都	4,621.20	1,284,753	127,444,447	27,500	71	37,120,584		62,553,616				27,770,207		
大阪	1,813.63	3,515,205	251,244,507	13,800	71	37,870,471		189,364,137		3,242,000		21,147,877		
兵庫	8,322.85	3,156,888	531,852,327	63,700	169	104,405,687		218,420,764		14,000		209,020,778		
奈良	3,608.60	738,677	442,66,649	12,000	57	6,510,338		25,767,510				11,788,801		
和歌山	4,244.88	779,982	168,591,747	35,500	171	13,069,234		54,619,428	20,500	65	1,555,678	77,347,777		
(中国)	21,677.17	6,898,177	1,463,141,358	48,900	219	277,704,952	8,500	42	367,366,542	11,600	55	7,962,666	450	2
鳥取	3,489.98	572,863	115,473,540	33,100	170	26,888,114		38,357,007				44,415,153		
島根	6,824.60	703,576	295,337,180	44,500	325	12,316,212		50,594,856				232,251,542		
岡山	2,044.48	1,650,285	263,910,133	32,800	159	95,464,845		34,654,480		1,200,000		82,780,208		
広島	8,436.52	2,045,723	406,494,432	48,300	200	63,821,787		114,185,868		2,772,000		225,714,577		
山口	6,921.1	1,505,532	381,725,673	62,800	253	81,218,124		39,761,651				220,745,918		
(四国)	18,772.04	4,150,724	890,641,741	47,500	212	104,643,812	5,000	25	213,278,885	11,400	51	12,204,002	500	2
徳島	4,143.22	867,290	117,714,577	28,300	135	17,555,319		47,571,775		539,340		51,728,163		
香川	4,853.73	934,123	109,272,507	58,700	117	33,034,405		48,155,385		609,410		27,473,307		
愛媛	5,647.27	1,481,106	221,235,791	39,800	147	25,571,466		68,737,360		970,100		125,756,965		
高知	2,103.62	866,385	442,419,046	62,000	570	28,482,622		48,314,765		10,085,252		355,536,907		

府県名	面積 方杆	人口	総額
(九州)	42,789.77	11,660,315	1,489,550,000
福岡	4,939.70	3,312,577	405,206,000
佐賀	2,997.03	734,236	170,634,000
長崎	4,075.78	1,565,558	112,601,000
熊本	7,437.75	1,778,058	191,829,000
大分	6,333.57	1,245,687	173,877,000
宮崎	7,238.85	1,052,283	235,246,000
鹿児島	9,103.81	1,766,514	179,828,000
全国計	390,440.17	86,216,896	12,863,450,000

1方村 に 対し	1人 に 対し	補 助	1方村 に 対し	1人 に 対し
		114,770,771		
		74,690,552		
		41,523,520		
		40,340,482		
		37,185,106		
150	1	444,837,865	13,150	35
		25,056,168		
		20,708,535		
		27,710,207		
		21,147,877		
		209,020,878		
		11,788,801		
		77,347,377		
450	2	806,107,378	25,500	120
		44,445,153		
		232,251,542		
		82,980,258		
		225,714,577		
		220,745,918		
500	2	560,475,242	30,000	134
		51,728,163		
		27,412,307		
		125,756,965		
		355,536,907		

府県名	面積 平方	人口	総額		道 轄		救 災		書								
			金額	1方村 に 対し	1人 に 対し	金額	1方村 に 対し	金額	1方村 に 対し	金額	1人 に 対し						
(九州)	42,787.97	11,660,075	1,488,550,023	35,400	128	548,543,357	13,000	47	546,036,607	13,000	77	11,668,672	300	1	382,558,114	8,100	33
福岡	8,937.70	3,312,577	405,206,157	82,300	123	145,296,431			123,613,577			4,096,666			122,745,085		
佐賀	2,947.03	736,336	170,674,795	69,500	182	102,201,279			46,387,378						22,046,118		
長崎	4,075.98	1,565,558	112,621,540	27,700	72	37,261,465			66,603,025						8,762,110		
熊本	7,437.75	1,778,658	191,829,382	25,600	107	101,802,165			66,335,406						23,691,811		
大分	6,333.87	1,245,687	173,477,520	27,300	137	48,268,455			52,314,170			130,000			72,714,875		
宮崎	7,238.85	1,052,483	235,246,886	30,500	224	49,111,272			84,617,010			7,278,666			74,237,948		
鹿児島	9,103.81	1,766,514	179,828,832	21,700	113	64,652,332			76,905,033			113,300			38,358,167		
全国計	390,440.17	86,216,876	12,863,452,23	329,000	161	3,825,834,474	10,100	47	4,276,070,576	12,400	57	65,402,147	600	44	440,755,496	10,500	51

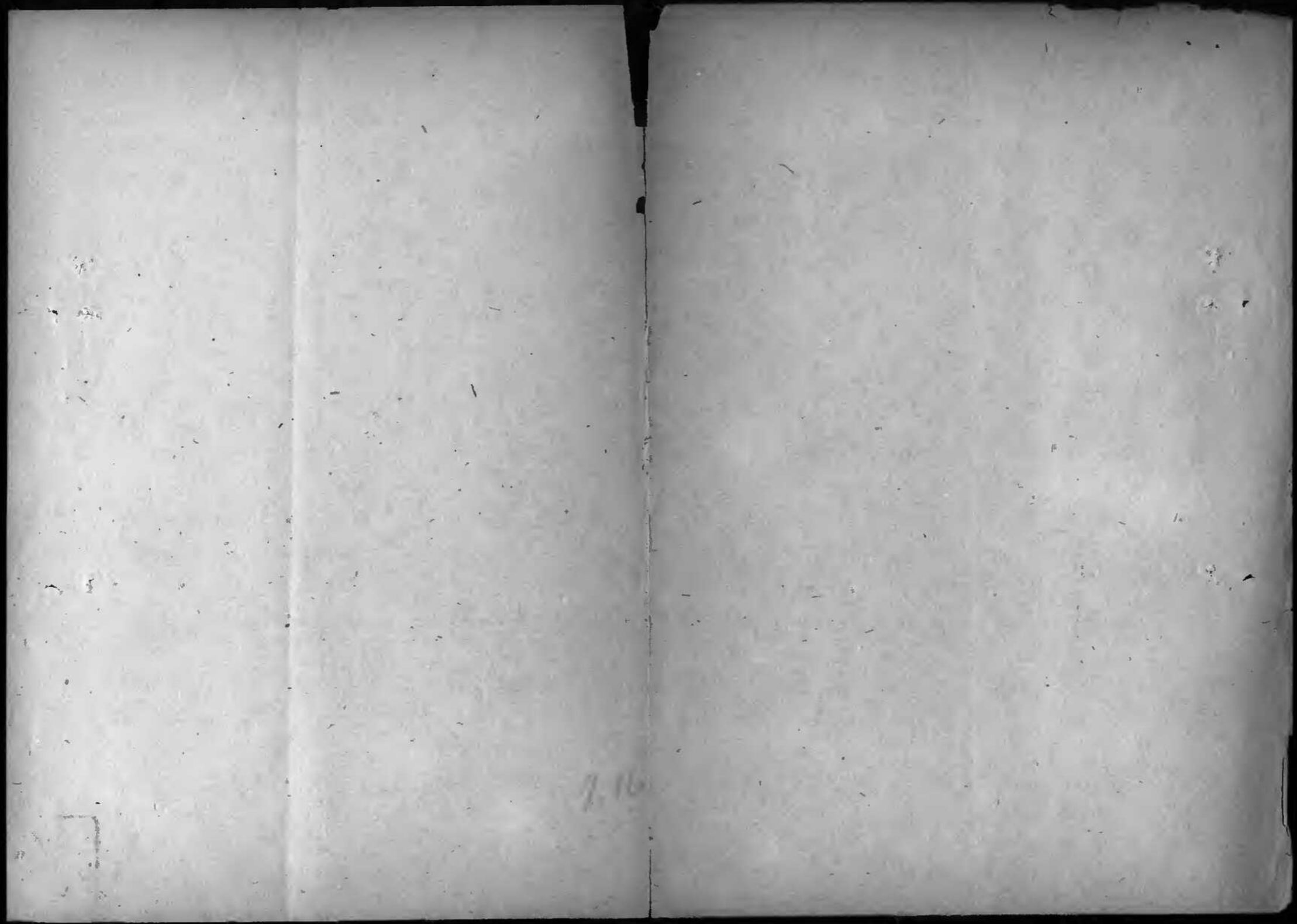
(3)

8.5.
9.2
V

昭和22年度公共事業費地域別配分の面積人口率比較表

地域名	面積 方軒	人口 人	総 額			一 般			貸 借		
			金 額	1方軒 に對し	1人 に對し	金 額	1方軒 に對し	1人 に對し	金 額	1方軒 に對し	1人 に對し
北海道	88,775	4,021,750	1,359,345,018	15,300	338	1,227,524,400	13,820	305	131,820,618	1,480	33
東北	66,912	8,765,519	1,932,975,176	28,800	220	1,005,054,502	14,970	114	927,920,674	13,830	106
関東	32,227	17,219,486	2,232,078,119	69,200	130	1,479,621,182	45,700	86	752,456,937	23,500	44
北陸	25,291	5,108,946	798,416,164	31,600	156	453,364,028	17,900	89	345,052,136	13,700	67
中部	47,203	11,504,297	1,385,257,567	29,350	120	1,054,809,597	22,300	91	330,447,970	7,050	29
近畿	27,201	11,088,300	1,244,323,863	45,750	103	845,159,668	31,000	76	399,163,695	14,750	27
中国	31,679	6,104,179	1,463,141,358	46,300	240	745,007,650	23,500	122	718,133,708	22,800	118
四国	18,773	4,150,704	890,322,860	47,500	215	317,942,697	16,900	76	572,380,163	30,600	139
九州	42,080	11,660,215	1,484,984,602	34,300	127	1,087,204,227	20,850	93	397,780,375	13,450	34
計	380,141	79,622,896	12,790,804,227	33,600	161	8,215,687,951	21,600	102	4,675,156,276	12,000	58

7.16
9~2
✓



昭和23年度第4公債事業用主要資材需要額

概不建築 207.20

分類別	資材名	銅	鉄 (t)	セメント (t)	木材 (m ³)	二次製品 (t)	電線 (t)
河	運	1235.2	139.2	11500	34.2	100.2	41
農	業	1345	375	10625	180	127.2	116
林	業	40.2	-	4078	4.2	44	1
水	産業	32.2	-	3000	37.2	96	15
建	築	716.2	112.2	13350	250	1392.2	138.2
河川	河川	305.2	18	7051	100	645	16.2
	砂防	30.2	-	7835.2	10	41	-
	灌漑	26.2	16.2	3550	27.2	37	9
	上下水道	148.2	53	1000	32	39	-
	計	253.2	16.2	2477.2	32.2	145.2	6
	土木	300	125	-	-	-	-
	災害	742.2	50	10000	166	986	8
小計	1877	279	33908	339	1995.2	39.2	
文化厚生施設	文部省	361.2	157	8250	504	476	120
	厚生省	24.2	8.2	563.2	28.2	342.2	11
	労働省	4.2	-	11.2	2.2	1.2	-
小計	390	165.2	7325.2	535.2	819.2	131	

725
11927

裏面白紙

分類別	費目名	紙	鉄	鉛	木	二次費用	電
		紙	鉄 (2)	鉛 (2)	木 (10)	(15)	(10)
官 公 商	法務庁	201.5	45	2,100	146.5	26.5	22.5
	建設省	61.5	10	905.5	44	108.5	8.5
	農商部印刷所	44.5	7.5	1,039.5	37	115.5	6.5
	農林省	—	—	—	—	—	—
小計	307.5	62.5	4,045.5	227.5	245	37.5	
計	5,784.5	1,078	10,485.5	2,111.5	5,820.2	505.5	
	運送						
	通信						
	経費	780	622.5	1,297	51.5	77.5	28
	印刷費	17	—	902	2.5	55	—
	印刷費本	20	70	89.5	6.5	38.5	5
	差帯局	7.5	6.2	65	1.5	0.5	0.1
	計						
	合計						

(2)

224

裏面白紙

No 12. 23. 7. 22

経本第一。四六号

昭和二十三年七月二十二日

経済安定本部建設局長

殿

公共事業の認証に關する件

一、本年三月公共衛生福祉部のサムス少將が各県代表者及び各県軍政部代表者と東京に召集し各県に一ヶ所宛の模範的保健所を速かに設置し原則としては七月一日より遅くとも夏中には兩所する様指示せられた。各県は之に基き工事を開始し七月一日に兩所し得る状態に在るものが約十ヶ所ある。

本件は最近に至ると経済安定本部に於て全然南知しなかつたのであるが年向予算作成に当り厚生省よりおの経緯を聞き年度予算に含めることとし司令部財政課に説明は赴いたところ本件は

(1) 公共事業は経済安定本部の認証なしには開始しなれど及び

(2) 本年四月乃至六月は暫定予算期間中であり暫定予算には新規事業を含まない。

という面談決定に違反することを指摘せられ日本政府より今回の経緯詳細を記入した正式書面を司令部に提出する様命ぜられた。

23
722
9-2

225

司令部経済科学局は公共衛生福祉部に対し、爾今公共事業が経済安定本部の認証なしに
県庁等の独自の判断によつて開始される場合には経済安定本部をして当該公共事業の認
証を拒否することあるべき旨正式書面で通知した由である。

二、最近数府県に於てCIE図書館の日本側移管に伴い建物の新設修繕を当該軍政部より
指示せられ山台及び札幌に於てはすでに工事を完了している。本件も経済安定本部の認
証を経ずして行われたものであり司令部経済科学局より民間情報教育部に対し前記一と
同趣旨の正式書面が送られた由である。

三、公共事業は経済安定本部の認証なしに開始せざるべき旨を経済安定本部より関係各省
に対し本年一月正式通牒あり、此の点は右通牒後昭和二十二年度の六三制学校官舎に
關連して司令部財政課より特に注意を喚起せられたところであるが今回前記一、二の向
題に鑑み斯ることの再び起らない様経済安定本部に対し更に嚴重注意があつた。
依つて今后斯かる事件が再び発生した時は安定本部としては該事業に対して認承を許し
得ない場合があるから御注意願度い。

四、各省に於かれても右の趣旨を末端機関まで徹底せられ、今後反りに軍政部より県庁等
に対し指示があつた場合には経済安定本部の事前認証が必要なる事を充分説明せられると
共に経済安定本部に対して至急事情を報告されたい。

226

4
53
110
142
探

23年
810
923

復旧建設改訂計画

(1948. 7. 28)

農林省 開拓局案

裏面白紙

舊建築改訂計劃

第一表 建築量表 (1)

棟林省加拓為
23. 28.

種 類 名	23	24	25	26	27	28	計
內 地	68,893	117,800	133,000	143,300	147,800	173,600	784,393
大規模園藝	4,9304	8,4800	8,8000	8,5300	8,5800	9,1100	481,304
大規模	1,550	5,800	8000	8300	8800	10,100	42,550
小規模	27,754	46,000	56,000	37,000	37,000	34,000	231,754
北落基	20,000	30,000	36,000	40,000	40,000	47,000	207,000
大規模	1,9589	36,000	45,000	58,000	62,000	8,2500	303,089
小規模	17,089	26,000	35,000	38,000	43,000	58,000	216,089
住宅群建設	2,500	10,000	10,000	20,000	20,000	24,500	87,000
住宅 (1)	15,659	40,000	40,000	41,000	52,432	43,925	233,016

種 類 名	23	24	25	26	27	28	計
兵馬作業計	300 棟	800 棟	800 棟	900 棟	1,100 棟	1,000 棟	4,900 棟
用水施設	3 棟	170 棟	170 棟	220 棟	220 棟	170 棟	953 棟
小規模	97 棟	150 棟	200 棟	220 棟	180 棟	190 棟	1,037 棟
診療所	— 棟	80 棟	80 棟	90 棟	110 棟	100 棟	460 棟
内 地	(1)	1,637	30,000	39,000	30,000	40,000	165,562
	(2)	250	600	600	600	800	3450
	(3)		150	150	200	200	850
	(4)	66	100	150	170	130	706
	(5)		60	60	60	80	320
(1)	4,022	19,000	19,000	11,000	12,432	20,000	67,454
(2)	50	200	200	300	300	400	1,450
(3)	3	20	20	20	20	20	103

年度	種別	23	24	25	26	27	28	計
44	31	50	50	50	50	50	100	331
(57)	—	20	20	20	30	30	40	140
开拓	29,500	4,725	6,077	15,000	24,000	25,000	25,000	181,575
着工	1,373	3,099	6,077	9,255	11,791	17,444	17,444	49,039
竣工	4,215	14,060	15,330	16,633	13,500	14,500	781,954	781,954
水利	19,135	552,000	460,000	600,000	600,000	600,000	600,000	3,006,356
土地	700,000	1,000,000	1,000,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	7,200,000
内	160,000	470,000	380,000	500,000	500,000	500,000	500,000	2,510,000
北	700,000	1,000,000	1,000,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	7,200,000
区	36,356	80,000	80,000	100,000	100,000	100,000	100,000	496,356
整理	4,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	2,004,000
計								

表二 資材表 (1) 鋼材

年度	種別	23	24	25	26	27	28	計
計	1,104	1,915	2,132	1,948	2,035	2,068	1,1202	
指定等	802	2,173	2,287	2,421	2,847	2,425	12,977	
干拓	1,238	4,176	4,535	9,940	8,872	12,025	43,726	
農業水利	3,808	12,437	13,124	13,489	10,121	11,245	64,524	
土地改良	2,500	4,700	4,000	5,100	6,400	5,400	27,400	
区画整理	—	400	400	400	400	400	2,000	
計	9,452	26,217	29,878	34,424	30,141	34,084	164,221	

(2) 世 々 々 々

種 類 名	23	24	25	26	27	28	計
前 住 宅 等 規 劃	7,320	14,573	21,891	20,302	19,963	20,123	1,071,172
干 塚 系 水 利 規 劃	4,423	11,350	12,100	13,460	14,422	12,501	68,456
干 塚 系 水 利 規 劃	12,000	32,000	36,000	33,000	35,000	47,000	195,000
干 塚 系 水 利 規 劃	35,000	111,000	179,000	126,000	96,000	106,000	593,000
干 塚 系 水 利 規 劃	31,000	19,000	52,000	77,000	77,000	77,000	387,000
干 塚 系 水 利 規 劃	1,000	64,000	64,000	64,000	64,000	64,000	321,000
計	94,743	302,923	310,991	333,762	306,585	326,624	1,671,628

(5)

(3) 水 林

種 類 名	23	24	25	26	27	28	計
前 住 宅 等 規 劃	192,000	265,000	285,000	219,000	219,000	203,000	1,383,000
干 塚 系 水 利 規 劃	741,000	2,192,000	2,212,000	2,291,000	2,876,000	2,428,000	12,740,000
干 塚 系 水 利 規 劃	61,000	179,000	253,000	267,000	285,000	386,000	1,431,000
干 塚 系 水 利 規 劃	92,000	286,000	307,000	332,000	255,000	283,000	1,557,000
干 塚 系 水 利 規 劃	250,000	514,000	444,000	584,000	587,000	587,000	2,969,000
干 塚 系 水 利 規 劃	1,000	52,000	52,000	52,000	52,000	52,000	261,000
計	1,337,000	3,488,000	3,565,000	3,748,000	4,274,000	3,938,000	20,341,000

(3)

第三表 資金表 (1)

項 目 名	23	24	25	26	27	28	計
雨 田 支 出	385,540.4 千円	11,593,370 千円	13,369,799 千円	1,033,591 千円	12,151,731 千円	3,241,319 千円	6,694,314 千円
郡 道 村 原 費	261,931.4	6,340,051	9,791,158	8,611,201	8,783,254	9,888,703	48,231,681
市 町 村 費	—	—	—	—	—	—	—
支 出 の 他	1,233,590	3,255,519	3,576,641	3,122,390	3,168,497	3,382,616	17,911,933
注 定 賦 進 債	120,902.7	8,229,200	8,314,260	8,644,200	10,767,600	9,801,700	46,465,927
雨 田 支 出	994,753	4,599,200	4,664,200	6,964,200	8,594,640	7,625,045	37,402,068
郡 道 村 原 費	—	—	—	—	—	—	—
市 町 村 費	—	—	—	—	—	—	—
支 出 の 他	234,274	165,000	165,000	1,680,000	2,172,960	1,676,625	9,063,859

項 目 名	23	24	25	26	27	28	計
干 田 支 出	885,863	3,294,447	4,423,157	5,595,222	4,517,399	7,289,590	27,935,678
郡 道 村 原 費	494,881	3,096,249	4,053,000	8,010,523	5,831,855	6,322,149	25,110,567
市 町 村 費	—	—	—	—	—	—	—
支 出 の 他	439,82	198,198	370,157	564,699	685,544	967,441	2,824,921

(2)

項 目 名	23	24	25	26	27	28	計
雨 田 支 出	1,242,955 千円	4,363,480 千円	6,992,200 千円	7,452,050 千円	5,788,800 千円	4,432,000 千円	34,181,485 千円
郡 道 村 原 費	85,631.7	4,677,180	4,963,900	5,246,042	3,898,800	4,332,000	23,924,239
市 町 村 費	17,012.1	741,972	862,852	970,644	881,500	924,000	4,491,189
支 出 の 他	216,517	944,328	1,085,448	1,235,364	1,058,400	1,176,000	5,916,059

課 名	23	24	25	26	27	28	計
土 地 費	3,206,244	20,561,705	17,499,415	22,815,155	22,815,155	22,815,155	109,712,829
區 費	1,608,593	9,901,557	8,533,437	11,031,125	11,031,125	11,031,125	
郡 道 新 築 費	—	—	—	—	—	—	
市 町 村 貯 費	—	—	—	—	—	—	
其 他	4,597,651	10,660,148	8,965,998	11,034,030	11,734,030	11,734,030	56,425,867
區 區 整 理	751,000	14,732,800	14,643,600	14,643,600	14,643,600	14,643,600	73,969,000
1 區 費	436,000	6,807,748	6,807,748	6,807,748	6,807,748	6,807,748	34,474,740
郡 道 新 築 費	—	—	—	—	—	—	
市 町 村 貯 費	—	—	—	—	—	—	
其 他	315,000	8,335,852	7,835,852	7,835,852	7,835,852	7,835,852	39,494,260

課 金 表 (3)

課 名	28	24	25	26	27	28	計
合 計	11,100,413	44,684,002	65,150,371	70,863,878	72,684,285	73,072,336	358,208,233
區 費	7,284,858	39,401,985	40,873,443	43,720,839	45,197,422	46,056,800	222,475,347
郡 道 新 築 費	170,121	744,972	852,852	970,644	831,600	924,000	4,491,189
市 町 村 貯 費	—	—	—	—	—	—	
其 他	3,645,514	24,537,045	23,484,076	26,172,385	26,655,263	26,942,564	131,244,797

第四表 貯蓄表 (延入面)

種 類 名	23	24	25	26	27	28	計
南 洋 植 樹 地 區 計	368,700	62,244	69,345	69,424	70,509	78,993	386,395
干 菓 土 區 計	2,171	5,444	5,519	5,736	7,147	6,125	32,162
水 利 地 區 計	23,426	55,666	95,222	118,544	141,511	148,911	623,511
整 理 地 區 計	680	84,660	70,909	92,418	92,818	92,718	456,643
計	71,244	243,051	242,356	268,262	268,467	284,387	1,374,764

参考表 1 小 冊 經 融 資 所 要 額 調

年 度	23	24	25	26	27	28	計
内 地 道 計	433,450	7,532,960	2,632,960	3,799,440	3,999,440	4,685,976	17,982,196
北 海 道 計	—	406,020	406,020	665,930	665,930	1,190,992	3,334,892
計	433,450	7,938,980	2,938,980	4,465,370	4,665,370	5,876,968	21,317,088

說明 (1) 増及用途中融資に上り実施寸名面積

年 度	23	24	25	26	27	28	計
内 地 道 計	10,000	20,000	20,000	30,000	30,000	30,000	140,000
北 海 道 計	—	95,000	95,000	17,500	17,500	22,000	420,000
計	10,000	27,500	27,500	47,500	47,500	59,000	219,000

(2) 融 資 費 率 の 二 割

参考表 2 増資者金取引金額

年	23	24	25	26	27	28	計
内地	2,003,720 千円	2,984,070 千円	2,639,870 千円	3,109,060 千円	3,410,740 千円	2,125,631 千円	16,273,031 千円
北海道	408,000	1,015,550	1,122,500	1,280,000	1,280,000	208,000	7,186,050
計	2,411,720	3,999,520	3,762,370	4,389,060	4,690,740	4,205,631	23,459,081

備考

24年度以下増資額金として下記の通り増資者金取引額を以て
送付願する。

入植地年度 一六番 80,000円
 " 二年度 27,000円
 " 三年度 21,000円

参考表 3 増資見込量表 (単位千円)

年	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
前	1,774	2,448	3,150	4,071	5,094	6,112	6,703	7,537	7,891	7,891
増	1,707	2317	2,876	3,496	4,188	5,115	5,664	6,415	6,769	7,002
計	69	1,81	274	5,81	926	997	1,039	1,122	1,122	1,122
土地改良	408	1,810	3,384	5,181	6,994	8,820	9,256	9,256	8,268	9,268
農林水利	100	431	841	1,290	1,671	2,065	2,154	2,154	2,154	2,154
土地改良	308	1,379	2,543	3,891	5,323	6,755	7,102	7,102	7,102	7,102
計	2,182	4,258	6,834	9,258	13,088	14,982	16,959	16,959	17,147	17,381

備考

1. 年度別会計年度とする。
2. 増資額は23～28年の事業年度に於ける累計(但し前年度)とし、実際発生額の等なる年度にこれを計上し、

開墾計画

開拓計画の開拓局案と第一次試案の比較

	第一次試案						案 (A)		開拓計画							
	内地			北海道			計		計		第一次試案 (A)		開拓局改訂案 (B)		増減 (B)-(A)	
	大南墾	小南墾	計	大南墾	小南墾	計	大南墾	小南墾	計	着工	竣工	着工	竣工	着工	竣工	
昭和 20年	13,401	51,264	64,665	-	3,500	3,500	13,401	54,764	68,165	昭和 21年	10,888	-	-	-	-	-
21	33,808	87,803	121,611	24,678	7,185	31,863	58,481	94,988	153,474	22	20,456	-	-	-	-	
22	80,000	20,000	100,000	41,000	10,000	51,000	121,000	30,000	151,000	23	8,656	112	2,950	1,973	△ 5,706	⊕ 1,761
23	119,000	40,000	159,000	59,000	10,000	69,000	178,000	50,000	228,000	24	5,000	2812	4,725	3,099	△ 275	⊕ 287
24	114,000	45,000	159,000	60,000	10,000	70,000	174,000	55,000	229,000	25	5,000	6,171	7,000	6,077	⊕ 2,000	△ 94
25	68,000	55,000	123,000	60,000	10,000	70,000	128,000	65,000	193,000	26	-	3,371	15,000	9,255	⊕ 15,000	⊕ 5,884
26	81,791	40,933	122,724	70,000	10,000	80,000	151,791	50,933	202,724	27	-	5,805	24,500	11,791	⊕ 24,000	⊕ 9,420
27										28	-	-	25,000	17,444	⊕ 25,000	⊕ 17,444
28										計	50,000	18,297	78,675	49,039	-	-

	開拓局改訂案						(B)		増減 (B)-(A)			
	内地			北海道			計		全 国			
	大南墾	小南墾	計	大南墾	小南墾	計	大南墾	小南墾	計	大南墾	小南墾	計
昭和 20年	12,951	52,698	65,649	-	3,500	3,500	12,951	56,198	69,149	△ 450	⊕ 1,434	⊕ 984
21	35,467	83,988	119,455	24,678	7,185	31,863	60,145	91,173	151,318	⊕ 1,659	△ 3,815	△ 2,156
22	20,635	18,994	39,629	18,232	11,501	29,733	38,847	30,495	69,362	△ 82,133	⊕ 495	△ 51,638
23	29,304	20,000	49,304	17,089	2,500	19,589	46,303	22,500	68,893	△ 131,607	△ 27,500	△ 159,107
24	51,800	30,000	81,800	26,000	10,000	36,000	77,800	40,000	117,800	△ 96,200	△ 15,000	△ 111,200
25	58,000	30,000	88,000	35,000	10,000	45,000	93,000	40,000	133,000	△ 35,000	△ 25,000	△ 60,000
26	45,300	40,000	85,300	38,000	20,000	58,000	83,300	60,000	143,300	△ 68,491	⊕ 9,067	△ 59,424
27	45,800	40,000	85,800	42,000	20,000	62,000	87,800	60,000	147,800			
28	54,100	40,000	94,100	58,000	24,500	82,500	109,100	64,500	173,600			

54 (印) 50部 11日 原1

裏面白紙



39

経本第一二七八号

昭和二十三年八月十八日

殿

経済安定本部総務長官

10-25
10-4

235

公共事業直備労働者標準賃金改正について

公共事業直備労働者の標準賃金は、今般昭和二十三年八月十八日労働省告示第二十九号によつて昭和二十二年十二月二十七日労働省告示第八号の一部が改正されたので、これに伴ひ昭和二十二年十二月二十七日経本第一一八号の別紙「公共事業直備労働者標準賃金率則」本文の一部及び別表五別紙のよりに改正した。

記

- 一 従前の公共事業直備労働者に対する日給額の決定方法は従来その額を全く同様である。
- 二 今回の最高及び最低の日給表には土木建築業における取扱はすべて網羅されている。従つて従来前道府縣労働基準局長が決定した土木建築業における標準賃金はすべて今回の最高及び最低日給額表に照らされ、同様に改正されたのである。このことは送達運送業におけるウオツテマン制についても同様である。
- 三 今回の最高及び最低の日給表に照らされ、いかなる取扱いについても先づ前道府縣労働基

率局長が当該取業に對する公共事業直轄労働者の日給額を決定又は改正しなければならぬ。

四、前項労働者基本率局長が三つによつて決定又は改正した日給額については、すべて一、取種別賃金の決定又は改正の場合に準じて措置するものとする。

別 紙

準則一月至五中、日給額を基本日給額として一級取種別賃金をとして一級取種別賃金の基本額として改める。

準則五(1)中「一箇五〇ロロ以上」の重畳物を取扱う危険作業として一箇五〇ロロ以上の重畳物を取扱う危険作業又は着しい長大物を取扱う作業を特に危険を伴うものとして改める。

準則大中「標準日給額」を「標準基本日給額」と改める。

別表次のように改正する。

補 后

- 一、各区域は次の通りである。
- 1) 埼玉縣甲地区
川口市、浦和市、大宮市、北足立郡森戸町及び朝霞町並びに入向郡所沢及び豊岡町
- 2) 埼玉縣乙地区
甲地区以外の地域とする。
- 3) 千葉縣甲地区
松戸市、市川市、船橋市、千葉市、木更津市、並びに東葛飾郡我孫子町、柏町、堀
- 4) 千葉縣乙地区
野村、行徳町、南行徳町及び浦安町

- 甲地区以外の地域とす。
- 茨城甲地区
- 名古屋市及び東春日井郡小牧所
- 茨城乙地区
- 甲地区以外の地域とす。
- 滋賀甲地区
- 大津市
- 滋賀乙地区
- 甲地区以外の地域とす。
- 京都府甲地区
- 京都府乙地区 久世郡大久保村及び相楽郡川面村
- 京都府乙地区
- 甲地区以外の地域とす。
- 兵庫縣甲地区
- 伊丹市 尼ヶ崎市 西宮市 芦屋市 神戸市 明石市 川辺郡川西町 長尾村及び小浜村 武庫郡鳴尾村 良本村 木山村 木庄村 住吉村 御影町及び夙務町並びに明石郡大久保町 及び夙住村
- 兵庫縣乙地区

- 姫路市 加古郡 印南郡並びに飾磨郡八木村 糸引村 四ツ倉村 御園野村及び花田村
- 兵庫縣丙地区
- 甲乙地区以外の地域とす。
- 奈良縣甲地区
- 奈良縣乙地区
- 奈良縣乙地区
- 甲地区以外の地域とす。
- 和歌山縣甲地区
- 和歌山市 海南市 琴草郡
- 和歌山縣乙地区
- 甲地区以外の地域とす。
- 広島縣甲地区
- 広島市 吳市 並びに安芸郡大屋村 坂村 矢野村 沼田町 船越町 府中町 及び江田島村
- 山口縣甲地区
- 下関市
- 山口縣乙地区

甲地区以外・垣城上

39 (39) 100部
30日
原3

昭和二十三年八月二十八日

港湾整備計画策定方針案

及航路標識整備計画策定方針案

海運小委員会港湾分科会

裏面白紙

831
10-4

240

一般方針

前期に於ては外國貿易物資、國內重要物資輸送の要請に基く港湾施設の整備を主とし、その他必要に基く港湾施設整備は従とし、それらに必要を復旧、維持、最小限の修築、改良を行う。倉庫、荷役設備に於ても重要港湾の整備に重点を置く。後期に於ては東洋市場の中継港としての重要港湾の整備及び民生安定のための地方港湾の整備を併行させ、海運の基盤である港湾施設の修築、改良を行う。倉庫の近代構築、荷役設備の機械化を積極的に行うものとする。

一 港湾

(1) 外國貿易港湾

各年度の外國貿易取扱量をまかなうに必要な施設復旧整備に重点を置き、東京、神戶港の一部進駐軍接收施設付返還されたいものとする。

(2) 重要物資輸送の要請に基く港湾

沖荷役を岸荷役化し、人力荷役を機械荷役にし、搬貨物の荷役態勢を強化する。産業施設の整備は二十四五年の間に大部分完了するものとする。

(3) 生活必需品輸送の要請に基く港湾

前期に於ても輸送要請に應じうる最小限の事業量は確保するものとする。
(4) 其の他の要請に基く港湾
港湾施設の面より輸送計画に支障のない様に整備を行うものとする。

二 倉庫

普通倉庫に於ては、前期には、被災復旧に重点を置き、新設の場合は水道、鉄筋コンクリート造を主とし、後期に於ては主として新設、改良を行う。近代化し、出来る限り鉄筋コンクリート造とする。冷蔵倉庫はその性質上、前期より鉄筋コンクリート造とする。前進駐軍接收建物は返還されたいものとする。

三 港湾荷役

船について、被災その他により破損せるものの特別修理は前期に完了する。新造の場合は木造とする。東船については前期は修理に重点を置く。新造する場合は鋼船、焼玉機肉とする。荷役設備の機械化は搬貨物の重点を置き、維持、近代化についても出来る限り行うものとする。

四 資材資金対策

本計画実施に必要な資材、資金は國內的に処理出来るものとし、労務者及び労働物資は確保しうるものとする。

航路標識整備計画策定方針案

一般方針

前期に於ては概ね船舶航路標識及び既設標識の整備に重点を置き、国内重要物資輸送航路を確保し、後期に於ては漸次増加して来る本船の航路標識の整備及び設備の近代化を行い航路の安全を期するものとする。

一 災害復旧

前期に完了するものとする。

二 概ね船舶航路標識

重要物資輸送航路については前期に整備し、後期に於ては漸次全航路に及ぶものとする。

三 本船航路標識

航海上少くとも二つの灯台により本船の位置を知る必要があるため、重要航路より、この整備を行うものとする。

四 灯器の改良

近くに電力線のある箇所では電化を行うが、それは前期に完了する。既に電化灯台に於ては二十四年度に専用線の架設を行い停電を防止し、その他の灯器の近代化は漸次行うものとする。

五 浮標設置

揚海水路及び汽船に對し浮標を設置する。航路及び港灣の要設標識箇所の設置は前期に完了するものとする。

六 無線標識

航路無線方位信号所の整備は前期に行い、新設は二十五年度より行うものとする。

7.6
9-7

243

昭和二十三年度公共事業費 3/4 中期予算案

(単位 千円)

経本 建設局 2391

区分	種	別	計	備	考
河川	1080,000	1980,813	3,060,813		
防	152,056	10,000	162,056		
費	2,005,505	793,466	2,798,971		
山	466,371	168,469	634,840		
水	98,381	55,815	154,196		
灌	812,419	14,000	826,419		
池	222,951	143,818	366,769		
坂		48,908	48,908		
文	1762,403	131,309	1,893,712		
治安行政施設	260,543	2,800	263,343		
住	953,815	135,500	1,089,315		
修	496,542	87,000	583,542		

区	分	一	二	三	計	備	考
新	計	384,586	34,725	415,291			
当	助	198,144		198,144			
庫	生	24,023	13,354	37,377			
商	工	5,769		5,769			
新	助	119,000		119,000			
計		946,348	304,829	1,307,917			

一、總 括 昭和二十三年度公共事業費 3/4 年額計算表
(單位 千円)

経本 建設局 229.1

所	種	3/4 年額	3/4 年額	上	備	考
(區)	(種)	(千円)	(千円)	(千円)	(備)	(考)
1	(建設費)	435,856	344,873	5,914,829		
	河川	124,415,079	30,644,873	5,914,829		
	防	530,733	162,056	246,787		
	道	1,955,058	622,419	845,814		
	都	1,378,596	415,291	614,115		
	市	2,618,850	1,089,155	1,047,425		
	住	385,083	448,819	431,845		
	宅	17,653,499	5,798,513	9,100,815		
	計					
2	(運賃)					
	港	3,198,132	996,765	1,315,823		
	航	40,394	44,904	20,130		
	計	3,238,426	1,041,669	1,335,953		

町 (課)	課名 (種)	435億課	5/4中野計算課	上中野 地盤課	備	考
3	(大) 文政加配 (課)	5,785,230	1,594,372	2,174,908		
4	(法) 治安刑罰施設 (課)	806,489	268,343	355,397		
5	(警) 警備 (課)	10,144,589	2,799,031	5,224,517		
	山 水	1,916,322	634,840	949,530		
	警備	545,551	152,196	271,674		
	計	572,650	233,993	349,244		
6	(警) 警備 (課)	12,684,092	3,607,460	6,480,645		
	警備	192,464	198,144	226,207		
7	(厚) 厚生 (課)	89,114	34,377	38,360		
	警備	315,439	114,330	124,390		
	計	472,000	-	472,000		

町	課名 (種)	435億課	5/4中野計算課	上中野 地盤課	備	考
8	(商) 商工 (課)	881,553	144,707	634,750		
	商工	13,674	5,769	7,905		
9	予備費	1,358,000	-	-		
10	基本費	458,579	118,000	224,613		
11	合計	43,517,000	13,072,917	24,651,993		

省	河川名	第3.4年期予算	上年明認繰上額	備考
茨城県	河川改良費補助	565,000	282,957	
	河川改修費補助	12,000	12,200	
	河川改修費補助	138,000	228,279	
	河川改修費補助	6,000	6,636	
	河川改修費補助	57,000	114,288	
	河川改修費補助	81,000	165,196	
	河川改修費補助	7,000	14,130	
	河川改修費補助	22,000	23,756	
	河川改修費補助	180,000	122,000	
	河川改修費補助	3,000	3,545	
	河川改修費補助	(1,080,000)	(1,576,797)	
	河川改修費補助	386,000	582,628	

24

竹野誌	系	号	元金期平算額	上半期繰越額	備	考
火災復	北	復興費	234,000	148,528		
火災復	北	復興費	70,000			
火災復	北	復興費	82,000	39,000		
火災復	北	復興費	1,437,813	328,654		
火災復	北	復興費	1,198,113	290,654		
火災復	北	復興費	40,000	241,000		
火災復	北	復興費	278,000	141,000		
火災復	北	復興費	19,000	(12,000)		
火災復	北	復興費	15,000	58,400		
火災復	北	復興費	66,000	44,050		
火災復	北	復興費	57,000	190,400		
火災復	北	復興費	(1,982,813)	170,000		
火災復	北	復興費	306,813	591,429		
火災復	北	復興費	28,000	46,665		
火災復	北	復興費	830	827		
火災復	北	復興費	69,026	112,259		

火災復	北	復興費	52,000	84,904		
火災復	北	復興費	22,000	2,152		
火災復	北	復興費	(152,056)	(246,581)		
火災復	北	復興費	100,000	7		
火災復	北	復興費	162,056	346,987		
火災復	北	復興費	102,087	253,858		
火災復	北	復興費	144,805	181,339		
火災復	北	復興費	85,000			
火災復	北	復興費	41,025	25,028		
火災復	北	復興費	3,347	4,114		
火災復	北	復興費	185,685	310,009		
火災復	北	復興費	41,450	51,428		
火災復	北	復興費	(812,417)	(845,814)		
火災復	北	復興費	10,000			
火災復	北	復興費	622,419	825,814		

5

所官施	事業名	延平期予算額	上半期延延額	備考
	那 市 計 画 (一 做)	209,040	85,832.8	
	坂突土地区整理事業	39,150	72,105	
	街 河 川 水 路 事 業	40,450	28,918	
	瓦 燃 肌 道 事 業	5,570	1,034	
	燃 水 道 事 業	1,230	1,995	
	瓦 燃 肌 道 備 事 業	720	1,264	
	水 道 事 業	8,444	10,835	
	下 水 道 事 業	22,740	28,783	
	水 道 事 業	7,060	8,802	
	水 道 事 業	11,400	5,945	
	水 道 事 業	4,888	5,155	
	公 共 地 利 用 整 備 事 業	8,925	5,840	
	公 共 地 利 用 整 備 事 業	832	1,048	
	火 災 防 止 有 政 務 事 業	480	753	
	火 災 防 止 有 政 務 事 業	1,800	1,100	

國 營 公 田 整 備 事 業	14,000	14,000	
飯 田 市 計 画 事 業	5,500	4,548	
那 市 木 利 超 設 整 備 事 業	5,040	5,040	
特 殊 地 下 土 木 施 設 整 備 事 業	8,100	10,900	
機 械 密 具 整 備 事 業	10,000	11,200	
(小 計)	(384,568)	(558,390)	
南 海 道 地 方 地 區 下 府 政 事 業	10,725	10,725	
北 陸 道 地 方 地 區 下 府 政 事 業	20,000	26,000	
(小 計)	(30,725)	(36,725)	
合 計 (一 做)	415,293	614,115	
左 記	952,055	936,551	
生 産 費 用 事 業	1,000	5,874	
生 産 費 用 事 業	—	5,000	
救 災 事 業	(95,305)	(947,425)	

所管處	事項	金額	34年度子算數	上半期認定額	備考
支 出 總務部 (一版)	總務部 (一版)	4,155,300	1,000,000	1,000,000	
	總務部 (一版)	1,400,155	1,000,000	1,000,000	
	總務部 (一版)	5,331	2,101	2,101	
	總務部 (一版)	5,000	4,120	4,120	
	總務部 (一版)	1,115	3,384	3,384	
	總務部 (一版)	5,500	2,000	2,000	
	總務部 (一版)	1,500	1,050	1,050	
	總務部 (一版)	2,045	11,155	11,155	
	總務部 (一版)	38,210	24,954	24,954	
	總務部 (一版)	(59,099)	(58,844)	(58,844)	
	總務部 (一版)	35,826	33,845	33,845	
	總務部 (一版)	1,136	9,500	9,500	

支 出	總務部 (一版)	4,155,300	1,000,000	1,000,000	
支 出	總務部 (一版)	1,400,155	1,000,000	1,000,000	
支 出	總務部 (一版)	5,331	2,101	2,101	
支 出	總務部 (一版)	5,000	4,120	4,120	
支 出	總務部 (一版)	1,115	3,384	3,384	
支 出	總務部 (一版)	5,500	2,000	2,000	
支 出	總務部 (一版)	1,500	1,050	1,050	
支 出	總務部 (一版)	2,045	11,155	11,155	
支 出	總務部 (一版)	38,210	24,954	24,954	
支 出	總務部 (一版)	(59,099)	(58,844)	(58,844)	
支 出	總務部 (一版)	35,826	33,845	33,845	
支 出	總務部 (一版)	1,136	9,500	9,500	

所 属 處	事 業 名	3.4半期予算額	上半期認定額	備 考
局 所 部 省 廳 院 司 署 委 員 會 特 許 審 判 所 監 獄 局 港 灣 局 海 防 局 警 務 局 工 務 局 商 務 局 農 林 部 商 工 省 一 般 事 務 局 名 稱 商 工 省 一 般 事 務 局 仙 臺 市 商 工 省 一 般 事 務 局 名 稱 商 工 省 一 般 事 務 局	省 廳 計 劃 部 省 廳 計 劃 部	4,500	2,400	
	省 廳 計 劃 部 省 廳 計 劃 部	2,800	0	
	省 廳 計 劃 部 省 廳 計 劃 部	0	0	
	省 廳 計 劃 部 省 廳 計 劃 部	0	0	
	省 廳 計 劃 部 省 廳 計 劃 部	0	0	
	省 廳 計 劃 部 省 廳 計 劃 部	0	0	
	省 廳 計 劃 部 省 廳 計 劃 部	0	0	
	省 廳 計 劃 部 省 廳 計 劃 部	0	0	
	省 廳 計 劃 部 省 廳 計 劃 部	0	0	
	省 廳 計 劃 部 省 廳 計 劃 部	0	0	

所 属 處	事 業 名	3.4半期予算額	上半期認定額	備 考
局 所 部 省 廳 院 司 署 委 員 會 特 許 審 判 所 監 獄 局 港 灣 局 海 防 局 警 務 局 工 務 局 商 務 局 農 林 部 商 工 省 一 般 事 務 局 名 稱 商 工 省 一 般 事 務 局 仙 臺 市 商 工 省 一 般 事 務 局 名 稱 商 工 省 一 般 事 務 局	省 廳 計 劃 部 省 廳 計 劃 部	4,500	2,400	
	省 廳 計 劃 部 省 廳 計 劃 部	2,800	0	
	省 廳 計 劃 部 省 廳 計 劃 部	0	0	
	省 廳 計 劃 部 省 廳 計 劃 部	0	0	
	省 廳 計 劃 部 省 廳 計 劃 部	0	0	
	省 廳 計 劃 部 省 廳 計 劃 部	0	0	
	省 廳 計 劃 部 省 廳 計 劃 部	0	0	
	省 廳 計 劃 部 省 廳 計 劃 部	0	0	
	省 廳 計 劃 部 省 廳 計 劃 部	0	0	
	省 廳 計 劃 部 省 廳 計 劃 部	0	0	

所 官 職	年 次 名	3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12.	上 半 明 細 並 額	備 考
農 業 試 験 場 研 究 所 農 業 試 験 場 研 究 所 農 業 試 験 場 研 究 所 農 業 試 験 場 研 究 所 農 業 試 験 場 研 究 所 農 業 試 験 場 研 究 所 農 業 試 験 場 研 究 所 農 業 試 験 場 研 究 所 農 業 試 験 場 研 究 所 農 業 試 験 場 研 究 所 農 業 試 験 場 研 究 所 農 業 試 験 場 研 究 所	農 業 試 験 場 研 究 所	450	760	
	農 業 試 験 場 研 究 所	672	0	
	農 業 試 験 場 研 究 所	1440	0	
	農 業 試 験 場 研 究 所	1550	1350	
	農 業 試 験 場 研 究 所	6425	1350	
	農 業 試 験 場 研 究 所	980	810	
	農 業 試 験 場 研 究 所	3015	4500	
	農 業 試 験 場 研 究 所	6450	5000	
	(小) 計)	(25053)	27208	
	高 等 工 業 試 験 場 研 究 所	205	1081	
	高 等 工 業 試 験 場 研 究 所	505	1171	
	高 等 工 業 試 験 場 研 究 所	2318	2520	
高 等 工 業 試 験 場 研 究 所	981	810		
高 等 工 業 試 験 場 研 究 所	12550	11220		
高 等 工 業 試 験 場 研 究 所	620	1525		

所 官 職	年 次 名	3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12.	上 半 明 細 並 額	備 考
省 立 試 験 場 研 究 所 省 立 試 験 場 研 究 所 省 立 試 験 場 研 究 所 省 立 試 験 場 研 究 所 省 立 試 験 場 研 究 所 省 立 試 験 場 研 究 所 省 立 試 験 場 研 究 所 省 立 試 験 場 研 究 所 省 立 試 験 場 研 究 所 省 立 試 験 場 研 究 所 省 立 試 験 場 研 究 所 省 立 試 験 場 研 究 所	省 立 試 験 場 研 究 所	(17243)	(10490)	
	省 立 試 験 場 研 究 所	400	504	
	省 立 試 験 場 研 究 所	625	1348	
	省 立 試 験 場 研 究 所	2220	2542	
	省 立 試 験 場 研 究 所	(3298)	(4449)	
	省 立 試 験 場 研 究 所	50134	54231	
	省 立 試 験 場 研 究 所	2000	3210	
	省 立 試 験 場 研 究 所	4233	1615	
	省 立 試 験 場 研 究 所	2588	1919	
	省 立 試 験 場 研 究 所	1215	0	
	省 立 試 験 場 研 究 所	(3608)	(2008)	

所官處	種 類 名	昭和44年度予算額	上半期取扱額	備 考
	大の三 合計 大の四 (治安特別施設)	4,911	7,538	
	農林所 地方管理費	16,950	9,900	
	農林所 防区管理費	3,565	4,260	
	果実防区管理費	10,168	9,000	
	大塚島山白部区管理費	27,660	22,900	
	京都府山梨木部川原管理費	9,847	2,868	
	(小計)	(22,690)	(58,425)	
	法務廳 警務費	3,373	5,400	
	法務廳 輸送費	2,702	2,315	
	法務廳 地方運送費	4,945	1,580	
	高等及地方運送上保安部	(4,555)	(3,890)	
	大の四 合計	70,608	65,223	

種 類 名	昭和44年度予算額	上半期取扱額	備 考
厚生省 衛生保健費	1,807	1,022	
厚生省 衛生保健費 (小計)	2,738	2,250	
北陸地方 (災害)	(4,545)	(3,272)	
北陸地方 (災害) 合計	371,289	374,645	
北陸地方 (災害) 合計	448,819	572,200	
北陸地方 (災害) 合計	577,953	431,845	
北陸地方 (災害) 合計	577,953	9,100.815	
建設省 建設費	266,000	451,487	
建設省 建設費 (A)	211,500	322,627	
建設省 建設費 (B)	20,000	68,820	
建設省 建設費 (B)	32,000	45,300	
建設省 建設費 (B)	2,500	2,940	
建設省 建設費 (B)	220,950	256,244	
建設省 建設費 (B)	116,580	140,841	
建設省 建設費 (B)	89,000	95,853	

所管處	手	名	昭和43年度	上期繰越	備考
北海道庁	水産部	水産部 漁業振興費補助	12,700	16,900	
		水産部 漁業振興費補助	2,470	2,670	
		水産部 漁業振興費補助	90,221	145,528	
		水産部 漁業振興費補助	69,000	110,720	
		水産部 漁業振興費補助	21,000	54,520	
		水産部 漁業振興費補助	221	488	
		水産部 漁業振興費補助	27,598	295,780	
		水産部 漁業振興費補助	(852,951)	(1,109,039)	
		水産部 漁業振興費補助	15,000	32,320	
		水産部 漁業振興費補助	109,814	165,214	
北海道庁	建設部	建設部 建設費補助	94,814	154,194	
		建設部 建設費補助	31,000	9,020	
		建設部 建設費補助	4,000	2,000	
		建設部 建設費補助	19,000	9,050	
北海道庁	農林部	農林部 林業振興費補助	4,000	9,050	
		農林部 林業振興費補助	4,000	9,050	

所管處	手	名	昭和43年度	上期繰越	備考
文部省	文部省	文部省 文部省補助	15,000	206,584	
		文部省 文部省補助	145,814	1315,623	
		文部省 文部省補助	996,765		
		文部省 文部省補助	44,904	20,130	
		文部省 文部省補助	29,456		
		文部省 文部省補助	15,468	20,130	
		文部省 文部省補助	204,169	1335,753	
		文部省 文部省補助	8,250	92,422	
		文部省 文部省補助	49,422	32,375	
		文部省 文部省補助	5,896	11,234	
文部省	文部省	文部省 文部省補助	14,112	3,893	
		文部省 文部省補助	4,754	4,851	
		文部省 文部省補助	4,767	3,214	
		文部省 文部省補助	2,911	4,815	
		文部省 文部省補助	4,611		
		文部省 文部省補助	4,611		

所管 種	業 名	昭和4年 平均算額	上半期 延額	備 考
	学 校 旧 専 校 校 館 制 制	8,905	8,491	
	学 校 旧 専 校 校 館 制 制	4,886	-	
	学 校 旧 専 校 校 館 制 制	45,567	45,991	
	学 校 旧 専 校 校 館 制 制	5,263	4,964	
	学 校 旧 専 校 校 館 制 制	35,747	36,248	
	学 校 旧 専 校 校 館 制 制	3,357	3,402	
	学 校 旧 専 校 校 館 制 制	1,200	1,577	
	学 校 旧 専 校 校 館 制 制	3,945	3,380	
	学 校 旧 専 校 校 館 制 制	45,746.12	48,869.49	
	学 校 旧 専 校 校 館 制 制	2,456	2,689	
	学 校 旧 専 校 校 館 制 制	-	1,222	
	学 校 旧 専 校 校 館 制 制	(1,762,903)	(2,072,846)	
	学 校 旧 専 校 校 館 制 制	22,579	9,863	
	学 校 旧 専 校 校 館 制 制	40,756	14,310	
	学 校 旧 専 校 校 館 制 制	-	11,558	

所管 種	業 名	昭和4年 平均算額	上半期 延額	備 考
	学 校 旧 専 校 校 館 制 制	2,034	2,033	
	学 校 旧 専 校 校 館 制 制	3,000	-	
	学 校 旧 専 校 校 館 制 制	63,000	56,000	
	学 校 旧 専 校 校 館 制 制	(1,313,699)	(93,062)	
	学 校 旧 専 校 校 館 制 制	1,894,272	2,170,908	
	学 校 旧 専 校 校 館 制 制	51,050	77,914	
	学 校 旧 専 校 校 館 制 制	7,600	12,055	
	学 校 旧 専 校 校 館 制 制	41,700	17,910	
	学 校 旧 専 校 校 館 制 制	124,500	211,882	
	学 校 旧 専 校 校 館 制 制	13,448	14,926	
	学 校 旧 専 校 校 館 制 制	22,445	10,710	
	学 校 旧 専 校 校 館 制 制	(260,545)	(545,397)	
	学 校 旧 専 校 校 館 制 制	7,800	10,000	
	学 校 旧 専 校 校 館 制 制	7,800	10,000	
	学 校 旧 専 校 校 館 制 制	268,343	355,397	

所管廳	事業名	昭和4年予算額	上半期純額	備考
農林省	農林省 (一般) 拓跋入田 拓跋入田 機械計 植樹計 農地 水政 農地 農地 農地 農地 農地 農地 農地 農地 農地	1,289,209	2,199,117	
		752,560	1,263,289	
		2,115,999	400,539	
		275,500	420,590	
		21,330	43,647	
		28,620	71,072	
		253,583	407,444	
		462,773	722,745	
		(2,005,565)	(537,930)	
		795,466	1,845,213	
		493,466	2,674,213	
		715,000	151,000	
		4,800	4,000	
		40,000	16,000	
		23年度早害		

所管廳	事業名	昭和4年予算額	上半期純額	備考
農林省	農林省 (一般) 拓跋入田 拓跋入田 機械計 植樹計 農地 水政 農地 農地 農地 農地 農地 農地 農地 農地 農地	140,800	-	
		(793,466)	(1,845,213)	
		2,799,051	5,224,519	
		26,742	51,741	
		120,742	191,525	
		25,349	77,046	
		143,956	176,844	
		67,574	74,271	
		76,777	105,048	
		4,224	6,997	
		(465,371)	(683,222)	
		91,999	135,222	
		58,499	122,222	
		15,000	4,000	
		5,500	2,000	

所管處	事業名	94年予算額	上半期認定額	備考
北陸	災 害 救 済 費	△ 18,000	△ 8,000	
	旧 岩 倉 倉 庫 火 災 救 済 費	25,970	126,244	
	之 2 3 年 度 火 災 救 済 費	44,470	112,744	
	和 歌 山 火 災 救 済 費	△ 21,000	△ 4,000	
	北 陸 火 災 救 済 費	△ 500	△ 500	
	地 震 下 対 策 防 潮 堤 防 費	10,000	△ 4,000	
	(小 計)	1,500	4,792	
	合 計	168,469	266,258	
	(小 計)	834,840	949,580	
	水 産 振 興 費	42,620	65,126	
	水 産 振 興 費 (一 般)	15,670	21,648	
	水 産 振 興 費 (特 別)	14,248	25,280	
水 産 振 興 費 (補 助)	3,579	12,884		
水 産 振 興 費 (同 等)	18,264	24,904		
(小 計)	(94,581)	(149,842)		

所管處	事業名	94年予算額	上半期認定額	備考
北陸	災 害 救 済 費	50,058	116,832	
	南 海 道 地 方 振 興 費 補 助	3,000	4,000	
	北 陸 地 方 振 興 費 補 助	△ 1,757	△ 2,000	
	之 2 3 年 度 水 産 振 興 費	△ 1,600	-	
	(小 計)	(55,815)	(12,832)	
	合 計	150,196	291,694	
	警 務 費 (一 般)	2,154	2,900	
	農 業 振 興 費 (水 産)	7,460	13,119	
	" 畜 産 振 興 費	820	1,895	
	" 水 産 振 興 費	11,299	27,222	
	" 水 産 振 興 費 (特 別)	4,905	5,663	
	" 水 産 振 興 費 (同 等)	17,65	20,25	
(小 計)	(18,403)	(22,934)		
北 陸 地 方 振 興 費	△ 4,990	△ 7,000		

所管縣	事業名	計	1/2年度予算額	上半期経延額	備考
厚 生 省	（小）計	（ 4,990 ）		（ 7,000 ）	
	（一）救災救済施設	23,393		34,924	
	（二）救災救済施設	3,602,460		6,480,845	
	（三）救災救済施設	155,576		182,896	
	（四）救災救済施設	88,976		102,851	
	（五）救災救済施設	64,600		74,845	
	（六）救災救済施設	42,568		42,511	
	（七）救災救済施設	298,244		225,207	
	（八）救災救済施設	10,280		13,766	
	（九）救災救済施設	59,444		8,187	
（十）救災救済施設	43,336		5,629		
（十一）救災救済施設	9,289		5,462		
（十二）救災救済施設	3,474		-		
（十三）救災救済施設	-		2,000		

所管縣	事業名	計	1/2年度予算額	上半期経延額	備考
厚 生 省	（小）計	（ 21,023 ）		（ 21,238 ）	
	（一）救災救済施設	4,380		4,073	
	（二）救災救済施設	4,114		3,807	
	（三）救災救済施設	266		266	
	（四）救災救済施設	1,510		2,434	
	（五）救災救済施設	3,664		2,625	
	（六）救災救済施設	2,078		2,040	
	（七）救災救済施設	586		585	
	（八）救災救済施設	5,000		8,000	
	（九）救災救済施設	15,354		15,132	
（十）救災救済施設	34,577		36,360		
（十一）救災救済施設	40,000		52,049		
（十二）救災救済施設	385		315		
（十三）救災救済施設	660		540		
（十四）救災救済施設	26,530		30,663		

所管廳	事業名	昭和44年度予算額	上半期総額	補	考
北 北 北 北 北 北 北 北 北 北 北 北 北	復興院所	1,220	1,040		
	瘧疾院所	500	340		
	瘧疾院所	1,181.9	4,048		
	瘧疾院所	2,600	3,600		
	瘧疾院所	1,152.0	18,882		
	瘧疾院所	3,526	3,708		
	瘧疾院所	730	1,695		
	瘧疾院所	990	810		
	瘧疾院所	12,850	12,720		
	瘧疾院所	1,850	1,350		
	瘧疾院所	(104,850)	(110,220)		
	瘧疾院所	5,480	10,620		
	瘧疾院所	119,330	121,990		

省	事業名	計	計	計	計
省	厚生省	144,707	183,750		
省	厚生省	5,769	7,905		
省	厚生省	5,789	7,905		
省	厚生省	119,000	220,613		
省	厚生省	15,072.917	20,531,985		

